

福井県国民保護計画

福 井 県

平成17年 7月 作成

平成19年 1月 修正

平成22年 3月 修正

平成26年11月 修正

平成31年 1月 修正

目 次

第1章 総則

第1節 計画の基本	1
第1 計画の目的	1
第2 基本的な考え方	1
第3 計画の作成上の留意点	2
第4 用語の意義	4
第5 武力攻撃、武力攻撃事態および武力攻撃災害への対処	6
第6 計画の構成	7
第7 福井県地域防災計画等との関連	7
第8 計画の周知徹底	10
第9 計画の変更	10
第2節 福井県の地域特性および武力攻撃事態の類型等	11
第1 国民保護に及ぼす本県の地域の特性	11
第2 武力攻撃事態の類型	12
第3 緊急処理事態の類型および対応	12
第4 本県において特に留意すべき事項	13
第3節 県、市町村等の責務および処理すべき事務または業務	14
第1 県、市町等の責務	14
第2 処理すべき事務または業務	15
第4節 関係機関との連携および応援協定等	19
第1 関係機関との連携および応援協定等	19

第2章 平常時の備え

第1節 組織および体制の整備	21
第1 組織および体制の整備	21
第2節 避難および救援の訓練	23
第1 訓練の実施	23
第2 訓練の種別	23
第3 訓練に関する普及啓発	24
第4 訓練のための通行規制	25
第3節 救援物資等の備蓄	26
第1 防災資機材の整備	26
第2 飲料水、食糧および生活必需品の備蓄	27
第3 自然災害等における備蓄との関係	27
第4 市町国民保護計画で定める事項	28
第4節 医療救護体制の整備	29
第1 医療救護体制の確立	29
第2 医薬品等の確保	30
第3 救護所間の情報通信体制の整備	30
第5節 要配慮者支援体制の整備	31

第1	高齢者、障害者等に配慮したまちづくり	31
第2	災害応急体制の整備	31
第3	情報伝達設備および支援体制の整備	32
第4	武力攻撃災害に関する知識の普及	32
第5	国民保護訓練における配慮事項	32
第6	要配慮者に対する配慮	32
第7	児童および生徒の避難時の配慮	33
第8	マニュアルによる運用	33
第6節	自主防災組織の充実	34
第1	組織の種類	34
第2	組織の活動内容	34
第3	県の措置	35
第4	市町の措置	35
第5	自主防災組織と防災関係機関との連携	35
第7節	ボランティア活動への支援	36
第1	ボランティアの活動内容	36
第2	ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備	36
第8節	その他の備え	38
第1	平常時の心構え	38
第2	国民保護に関する知識の普及等	38
第3	避難の誘導体制の整備	39
第4	避難施設の指定および整備	41
第5	重要施設の安全確保	42

第3章 関係機関との連携による国民保護措置の実施体制

第1節	実施体制の整備	44
第1	福井県国民保護対策連絡室の設置	44
第2	福井県国民保護対策本部の設置	47
第3	市町の配備体制	54
第4	指定地方公共機関の配備体制	54
第5	市町国民保護計画で定める事項	54
第6	指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画等で定める事項	55
第2節	広域応援の要請	56
第1	他の都道府県知事等に対する応援の要求	56
第2	自衛隊の部隊等の派遣の要請	56
第3	警察災害派遣隊等の援助の要求	57
第4	緊急消防援助隊の応援要請	57
第5	職員の派遣の要請およびあつせん	57
第3節	情報の通知および伝達	59
第1	情報の流れ	59
第2	警報の通知および伝達	60
第3	避難の指示	61
第4	退避の指示	63

第5	発見者の通報義務等	64
第6	緊急通報の発令	65
第7	放送事業者による警報等の放送	66
第8	安否情報の収集等	67
第9	被災情報の収集および報告	68
第10	災害時要援護者に対する配慮	69
第11	通信手段の確保	69
第12	マニュアルによる運用	72
第13	市町国民保護計画で定める事項	72
第4節	住民に対する協力要請	73
第1	住民に対する協力要請	73
第2	避難住民の誘導への協力	73
第3	救援への協力	74
第4	消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	74
第5	保健衛生の確保への協力	74
第5節	ボランティアの受入体制の整備	75
第1	ボランティアの活動内容	75
第2	ボランティアの受入体制	75
第3	ボランティアの活動体制および活動拠点	75
第6節	安全のための赤十字標章等の交付	77
第1	医療関係者等に対する赤十字標章等	77
第2	国民保護措置に係る職務を行う者に対する特殊標章	77
第3	マニュアルによる運用	79

第4章 避難および救援

第1節	住民の避難	80
第1	避難の種類と対処	80
第2	避難の指示と避難の方法	81
第3	避難の誘導の措置	85
第4	避難住民の受入れ	88
第5	要配慮者に対する配慮	88
第6	知事の指示等	89
第7	的確な避難の実施	89
第8	都道府県の区域を越える住民の避難	90
第9	大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難	91
第10	被災地域における動物の保護等	91
第11	避難の指示の解除	91
第12	マニュアルによる運用	91
第13	市町国民保護計画で定める事項	91
第2節	避難住民等の救援および医療措置	92
第1	救援の指示	92
第2	救援の実施体制	92
第3	救援の実施内容	93

第4	医療の実施	96
第5	日本赤十字社への救援の委託	97
第6	要配慮者に対する配慮	98
第7	健康への配慮	98
第8	マニュアルによる運用	99
第9	市町国民保護計画で定める事項	99
第3節	避難住民等の運送	100
第1	輸送力の確保	100
第2	指定公共機関等に対する避難住民等の運送の要請	100
第3	緊急輸送体制の確立	101
第4	マニュアルによる運用	102
第5	市町国民保護計画で定める事項	102
第4節	交通の確保	103
第1	実施責任者	103
第2	交通支障箇所の通報連絡	103
第3	交通規制に関する措置	104
第4	交通情報の収集と広報活動	105
第5	マニュアルによる運用	105
第5節	特定物資等の確保	106
第1	特定物資の売渡しの要請等	106
第2	収容施設の供与等のための土地等の使用	106
第3	退避先としての土地建物等の一時使用等	107
第4	公用令書の交付	107
第5	立入検査等	107

第5章 武力攻撃災害への対処等

第1節	応急措置等	108
第1	生活関連等施設の安全確保	108
第2	危険物質等に係る災害への対処	110
第3	石油コンビナート等に係る災害への対処	112
第4	放射性物質等による汚染の拡大の防止	114
第5	災害拡大の防止措置	115
第6	退避の指示	116
第7	警戒区域の設定	117
第8	武力攻撃事態が発生した場合等の知事等の指示	117
第9	消防に関する消防庁長官等の指示	118
第10	消防等に関する安全の確保	118
第11	武力攻撃災害による文化財の保護措置	119
第2節	防疫対策	120
第1	県の措置	120
第2	市町の措置	120
第3	家畜防疫	121
第4	市町国民保護計画で定める事項	121

第3節	廃棄物対策	122
第1	廃棄物処理	122
第2	市町国民保護計画で定める事項	123
第4節	生活の安定に関する措置	124
第1	生活関連物資等の確保	124
第2	物資の需給状況および価格動向の把握	124
第3	生活関連物資等の価格の安定	124
第4	住民の生活基盤の確保	126
第5	応急復旧に関する支援	126
第5節	補償および費用負担	127
第1	収用等の処分に伴う損失補償	127
第2	実費弁償	127
第3	損害補償	127
第4	指定公共機関等に対する損失補てん	128
第5	費用の負担	128
第6	マニュアルによる運用	129

第6章 原子力発電所の武力攻撃災害への対処

第1節	基本方針	130
第1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	130
第2	この章に定める事項	131
第2節	武力攻撃原子力災害に対する備え	133
第1	原子力事業者の武力攻撃事態等への備え	133
第2	福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催	133
第3	武力攻撃事態等における環境モニタリング体制の強化	133
第4	武力攻撃事態等における被ばく医療体制の強化	133
第5	安定ヨウ素剤等の備蓄等	134
第6	武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施等	134
第3節	武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等および実施体制の確立	135
第1	原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等	135
第2	原子力発電所の警備の強化等	135
第3	放射性物質等の放出等の通報等	135
第4	武力攻撃原子力災害対策支援チームの編成	136
第5	現地対策本部の設置等	136
第6	原子炉の運転停止等の要請	137
第7	武力攻撃原子力災害の公示の通知	137
第4節	応急対策等	139
第1	放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等	139
第2	応急対策として実施する事項	139
第3	武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達	140
第4	武力攻撃原子力災害における住民避難等	141
第5	武力攻撃事態等における環境モニタリングの実施	141
第6	武力攻撃事態等における被ばく医療の実施	142

第7	避難退域時検査および簡易除染の実施	143
第8	飲食物の摂取制限等	143
第9	原子力発電所の応急復旧等のための連携	143
第10	事後対策の実施	144

第7章 施設の復旧と生活の安定

第1節	被災施設および被災地の復旧	145
第1	実施責任者	145
第2	武力攻撃による災害復旧の促進	145
第3	計画的復興	145
第4	財源の確保	145
第2節	生活の安定	146
第1	住宅の確保	146
第2	被災した児童生徒等に対する教育	146
第3	雇用機会の確保	146
第4	武力攻撃被災者総合相談センターの開設	146
第5	金融措置	147
第6	流通機能回復	147
(参考)		149
(別表)		151
(付録)	生活関連等施設の安全確保の留意点	

第1章 総 則

第1節 計画の基本

第1 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体および財産を保護する必要がある。

(1) この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「法」という。)に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、県の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他の必要な事項を定めるものとする。

(2) また、市町の国民の保護に関する計画および指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画作成のための基準を示すことにより、県全体として適切な態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2 基本的な考え方

この計画に定める国民保護措置を実施する際の基本的な考え方は、次のとおりである。

1 国民の自発的意思による協力(法4関係)

国民保護措置の実施に関し、国民の協力はその自発的意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

2 基本的人権の尊重(法5関係)

国民保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、ならびに思想および良心の自由ならびに表現の自由を侵すものであってはならない。

なお、国民の権利利益の救済に係る手続きについては、できる限り迅速に実施する。

3 要配慮者等への対応(法9関係)

児童や、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対しては、関係者に、确实

第1章第1節第2、第3

に情報が伝達されるよう配慮するとともに、避難や救援などの措置を的確かつ迅速に実施する。

また、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

4 情報伝達体制の確立

武力攻撃事態等において、事態の推移、国民保護措置の実施内容、武力攻撃災害による被害その他の状況に関する正確な情報を、国から県、市町、防災関係機関のほか住民まで提供することを基本に、的確かつ迅速な情報の伝達体制を確立するとともに、各機関がこれらの情報を共有する。

5 関係機関相互の連携協力の確保（法7関係）

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、市町その他関係機関は平常時から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施については、その自主性を尊重する。

6 安全の確保（法22関係）

武力攻撃事態等においては、国民の安全はもとより、国民保護措置を実施する各機関の業務に従事する者の安全の確保にも十分配慮する。

7 初動時体制の確立

国から警報が発令された場合や武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、知事が必要と認めた場合、県独自に、国民保護対策連絡室を設置し、国や市町および関係機関との間で情報の共有を図り、国民保護措置の迅速な実施に対応する。

8 原子力発電所の武力攻撃災害への対処

本県に15基が集中立地する原子力発電所の安全確保を図ることは、この計画の中でも特に重要な課題であることから、平常時からの原子力事業者など関係機関との連携や、武力攻撃原子力災害が発生した場合の住民への情報の伝達や避難の指示、訓練などをまとめて記載し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

第3 計画の作成上の留意点

1 計画の性質

この計画は、主に県、市町、指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものである。この計画で定める国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニ

ュアルを作成することとし、マニュアル化するものについては、この計画のそれぞれの節で明記する。

また、この計画で想定する武力攻撃は、近年我が国では先例がなく、あくまでも現段階で蓋然性がある事態を想定したものである。実際に国民保護措置を実施する際には、現実在即して計画を弾力的に運用する必要がある。また、今後の国際情勢次第では、想定する武力攻撃の修正もあり得る。県は、今後とも国民保護訓練等を通じて、随時、計画の検証を行い、より実効性の高い計画となるよう努める。

なお、自衛隊、近隣府県、市町、県内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の担当連絡窓口、避難施設、生活関連等施設等のデータとして整理すべき項目は、別途資料編としてまとめる。

2. 計画を使いやすくするための表示

この計画では、国民保護措置を実施する関係機関等が使いやすくなるよう、次のような表示をする。

- (1) すべての頁にインデックスを付ける。
- (2) 定義された用語は「 」書きをする。また、計画名などは『 』書きをする。
- (3) 根拠法令を明示する。
- (4) この計画の作成主体である県、知事の実行べき行動をわかりやすくするため県、知事はゴシック体で表記する。

第4 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用 語	意 義
避難住民等	避難住民および武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

(武力攻撃関連)

用 語	意 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

(避難、救援関連)

用 語	意 義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域および関係近接要避難地域をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資および資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資および資材をいう。
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)または化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。

(関係機関、施設関連)

用 語	意 義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施

	行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁ならびに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項および第2項に規定する機関ならびに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条および第54条ならびに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項ならびに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条および第55条ならびに宮内庁法第16条第2項ならびに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条および第56条ならびに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条および第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）ならびに宮内庁法第17条第1項ならびに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第102条第1項（発電所、ガスホルダー等）に規定する生活関連等施設をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官または海上保安官をいう。
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官をいう。
警察署長等	警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項、第78条第1項もしくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための実施を命ぜられた自衛隊の部隊等もしくは同法第77条の3第1項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。）の長をいう。

第1章第1節第4、第5

海上保安部長等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「施行令」という。）第7条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。
---------	---

（原子力災害関連）

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生またはその拡大を防止するための応急の対策をいう。
応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域をいう。
事後対策	法第105条第13項において読み替えて準用する原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第27条第1項の事後対策をいう。
原子力防災管理者	原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

第5 武力攻撃、武力攻撃事態および武力攻撃災害への対処

「武力攻撃事態等」には、「武力攻撃」発生の予測段階である「武力攻撃予測事態」および「武力攻撃」が発生しまたは発生する明白な危険が切迫していると認められる事態である「武力攻撃事態」の2つの段階が含まれる。

また「武力攻撃事態等」への対処は、「武力攻撃事態等」を終結させるために実施する侵略を排除するための活動と、「武力攻撃」から国民の生命、身体および財産を保護し、「武力攻撃」が国民生活や国民経済に与える影響を最小にするために実施する国民保護措置の大きく2つに分けられる。

「武力攻撃事態等」においては、「武力攻撃事態等」を終結させるため、自衛隊が極めて重要な役割を果たす。

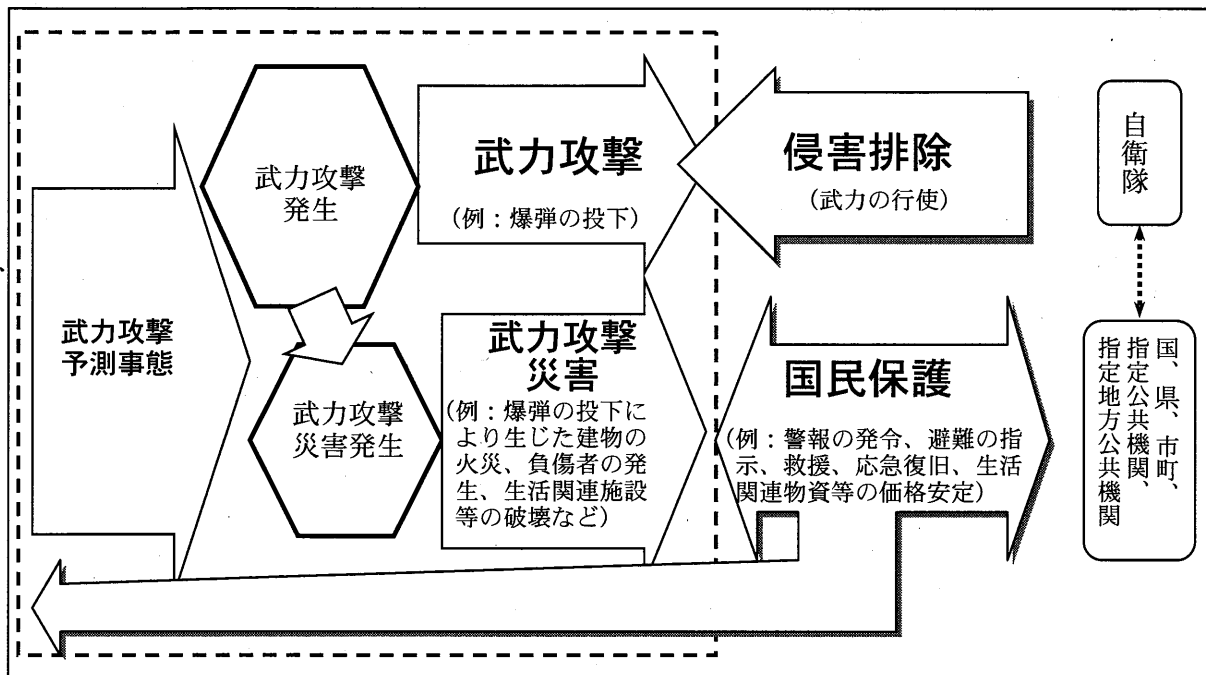
一方、この計画で規定している警報の発令、住民の避難、避難住民等の救援、「武力攻撃災害」への対処等の国民保護措置については、「武力攻撃予測事態」から行われるものもある。

我が国の安全を図る上では、こうした侵害排除措置と国民保護措置が、いわば車の両輪のように機能することが必要である。

このため、知事は、平常時から本県を管轄する陸、海、空の各自衛隊と連絡を密にし、「武力攻撃事態等」における国民保護措置と侵害排除措置の整合性を図る。

これらの概念図については、以下の通りである。

概 念 図



第6 計画の構成

この計画は、次の7章（目次参照）から構成する。

- 第1章 総則
- 第2章 平常時の備え
- 第3章 関係機関との連携による国民保護措置の実施体制
- 第4章 避難および救援
- 第5章 武力攻撃災害への対処等
- 第6章 原子力発電所の武力攻撃災害への対処
- 第7章 施設の復旧と生活の安定

第7 福井県地域防災計画等との関連

この計画は、法に基づき、「武力攻撃事態等」に対処するためのものであるのに対し、『福井県地域防災計画』は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「災対法」という。）に基づいて、台風や地震などの自然災害または大規模事故などに対処するので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様およびこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では「武力攻撃事態等」における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については、『福井県地域防災計画』等の定め例により対応する。

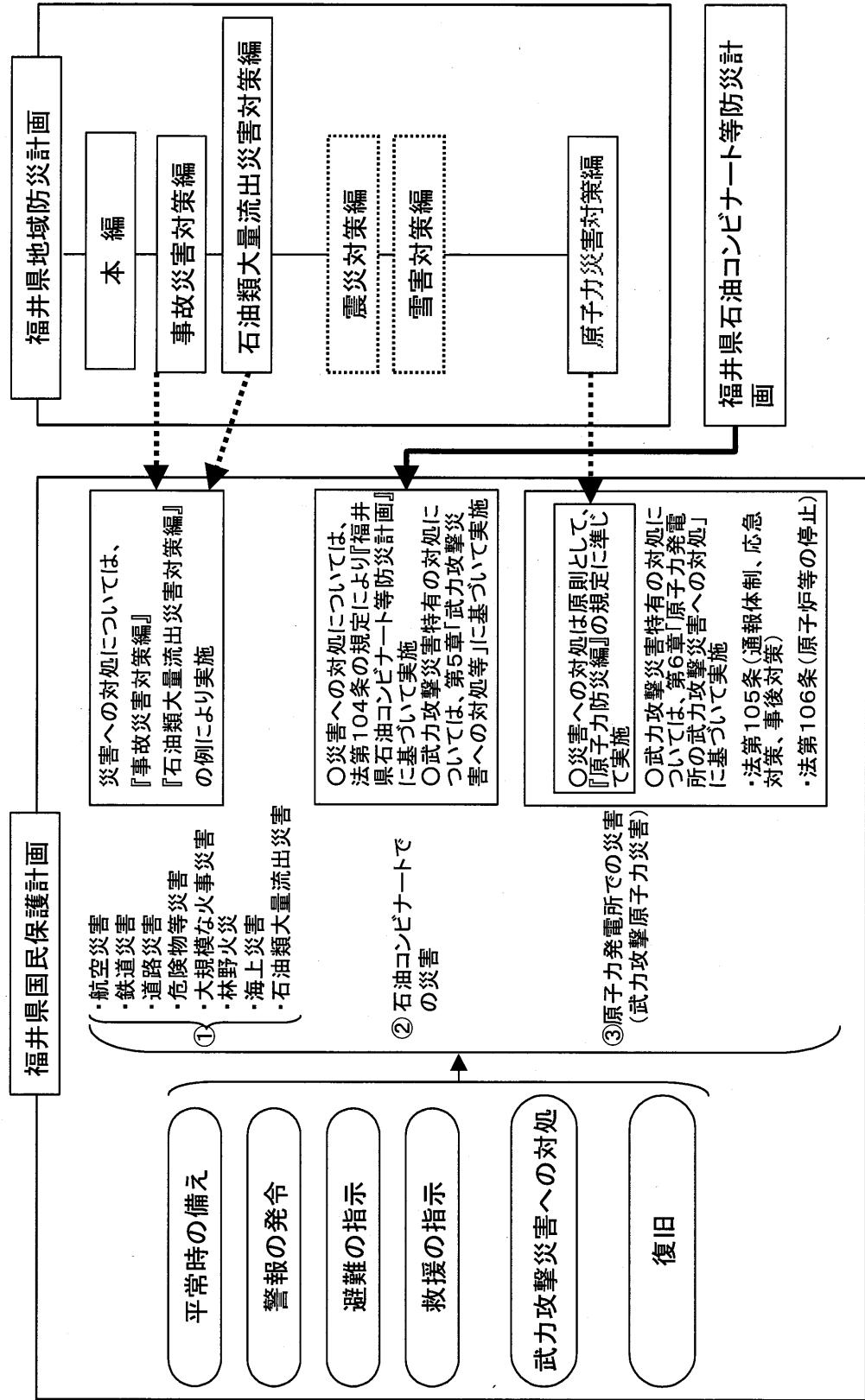
第1章第1節第7

具体的には、

- ① まず武力攻撃により発生した道路災害や大規模な火災災害などへの対処は、法に明示はないが、この計画で規定せず、『福井県地域防災計画』事故災害対策編によることとする。
- ② 次に、石油コンビナート等に係る災害への対処については、この計画では、第5章において、法第102条（生活関連等施設の安全確保）や法第103条（危険物質等に係る災害への対処）の規定による対処を定めている。これら以外の措置は、法第104条で規定されているとおり、『福井県石油コンビナート等防災計画』に基づき対処する。
- ③ また、武力攻撃原子力災害への対処については、『福井県地域防災計画』原子力災害対策編（以下、「『県地域防災計画（原子力編）』」という。）の規定を準用して行うという原則によるが、武力攻撃災害に特有な事項については、この計画の第6章において、法第105条（通報体制や応急対策、事後対策）や法第106条（原子炉等の停止）の規定による対処および本県で独自に定める対処を特別に定めており、これらの規定により行うものとする。

この計画および『福井県地域防災計画』等との関係は、次頁のとおりである。

『福井県国民保護計画』および『福井県地域防災計画』等との関係



第1章第1節第8、第9

第8 計画の周知徹底

県は、市町、「指定地方行政機関」、「指定公共機関等」などの防災関係機関および住民に対し、自然災害や事故などの災害との関連も含めて、この計画の性質や基本的な考え方など特殊性の周知を図る。

また、県の国民保護計画に基づき、市町は『国民の保護に関する計画』を、「指定地方公共機関」は『国民の保護に関する業務計画』を作成し、的確な国民保護措置の実施に対応するものとする。

第9 計画の変更（法37関係）

今後、この計画の基準となる国の基本指針が修正される場合もある。また第3で述べたこの計画の性質上、今後の国際情勢の変化により、想定する武力攻撃事態そのものの見直しもあり得る。そうした場合、直ちに計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

なお、この計画を変更するときは、法第37条第3項の規定に基づき、あらかじめ、法第37条第1項に規定により設置された福井県国民保護協議会に諮問するものとする。

第2節 福井県の地域特性および武力攻撃事態の類型等

第1 国民保護に及ぼす本県の地域特性

本県は、周囲を加越山地、越美山地および丹波山地の山並みと日本海に囲まれた、やや閉鎖的な地域で、住民の広域的避難や救援の活動において、隣接する石川、岐阜、滋賀および京都の各府県との連携が取りにくい自然的環境および地形的環境にある。

また、本県は、大きく分けて、敦賀市東方の木の芽峠を境として、嶺北地域と嶺南地域に区分される。

1 嶺北地域

- (1) 本地域は、北、東、南の三方を加越山地および越美山地で石川および岐阜両県と接し、また、西側は日本海に面する丹生山地により、四周を山地で取り囲まれ、その中に東西約10 km、南北約20 kmの福井平野がある。
- (2) 福井平野の中心である県都福井市は、人口約26万4千人、鯖江市は、約6万7千人、越前市は、約8万4千人であり、大都市圏との比較では特別な人口密集地域ではないが、本県では比較的人口の集中した地域であり、不特定多数の人間を目標としたテロ活動が行われるとその影響は大きい。
- (3) 南北に走る北陸自動車道、それに平行して走る国道8号およびJR北陸線により、南北の移動は容易であるが、九頭竜川が東西に流れ、各道路の橋梁が損失すると、その移動に影響を及ぼす。また、東西の交通の基盤は南北ほど発達していない。しかし、県全体では、全般的に自動車による移動は容易である。
- (4) 海岸線は、視界が良く、不審船等の侵入の可能性は比較的少ない。

2 嶺南地域

- (1) 嶺南地域は、東西に細長く、南を野坂山地、若丹山地により滋賀県、京都府に接し、北は若狭湾に面している。敦賀市は、人口約6万7千人、小浜市は、約3万人であり、人口密度は少ない。
- (2) 敦賀市は、北陸自動車道、国道8号、27号等へのアクセスが容易であるが、敦賀市以西の各市町については、舞鶴若狭自動車道、国道27号およびJR小浜線があるのみで、避難経路の選定は特に注意する必要がある。
- (3) 本地域の海岸線は、複雑に入り組んだリアス式海岸であって、過去に拉致事件や不審船事件が発生したように、ゲリラや特殊部隊または武装工作員等の侵入および潜伏が比較的容易である。そのため、県民の安全ならびに集中立地している原子力発電所の警備および防護に特別な配慮を要する。
- (4) 敦賀市、美浜町、おおい町および高浜町には、合計15基の原子力発電所が集中立地していることから、有事に対して的確な対策が必要な地域である。

第1章第2節第2、第3

第2 武力攻撃事態の類型

「武力攻撃事態」について、国が示している類型は、次のとおりである。

	類	型
武力 攻 撃 事 態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃	
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	・主要な公共施設の占拠または破壊	
	・原子力発電所の中央制御室の占拠または冷却機能の破壊	
	弾道ミサイル攻撃	
	・通常弾頭	・核弾頭
	・生物剤弾頭	・化学剤弾頭
	航空機による攻撃	

第3 緊急処理事態の類型および対応（法183関係）

「緊急処理事態」について、国が示している類型は、次のとおりである。

なお、「武力攻撃事態」は、相手の国による「武力攻撃」が該当するのに対し、「緊急処理事態」は、「武力攻撃」に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。

「緊急処理事態」における緊急対処保護措置については、法令、国の基本指針およびこの計画で定めるところにより、警報の通知および伝達に関するもの以外は、「武力攻撃事態等」における国民保護措置を準用して対応する。（第3章第3節第1「警報の通知および伝達」を参照）

	類	型
緊 急 対 処 理 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
	・原子力事業所等の破壊	
	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	
	・危険物積載船への攻撃	
	・ダム等の破壊	
	多数の人が集合する施設および大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	
	・列車等の爆破	
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
	・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散	
	・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	
	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	
	・水源地に対する毒素等の混入	
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	
	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	
	・弾道ミサイル等の飛来	

第4 本県において特に留意すべき事項

「武力攻撃事態等」は、その時点における国際情勢または相手国の軍事的能力もしくは意

図により発生するものであり、一概に想定することは困難である。

しかし、現在の各国の軍事情勢および本県の地域特性を考えると、本県においては、着上陸攻撃や着上陸攻撃と連携した航空機攻撃の可能性は少ないと考えられ、当面は、ゲリラや特殊部隊による原子力発電所に対する攻撃や原子力発電所立地周辺地域への弾道ミサイル攻撃が想定され、これに対する対応を的確に行うことが重要である。

第1章第3節第1

第3節 県、市町等の責務および処理すべき事務または業務

第1 県、市町等の責務（法3関係）

県は、「武力攻撃事態等」において、国、市町、「指定地方行政機関」および「指定公共機関等」と相互に連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施しなければならない。

なお、県、市町、「指定地方行政機関」および「指定公共機関等」の責務は、次のとおりである。

1 県の責務

- (1) 国が定める基本指針および県の国民保護計画に基づき、「武力攻撃事態等」において、避難の指示、「避難住民等」の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を、総合的に推進する。

2 市町の責務

- (1) 国が定める基本指針および市町の『国民の保護に関する計画』に基づき、「武力攻撃事態等」において、警報の伝達、避難住民の誘導など国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 当該市町の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を、総合的に推進する。

3 「指定地方行政機関」の責務

- (1) 県、市町その他の関係機関と相互に連携協力し、「武力攻撃事態等」への対処に関し、必要な措置を実施する。
- (2) 県および市町の活動が円滑に実施されるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 「指定公共機関等」の責務

- (1) 国が定める基本指針および「指定公共機関等」の『国民の保護に関する業務計画』に基づき、その業務に係る国民保護措置を実施する。
- (2) 国民保護措置の実施に当たっては、県、市町その他の関係機関と相互に連携協力する。

第2 処理すべき事務または業務

国民保護措置について、県、市町および「指定地方行政機関」はおおむね次に掲げる事務を、「指定公共機関等」は、おおむね次に掲げる業務を処理する。なお、第6章「原子力発電所の武力攻撃災害への対処」に関連して処理すべき事務または業務については、別途資料編で定める。

1 県

機 関 名	処理すべき事務または業務
福 井 県	(1) 福井県国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する施設および組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及および訓練 (4) 福井県国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送および必要物資の調達 (9) 安否情報の収集および提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫および廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧およびライフラインの確保 (13) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他国民生活の安定に関する措置の実施 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 国民保護措置に関する行政機関、公共機関および市町相互間の連絡調整 (17) 市町が処理する事務の指示および支援
福 井 県 警 察 本 部	(1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限および警戒警備 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制

2 市町

機 関 名	処理すべき事務または業務
市 町	(1) 市町国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及および訓練 (4) 市町国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難誘導に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送および必要物資の調達 (9) 安否情報の収集および提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫および廃棄物処理に関する措置

第1章第3節第2

	(12) 応急復旧およびライフラインの確保 (13) ボランティアに関する支援 (14) 被災公共施設の復旧 (15) 市町の管轄区域内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
消 防 本 部	(1) 消防活動に関する措置 (2) 住民の避難誘導、救助、救急等

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務
1 中部管区警察局	(1) 管内各県警察の国民保護措置および相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管内各県警察および関係機関等からの情報収集ならびに報告連絡 (4) 警察通信の確保および統制
2 北陸総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視ならびに無線の施設の設置および使用の規律に関すること (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
4 大阪税関 (敦賀税関支署)	(1) 輸入物資の通関手続
5 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
6 福井労働局	(1) 被災者の雇用対策
7 北陸農政局 (福井支局)	(1) 武力攻撃災害対策用食料の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
8 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
9 中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
10 近畿経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興 (4) 電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
11 中部近畿産業 保安監督部	(1) 電気の保全
12 中部近畿産業 保安監督部 近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保全 (2) 鉱山における災害時の応急対策
13 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (2) 港湾施設の応急復旧
14 中部地方整備局 (岐阜国道事務所)	(1) 被災時における直轄国道等の公共土木施設の応急復旧

15 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) (九頭竜川ダム統合管理事務所) (足羽川ダム工事事務所)	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
16 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設および車両の安全保安
17 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
18 東京航空交通 管 制 部	(1) 航空機の安全確保に係る管制上の措置
19 東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1) 気象状況の把握および情報の提供
20 第八管区海上 保 安 本 部 (敦賀海上保安部)	(1) 船舶内に在る者に対する警報および避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導、緊急物資の運送、秩序の維持 および安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等および退避の指示 (5) 海上における消火活動および被災者の救助・救急活動、その 他の武力攻撃災害への対処に関する措置
21 中部地方環境 事務所	(1) 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量 の情報収集
22 近畿中部防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	(1) 武力攻撃事態等における人命および財産の保護 (2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の支援

5 指定公共機関等

機 関 名	処理すべき事務または業務
1 災害研究機関 国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等
2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付および配分
3 医療事業者 独立行政法人国 立病院機構 一般社団法人福 井県医師会	(1) 武力攻撃災害時における医療救護活動の実施

第1章第3節第2

4	公共的施設の管理者 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 武力攻撃事態等における道路交通の確保 (3) 被害施設の復旧
5	電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株)	(1) 施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6	一般社団法人福井県エルピーガス協会	(1) ガスの供給
7	運送事業者 新日本海フェリー(株) 公益社団法人福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株) 一般社団法人福井県トラック協会	(1) 施設等の整備および安全輸送の確保 (2) 武力攻撃事態等における物資および人員の緊急輸送 (3) 被災施設の復旧
8	電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)NTTドコモソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
9	放送事業者 日本放送協会 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株)	(1) 警報等の内容の放送
10	金融機関 日本銀行	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
11	日本郵便(株)	(1) 武力攻撃事態等における郵便業務の確保

第4節 関係機関との連携および応援協定等

第1 関係機関との連携および応援協定等（法59関係）

1 国との連携体制

県は、「武力攻撃事態等」が発生した場合に、国が警報の発令、避難措置の指示、県の区域を越える避難に係る勧告など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平常時から内閣官房、総務省（消防庁）、内閣府、警察庁等関係省庁との連携体制を強化する。

2 自衛隊との連携体制

知事は、自衛隊による国民保護措置の実施の必要性、緊急性等から、自衛隊の部隊等の派遣が必要と判断する場合、防衛大臣に対し、その派遣を要請する。

県は、「NBC攻撃」への対処等特有の事項を含め、「武力攻撃事態等」において国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、これまでの自然災害への対応で構築した連携体制を活用し、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の所要の部隊との間で常に連絡がとれ、迅速な行動ができる連携体制を構築する。

また、自衛隊の部隊等による国民保護措置が円滑に実施できるよう、共同の訓練の実施等に努める。

3 市町との連携体制

県は、「武力攻撃事態等」における市町による住民への避難の指示の伝達、避難の誘導、安否情報の収集等、県との協力のもと実施する救援活動等が重要であることから、平常時から市町の準備状況を把握するとともに必要に応じて助言をし、また支援できるよう準備に努めるなど、市町との連携体制を強め、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に取り組む。

また、市町長の行うべき国民保護措置の全部または一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ調整を図る。

4 消防機関との連携体制

県は、「武力攻撃事態等」における消防機関による消火活動や被災住民の救急救助活動が重要であることから、県下消防機関の人員、所有する資機材などの現状等について把握し、必要な装備等について市町とともに、整備の支援に努める。

5 「指定公共機関等」との連携体制

県は、「指定公共機関等」による避難住民の輸送および救援、避難施設における臨時の通信設備の設置等が重要であることから、平常時からこれらの機関と情報連絡を密にし、

第1章第4節第1

これらの事務が円滑に行われるよう協力する。

6 他の都道府県との連携体制

県は、他の都道府県との間で、県域を越えた広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等ならびに食糧、水、生活必需品、医薬品等の備蓄品および所要の資機材の調達に関する応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の充実に努める。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を他の都道府県に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

7 公共的団体との連携体制

県は、住民の避難、救援等について協力を得ることができる公共的団体と平常時から情報連絡を密にし、医療救護、生活物資供給等の応援協定を締結するなど、「武力攻撃事態等」において迅速かつ的確な対応ができるよう、連携体制を整備する。

第2章 平常時の備え

「武力攻撃事態等」において、県は、国、市町、関係機関との緊密な連携の下、「武力攻撃事態等」に関する情報をお互いに共有し、避難や救援といった国民保護措置を、的確かつ迅速に実施する。

そのためにも、平常時から国民保護措置を実施するため必要な体制等を整備しておくとともに、ボランティアや自主防災組織といった県民との協力体制の確立、救援物資等の備蓄、警報の伝達および住民の避難等に関する訓練、施設の管理者に対する避難誘導等に必要な措置等の実施の要請ならびに広報に努める。

また、「要配慮者」への支援のためにあらかじめ市町が実施する情報の収集は、おのおのの人権に配慮しながら適切に行われるよう努める。

この章では、これら平常時から準備しておくべき事項について定める。

第1節 組織および体制の整備

県は、平常時から必要な組織および体制の整備、拡充を図ることにより、「武力攻撃事態等」に際し、速やかに対処し国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

第1 組織および体制の整備

1 組織の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平常時の各部局および対策本部等における事務分担、職員の配置、職員間の伝達系統等をあらかじめ規定し、その組織の整備を図る。

2 防災体制と併せた体制の整備

県は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制の整備を図るとともに、国からの警報や避難措置の指示の的確な受信や市町村等への迅速な伝達などに24時間即応できる体制を確立する。

3 対策本部の機能の確保

県および市町は、対策本部が設置された場合、その機能が発揮できるよう、平常時から、交代要員の確保やその他職員の適切な配置、飲料水や食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等に努める。

第2章第1節第1

4 市町の組織および体制の整備

市町は、県と同様に、組織の整備および対策本部の機能の確保に努める。また、防災体制と併せた体制の整備については、常備消防体制と連携を図りつつ当直等の強化を図るよう努める。

第2節 避難および救援の訓練

「武力攻撃事態等」に際し、応急活動を迅速かつ的確に実施できるよう、各種の国民保護措置についての実践的な訓練を行い、実施体制の確立と国民の保護に関する意識の高揚を図る。

第1 訓練の実施（法42①、③関係）

1 実施主体

知事および市町長は、消防団、自主防災組織と連携し、国、隣接の他府県および関係機関の協力を得て、それぞれまたは共同して、必要な訓練を行うよう努める。

2 防災訓練との連携

訓練の実施に当たっては、「災対法」第48条第1項の防災訓練との有機的な連携を図るよう配慮するとともに、多様な形態の「武力攻撃事態」を想定して、より実践的な訓練になるよう努める。

3 住民等の参加

知事は、住民の避難に関する訓練を行うときは、市町長の協力を得て、住民に対し、訓練への参加について協力を要請する。

また、「要配慮者」についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、「要配慮者」の訓練への参加を促進するよう努める。

第2 訓練の種別

1 実動訓練

県は、市町および関係機関と連携してまたは共同して、次の訓練を実施する。なお、担当職員の資質の向上や国民保護計画の実効性を確保するため、国と連携してまたは共同して訓練を行う場合もある。

(1) 通信連絡訓練

「武力攻撃災害時」における通信情報連絡を的確かつ迅速に実施できるよう、連絡体制の整備を図るとともに、通信用機材の操作等について習熟度を向上させるための訓練を実施する。

(2) 非常通信連絡訓練

「武力攻撃事態等」において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市町および各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。

第2章第2節第2

(3) 情報連絡訓練

国民の保護に関する情報、指示、命令および報告を円滑に実施できるよう、連絡体制の強化を図るための訓練を実施する。

(4) 航空偵察訓練

交通途絶地域の実情、または迅速な応急活動を実施するために必要な情報を、広域的な見地からの確に収集できるよう、航空偵察訓練を実施する。

(5) 非常招集（参集）訓練

応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、抜き打ちによる非常招集（参集）訓練を実施する。

(6) 救助救護訓練

迅速かつ的確な救助および救護を実施するため、おおむね次の事項について訓練を実施する。

ア 避難

イ 炊き出しおよび給水

ウ 物資輸送

エ 医療助産

オ 救出

2 避難訓練

(1) 県内における避難のための訓練

県は、市町および関係機関と連携してまたは共同して、「武力攻撃事態等」において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、病院、社会教育施設、事業所、交通機関等、人口密集地を含む様々な場所において、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。

(2) 広域的な避難のための訓練

県は、隣接府県と共同して、大規模な「武力攻撃事態等」において、県域を越えた避難誘導および避難住民の受入れを円滑に実施するため避難訓練を実施する。

3 図上訓練

県は、市町および関係機関と共同して、随時、「武力攻撃事態等」における応急活動を的確かつ迅速に実施するための図上における訓練を実施する。

第3 訓練に関する普及啓発

県は、各種訓練の対象者となる住民に対して、県の広報など多様な媒体を通じて、訓練に関する普及啓発を行い、住民の訓練への参加意識の高揚を図る。

第4 訓練のための通行規制（法42②、令6関係）

1 県公安委員会による通行規制

県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度において、区域または道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。

2 通行規制の手続

県公安委員会は、道路における通行を禁止し、または制限するときは、次の手続により行う。

- （1）通行の禁止または制限の対象となる区域等および期間を記載した標示を内閣府令で定める場所に設置しなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示をもってこれに代えることができる。
- （2）必要があると認めるときは、適当な迂回路を明示するなど一般の交通に支障のないように必要な措置を講じなければならない。
- （3）あらかじめ当該道路の管理者の意見を聴くとともに、隣接府県の公安委員会に通行の禁止または制限の対象となる区域等および期間を通知しなければならない。
- （4）必要があると認めるときは、あらかじめ通行の禁止または制限に関する広報を行わなければならない。

第3節 救援物資等の備蓄

「武力攻撃事態等」が発生した場合、物資の供給が遮断され、避難住民の救援のための物資が欠乏することが想定されるため、こうした事態に備えて、県は、住民の避難および避難住民の救援に必要な物資および資材を備蓄する。また、「武力攻撃事態等」が長期に及ぶ場合も考慮して、物資及び資材の調達体制を併せて整備する。

第1 防災資機材の整備（法142、145関係）

防災関係機関は、あらかじめ防災資機材の整備充実に努めるとともに、随時保有する防災資機材を点検し、保管に万全を期する。

1 防災資機材の整備

整備を必要とする防災資機材は次のとおりとする。

- (1) 一般救助用器具
- (2) 重量物排除用器具
- (3) 切断用器具
- (4) 破壊用器具
- (5) 測定用器具
- (6) 呼吸保護用器具
- (7) 救助要員保護用器具
- (8) その他の救助用器具

2 防災資機材の点検等

保有する防災資機材の点検項目は次のとおりとし、結果は常に記録しておくとともに、資機材に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講ずる。

(1) 機械類

- ア 不良箇所の有無
- イ 機能試験の実施
- ウ その他

(2) 機材類

- ア 種類、規格および数量の確認
- イ 不良品の有無
- ウ 薬剤等効能の確認
- エ その他

第2 飲料水、食糧および生活必需品の備蓄（法142～147関係）

1 飲料水

- (1) 県は、市町と連携し、住民に対して、家庭内の飲料水の備蓄について普及啓発を図る。
- (2) 県は、生命および生活を維持するために必要な飲料水を、広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。
- (3) 市町は、各避難所または自治会単位に飲料水の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給するものとする。

2 食糧

- (1) 県は、市町と連携し、住民に対して、家庭内の食糧備蓄について普及啓発を図る。
- (2) 県は、生命および生活を維持するために必要な食糧を、広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。
- (3) 市町は、各避難所または自治会単位に、生命および生活を維持するために必要な食糧の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給するものとする。
- (4) 知事は、「武力攻撃災害」の発生に伴い、食糧不足が生ずる場合には、必要に応じ北陸農政局福井地域センター長を通じ、農林水産省食料安全保障課に応急用食料の供給について依頼する。
- (5) 県および市町は、「武力攻撃災害」による避難が長期間に及び、備蓄による物資の確保だけでは不足する場合に備えて、あらかじめ流通業等の民間機関・団体と協議し、応急時における食糧の調達に関する応援協力体制の整備に努める。

3 生活必需品

- (1) 県は、市町と連携し、住民に対して、非常持出品の備蓄について普及啓発を図る。
- (2) 県は、生命および生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。
- (3) 市町は、各避難所または自治会単位に、生命および生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給するものとする。
- (4) 県および市町は、「武力攻撃災害」による避難が長期間に及び、備蓄による物資の確保だけでは不足する場合に備えて、あらかじめ流通業等の民間機関・団体と協議し、応急時における生活必需品等の調達に関する応援協力体制の整備に努める。

第3 自然災害等における備蓄との関係（法146関係）

県および市町は、住民の避難および避難住民の救援のために備蓄する物資および資材について、災対法の規定による備蓄と相互に兼ねるものとする。

なお、県や市町では、飲料水や食糧など自然災害に対応する備蓄として、県内5箇所に分

第2章第3節第4

散して、1日分を確保している。(平成2630年116月現在)

第4 市町国民保護計画で定める事項（法34②Ⅳ関係）

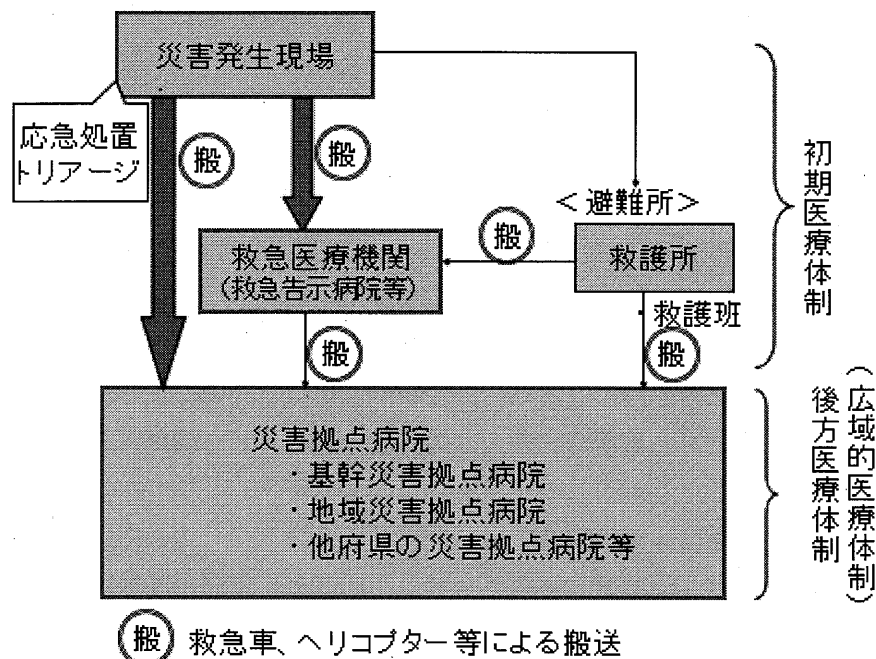
市町の『国民の保護に関する計画』では、この節で規定した防災資機材の整備、飲料水、食料および生活必需品の備蓄、自然災害等における備蓄との関係のほか、備蓄物資の種類、数量および保管場所について定めるものとする。

第4節 医療救護体制の整備

「武力攻撃災害」の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想される。また、核、生物または化学物質を使用した「NBC攻撃」を受けた場合には、特殊な治療も要求される。

このため、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、「武力攻撃災害」の発生時に的確かつ迅速な医療活動ができるよう、初期医療体制、後方医療体制および広域的医療体制など医療救護体制の確立を図るとともに、医薬品等の円滑な供給体制等の整備を推進する。

【医療救護体制の流れ】



第1 医療救護体制の確立

1 初期医療体制の整備

県は、救護所の設置および救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。また、救急医療機関である救急告示病院等を救護所の支援拠点と位置付け、建物の耐震構造の強化および医薬品の備蓄体制の整備を指導する。

また、消防機関は、医療機関または他の消防機関と平常時から連携を密にしておくとともに、適宜訓練を実施するなど救急救助体制の整備を図る。

なお、医療機関および消防機関は、「NBC攻撃」による災害が発生した場合には特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。

第2章第4節第1、第2、第3

2 後方医療体制の整備

県は、救護所等における救護班では対応できない重傷者等を収容するため、災害拠点病院を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入体制を整備する。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として広範囲熱傷、挫滅症候群等の重症患者の救命に当たる。

3 広域的医療体制の整備

県は、「武力攻撃災害」の広域性および15基の原子力発電所が集中立地している本県の特殊性を考慮し、救護班の派遣、患者の受入れ、連絡体制等「武力攻撃災害」時の広域的な医療救護体制を整備する。

さらに、他都道府県等と協力した医療救護体制を整備する。

第2 医薬品等の確保

県は、「武力攻撃災害」の発生の直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの医薬品等について、医薬品等卸売業者等との協定に基づいて確保する。

県は、救護班および後方支援病院等が行う医療活動を実施するために必要な医薬品等を円滑に供給できる体制の整備を図るとともに、生物剤または化学剤による攻撃などにより、特殊な医薬品等が必要とされる場合に備え、国等との連携体制を構築しておく。

第3 救護所間の情報通信体制の整備

県は、福井県広域災害・救急医療情報システムを活用し、救護所間等の情報通信体制を整備する。

また、県は、健康福祉センターにおける情報通信機器を整備するとともに、市町や救急医療機関に対して、情報通信機器の整備を促す。

第5節 要配慮者支援体制の整備

「武力攻撃事態等」において、「要配慮者」に対する避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう体制の整備を図る。

第1 高齢者、障害者等に配慮したまちづくり（法9関係）

1 福祉のまちづくりの推進

県および市町は、地域社会全体として、高齢者、障害者等の社会参加の基盤となる生活環境の改善を推進し、併せて国民保護措置の円滑な実施に寄与するよう、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを進めるよう努める。

2 避難路の整備および確保

県および市町は、「要配慮者」の居住地等から避難所（避難のための集合場所）に至るまでの経路を点検し、避難路となる道路の整備や防災対策を促進するとともに避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保に努める。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入、ピクトグラム、外国語表記等の整備を促進する。

*ピクトグラム…文字の代わりに事物または概念を伝えるために作成される図形または絵文字のこと。（例：案内板、道路標識）

第2 災害応急体制の整備（法9関係）

1 地域ぐるみの支援体制の整備

県は、「要配慮者」が、「武力攻撃事態等」において、自らの安否を連絡するため、近隣の住民や福祉施設等とのつながりを保つことや、民生委員および「要配慮者」の近隣の住民が、日頃から可能な限り「要配慮者」に関する情報を把握するなど地域ぐるみの体制を整備することを支援する。

2 要配慮者情報共有システム（仮称）の整備

(1) 市町は、防災部門と福祉部門の連携により、「要配慮者」に関する情報を、一元的に収集し、整理するよう努める。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱うものとする。

また、「武力攻撃災害」時における在宅または避難所内の「要配慮者」に対するホームヘルパー等の介護チームによる介護体制（二次避難所の設置を含む。）の整備に努め

第2章第5節第2、第3、第4、第5

る。

- (2) 県は、市町が収集した「要配慮者」に関する情報を共有し、警報および避難の指示の伝達、避難の誘導、救援の実施等の国民保護措置を、市町と連携しながら、地域住民の協力を得て的確かつ迅速に実施する。

3 社会福祉施設の整備および災害応急体制

県は、社会福祉施設の管理者に対し、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制および施設の職員の任務分担についてあらかじめ定めておくよう要請する。

4 避難施設の整備

県は、「武力攻撃災害」時に避難施設となる施設の管理者に対し、「要配慮者」の利用を考慮して施設の整備に努めるよう要請する。(第4章第2節第6「要配慮者に対する配慮」を参照)

第3 情報伝達設備および支援体制の整備（法9関係）

市町は、「要配慮者」に対する情報伝達設備および支援体制を整備するものとする。(第3章第3節第10「要配慮者に対する配慮」を参照)

第4 武力攻撃災害に関する知識の普及（法9関係）

1 要配慮者に対する武力攻撃災害に関する知識の普及啓発

県は、市町と協力して、パンフレット、ビデオ等により「要配慮者」に対して実情に配慮した「武力攻撃災害」に関する知識の普及啓発を行う。

また、外国人に対しては、外国語版の作成などについて配慮する。

2 社会福祉施設、事業所等における武力攻撃災害に関する知識の普及啓発

県は、社会福祉施設、「要配慮者」を雇用している事業所等の管理者に対し、施設の職員、入所者等に対する訓練を実施するなどして「武力攻撃災害」に関する教育の充実を図るよう要請する。

第5 国民保護訓練における配慮事項（法9関係）

県および市町は、「第2節 避難および救援の訓練」に基づき、国民保護訓練を実施する際、「要配慮者」に十分配慮するとともに、地域において「要配慮者」を支援する体制が整備されるよう努める。

第6 要配慮者に対する配慮（法9関係）

県および市町は、「要配慮者」に対する「武力攻撃災害」に関する対策を講ずるに当たっては、次のとおり配慮する。

- (1) 「要配慮者」の安否確認（第3章第3節第8「安否情報の収集等」を参照）および必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 「要配慮者」の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食品を必要とする者に対する当該食品の確保および提供
- (5) 障害の状況等に応じた介助用品または補装具の確保または提供
- (6) 避難施設または居宅への必要な資機材の設置または配布
- (7) 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認および健康相談の実施
- (8) 在宅または避難施設内の「要配慮者」のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第7 児童および生徒の避難時の配慮

学校の管理者等は、児童および生徒を当該学校以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後状況に応じて保護者への連絡および引渡しを行うこととし、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

第8 マニュアルによる運用

この節で定める「要配慮者」に関する情報の収集整理等については、別途作成する『要配慮者支援マニュアル』により運用する。

第6節 自主防災組織の充実

「武力攻撃事態等」においては、県、市町および関係機関による対応はもちろんのこと、地域住民の協力による対応が不可欠であるため、地域住民で組織する自主防災組織を育成し、「武力攻撃災害」が発生した際、初期対応が効果的に実施されるよう、自主防災体制の充実を図る。

なお、県は、「武力攻撃災害」の被災状況を的確に把握し、安全が確保される中での自主防災組織の活動を支援する。

第1 組織の種類

自主防災組織には、町内会単位で組織するものをはじめ、次のとおり、様々な形態のものがある。

1 地域の防災組織

町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

2 施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所等の施設において、管理者が組織し、設置するもの

3 各種団体の防災組織

婦人団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第2 組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じ、平常時および「武力攻撃災害」の発生時において、効果的な防災活動を行うよう努める。

なお、「武力攻撃災害」の発生時においては、安全が確保される場所および時期においての活動を基本とする。

1 平常時の活動

- (1) 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。
- (2) 防災意識の普及を図る。
- (3) 防災訓練（避難誘導、救出救護等）を実施する。
- (4) 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- (5) 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
- (6) 住民に対して非常食、救急医薬品等を常時備蓄するよう指導する。
- (7) 住民参加の下で地域ぐるみの安全点検を実施する。

2 災害発生時の活動

- (1) 地域内の被害状況その他の必要な情報を収集し、市町等に通報する。
- (2) 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- (3) 被災者の救出救護に当たる。
- (4) 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- (5) 出火した場合は、協力して初期消火に当たる。
- (6) 「要配慮者」に十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。
- (7) その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

第3 県の措置（法4関係）

1 自主防災組織の育成強化

県は、市町と連携して、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、リーダー養成のための研修を実施する。

2 資機材整備等への支援

県は、市町が行う自主防災組織の活動資機材・設備の整備、訓練等の実施を支援する。

第4 市町の措置（法4関係）

1 自主防災組織の設置等

市町は、地域ごとの自主防災組織の設置および育成を図り、自主防災組織の活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練等の実施に努める。

2 活動に対する措置

市町は、「武力攻撃災害」の発生時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じるものとする。

3 資機材の貸与等

市町は、自主防災組織に対し、必要に応じて活動資機材の貸与を行うとともに、自主防災組織間の資機材の貸借について調整するものとする。

第5 自主防災組織と防災関係機関との連携（法4関係）

県は、市町と連携し、地域における自主防災組織が防災関係機関と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第7節 ボランティア活動への支援

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧活動においては、自発的な意思による活動であることや安全が確保されていることに十分配慮するとともに、平常時からボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第1 ボランティアの活動内容

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧時において想定されるボランティア活動は、次のとおりである。

1 一般的な活動

- (1) 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送および整理
- (2) 「避難住民等」の生活援助
- (3) 炊き出し等の食事サービス
- (4) 「要配慮者」への支援活動
- (5) 被災地の「武力攻撃」終了後における被災住宅の後片付け等

2 専門的な活動

- (1) 外国語通訳
- (2) 点字、朗読、手話通訳および要約筆記
- (3) 介護
- (4) 通信
- (5) ボランティアのコーディネート等

第2 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備（法4関係）

1 ボランティア意識の醸成

県は、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、福井県社会貢献活動支援ネットを広報し、その普及に努めるとともに、県民に対し電子メールその他の各種広報媒体による情報提供を行う。

2 ボランティア活動への支援

県は、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、活動に必要な知識、技能等についての研修会等の開催、コーディネーター、リーダー等の養成、資機材等の整備を図る。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

3 ボランティア活動体制の整備

県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携協力を図る。

第8節 その他の備え

「武力攻撃災害」の発生時において、国民保護措置を円滑に実施するため、平常時から準備しておくべき基本的な事項を定める。

第1 平常時の心構え

県は、住民が、日頃から、非常時持出品（水、食品、ラジオ等）を準備するほか、避難施設（集合場所）、家族どうしの連絡方法等を確認しておくとともに、県および市町が実施する国民保護の訓練に、積極的に参加するなど国民保護に関し、理解を深めることを期待すると同時に、啓発等必要な支援を講じる。

要配慮者がいる家族は、避難方法をあらかじめ話し合い、必要な支援について、市町に情報を提供するように努める。

第2 国民保護に関する知識の普及等

県および市町は、住民や事業者に対し、パンフレットや手引書などを活用して、国民保護措置の重要性や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について、平常時から啓発および周知に努める。

また、教育や学習の場においても、児童生徒等の国民保護措置の重要性についての理解が深まるよう努める。

1 住民、事業者等に対する知識の普及

県および市町は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材または手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、国民保護に関する知識の普及に努める。

（1）普及の方法

- ア 県の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会等の開催
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 訓練の実施
- オ パンフレット等の配布
- カ 住民運動としての地域での取組みの推進

（2）普及の内容

- ア 国民保護に関する一般知識
- イ この計画ならびに各機関の『国民保護計画』および『国民保護業務計画』の内容
- ウ 弾道ミサイル発射時の情報伝達および落下時の行動に関する知識
- エ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）
- オ 3日分の水、食糧等の備蓄

- カ 各機関の対策
- キ その他必要な事項

2 防災関係職員に対する研修

県および市町は、防災業務に従事する職員に対し「武力攻撃災害」等における適正な判断力を養い、各機関における国民保護措置の円滑な実施を期するため、自然災害時の職員動員等を定めた『非常時対応マニュアル』を活用するほか、次により研修の徹底に努める。

(1) 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 国民保護措置の手引書等の配布
- ウ 訓練による実践的研修

(2) 研修の内容

- ア この計画およびこれに伴う各機関の体制と役割
- イ 非常参集の方法と各自の任務分担
- ウ 「武力攻撃事態等」についての知識および各種被害の特性
- エ 「武力攻撃原子力災害」への対処
- オ 関係法令の運用
- カ その他必要な事項

3 教職員に対する研修および児童生徒に対する教育

県および市町は、教職員に対し、「武力攻撃事態等」の対処方法についての研修を実施するとともに、児童生徒に対し、「武力攻撃事態等」における避難などに関する教育の推進に努める。

4 自動車運転者等に対する講習

県警察本部は、自動車の運転者および使用者に対し、「武力攻撃事態等」における自動車の運行措置について、その対処方法などの講習会の実施に努める。

5 ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

県、市町および防災関係機関は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、「武力攻撃災害」の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及に努める。

第3 避難の誘導体制の整備

1 避難実施要領の作成

第2章第8節第3

「武力攻撃事態等」において、市町長は、住民の避難や避難誘導の実施方法等を定めた『避難実施要領』（避難マニュアル）を関係機関の意見を聴いた上で、直ちに定めることとなっている。そのため、市町は、あらかじめ『避難実施要領』のパターンの作成に努める。

この場合、「要配慮者」の避難方法や季節別（特に降雪の場合）の避難方法、昼夜別の避難方法などについて考慮するものとする。

なお、『避難実施要領』に定めるべき事項は、次のとおりである。

- (1) 避難の経路、避難の手段、避難の手順その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難誘導責任者および避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難の誘導に関する事項

2 避難のため必要となる情報の収集

県および市町は、それぞれ避難の指示や『避難実施要領』の作成に備え、必要となる情報の収集に努める。

(1) 県が収集する情報

県は、次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるように努める。

- ア (2) により市町が収集した情報
- イ (3) により「指定公共機関等」が収集した情報
- ウ 県所有の車両等の台数およびそれぞれの定員
- エ 県所有の車両等のうち車椅子の収容可能な車両台数およびそれぞれの車椅子の収容可能数
- オ 道路の異常気象時の通行制限、冬季通行止め等の情報

(2) 市町が収集する情報

市町は、市町内行政区など市町があらかじめ定めた避難の単位となる区域（以下この節において「避難地区」という。）に関する次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるように努める。

- ア 避難地区の位置
- イ 避難地区ごとの人口と世帯数
- ウ 避難地区ごとの「要配慮者」の人数、居住場所、避難誘導の責任者および避難誘導時に必要とする支援の内容
- エ 避難地区ごとの避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無および収容台数、トイレ・給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等
- オ 市町所有の車両等の台数およびそれぞれの定員
- カ 市町所有の車両等のうち車椅子の収容可能な車両台数およびそれぞれの車椅子の収容可能数

- キ 避難の際に、「要配慮者」の避難に使用できる自家用車の台数、それぞれの定員、所有者、運転者および輸送対象者等
- ク 事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所およびその従業員数
- ケ その他この計画において『市町国民保護計画』で定める事項として定めるものに関する情報

(3) 指定公共機関等が収集する情報

運送事業者である「指定公共機関等」は、次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるように努める。

- ア 「武力攻撃事態等」において動員できる輸送機関およびその保有車台数等（運転手等を含む。）
- イ 輸送機関ごとの定員および車椅子の収容可能数
- ウ 輸送機関の待機場所
- エ 輸送機関の燃料の種別、燃費および燃料の供給箇所
- オ その他必要な事項

第4 避難施設の指定および整備（法148、149、令35、36関係）

1 避難施設の指定

知事は、法第148条の規定に基づき、次の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

- (1) 公園、広場その他の公共施設または学校、公民館、駐車場その他の公益的施設であること。
- (2) 「避難住民等」を受け入れ、またはその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (3) 速やかに、「避難住民等」を受け入れ、またはその救援を行うことが可能な構造または設備を有するものであること。
- (4) 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (5) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

2 避難施設の選定等の協力

知事は、避難の措置に関する該当区域の状況の把握については、市町長と特に情報を共有して連携を図る必要があることから、市町長に対し、避難施設の選定に関して協力を求める。

また、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

なお、選定に当たっては、「要配慮者」への配慮や弾道ミサイルおよび「NBC攻撃」

第2章第8節第4、第5

を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。

- (1) 「要配慮者」に対応できる設備があること。
- (2) コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。
- (3) 周辺に駐車場が確保できること。

3 変更等の届出

指定された施設の管理者は、当該施設を廃止し、または用途の変更、改築等により当該施設の「避難住民等」の受入れもしくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市町長を経由して知事に届けるものとする。

4 避難施設の整備

県は、各市町において避難施設の収容人員の合計がそれぞれの市町の昼夜別、平日・週末別、季節別の人口を考慮して施設の整備に努める。

5 市町への通知

知事は、避難施設を指定したときは、市町長にその旨を通知する。

6 住民への周知等

市町長は、市町内避難時（第4章第1節第2「避難の指示と避難の方法」参照）にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住民に周知しておくよう努める。

第5 重要施設の安全確保

県内にある電気通信施設や電気、ガス、上下水道施設など次に掲げる施設は、国民の生活に大きな影響を及ぼす施設であり、「武力攻撃事態等」においては、攻撃目標となるおそれがある。

このため、これらの施設の管理者は、その安全確保のため、状況に応じた体制を整備し、異常の早期発見に努める。また、自家発電設備を整備することにより、「武力攻撃災害」の発生時においても、施設等の安定的利用を図るよう努める。

項目名	施設名
生活関連等施設 (第5章第1節第1「生活関連等施設の安全確保」参照)	発電所、変電所
	ガス工作物
	水道施設
	電気通信事業用の交換設備
	放送局の無線設備
	港湾施設

	空港施設
	ダム
	危険物質等の取扱所
公共施設	道路
	河川管理施設（ダムを除く）
	下水道施設
	【重要港湾】敦賀港
	【地方港湾】福井港、内浦港、和田港、鷹巣港
県関係施設	福井空港、若狭ヘリポート
	福井県庁
	福井県警察本部

なお、知事は「生活関連等施設」について、その管理者に対し「生活関連等施設」の該当する旨および施設の安全確保の留意点を通知し、県公安委員会および「海上保安部長等」と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させるとともに、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じ、関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

- 「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成17年8月31日付消防国第27号消防庁国民保護・防災部国民保護室長通知）については、別途巻末に記載する。

第3章 関係機関との連携による国民保護措置の実施体制

県内において、「武力攻撃事態」が発生し、または発生するおそれがある場合には、県は、国、市町その他関係機関と連携を図りながら、速やかに福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）等を設置し、避難や救援に関する情報の収集および伝達を行うことにより、迅速かつ的確に国民保護措置を実施する。

また、国民保護措置の実施に関し、住民の協力およびボランティア活動に対しては、自発的な意思によること、安全が確保されていることに十分配慮するとともに、円滑な活動ができるよう支援を行う。

第1節 実施体制の整備

「武力攻撃事態等」において、県は、国から県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置し、県域内での国民保護措置の総合的な推進を図る。

また、県は、国において「武力攻撃事態等」が認定される前であっても「武力攻撃」の初期の段階で、法に基づく対策としてではなく、独自の対応として福井県国民保護対策連絡室（以下「国民保護対策連絡室」という。）を設置し、市町および関係機関と相互に連携協力することにより、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

第1 福井県国民保護対策連絡室の設置

県は、国において「武力攻撃事態等」が認定される前など「武力攻撃」の初期の段階において、国民保護対策連絡室を設置し、国、市町および関係機関との間で情報の共有化を図りながら、国民保護措置の速やかな実施に対応する。

1 設置および廃止基準

(1) 設置基準

ア 国の事態対策本部（以下「国対策本部」という。）の本部長（以下「国対策本部長」という。）から警報が発令された場合

イ 国からの警報発令以前の段階で、「武力攻撃事態等」に係る兆候に関する情報を入手し、知事が、国民保護対策連絡室の設置の必要があると認めた場合

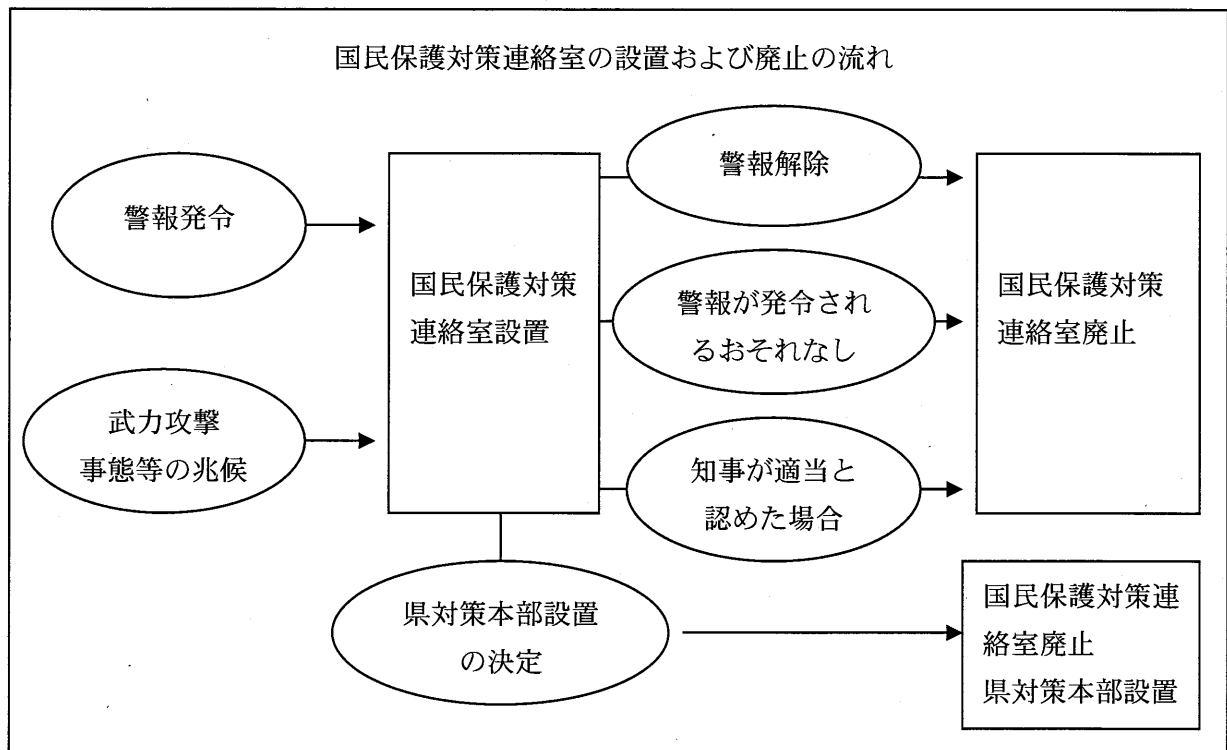
(2) 廃止基準

ア 警報が解除された場合

イ 警報が発令されるおそれなくなった場合

ウ 県対策本部の設置が決定された場合

エ その他知事が廃止することが適当と認めた場合



2 設置場所

国民保護対策連絡室は、原則として県庁10階総合防災センターに設置する。

県庁舎が被災し、県庁内に設置できない場合は、各合同庁舎、各土木事務所等の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

3 組織および業務内容

(1) 国民保護対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、国民保護対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 国民保護対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。

(3) 国民保護対策連絡室の室員は、次の者を充てる。

ア 危機対策・防災課長

イ 各部連絡責任者

県対策本部に置く各部に属する企画参事等、国体推進局大会推進課参事、会計局審査指導課課長補佐、教育庁企画参事および県警本部警備課長を充て、必要に応じて議会事務局総務課課長補佐を含むものとする。

ウ 国民保護措置に関係ある課（以下「関係課」という）の長

(4) 国民保護対策連絡室に危機対策・防災課長を長とする事務局を置き、次の者で構成

する。

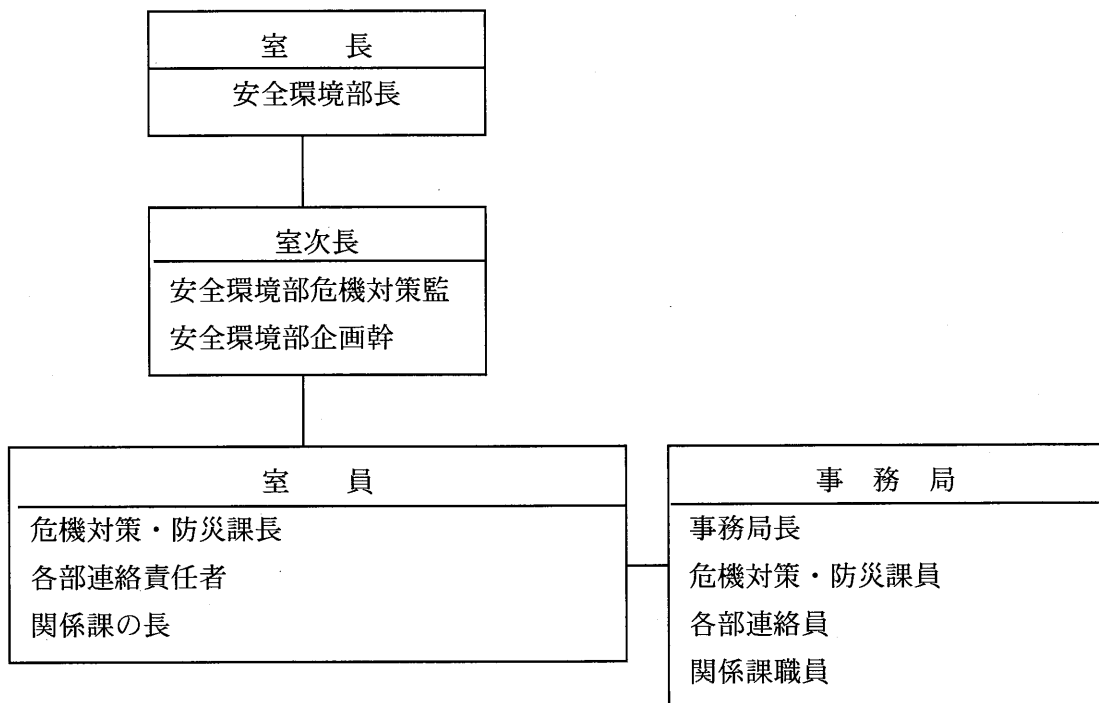
ア 危機対策・防災課員

イ 各部連絡員

県対策本部に置く各部に属する職員から、それぞれ2名を指定し、うち1名については、事務局において所属部との調整に当たる。

ウ 関係課の職員

(5) 連絡室の組織図については、次のとおりとする。



(6) 県は、必要に応じて、自衛隊、関係市町その他防災関係機関に対して、連絡室へ職員の派遣を要請する。

自衛隊、関係市町その他防災関係機関との調整は、原則として国民保護対策連絡室へ派遣された職員を通じて行う。

(7) 室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ福井県国民保護対策連絡室会議（以下、「連絡室会議」という。）を招集する。

連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

ア 「武力攻撃事態等」のおそれのある状況およびその対応状況

イ 関係課相互の調整事項

ウ 関係機関との連携推進に関する事項

エ 国、他都道府県および関係機関に対する要請に関する事項

オ その他情報の収集連絡等に関する事項

(8) 連絡室会議での協議・報告事項は、**知事**に報告するとともに、次に掲げる機関に通知するものとする。

第3章第1節第1、第2

- ア 市町および消防本部
- イ 関係する「指定公共機関」および「指定地方公共機関」
- ウ 第八管区海上保安本部敦賀海上保安部、陸上自衛隊等

第2 福井県国民保護対策本部の設置（法26①、27①、②、28①、②、③関係）

1 設置および廃止基準

知事は、次の場合に県対策本部を設置または廃止する。

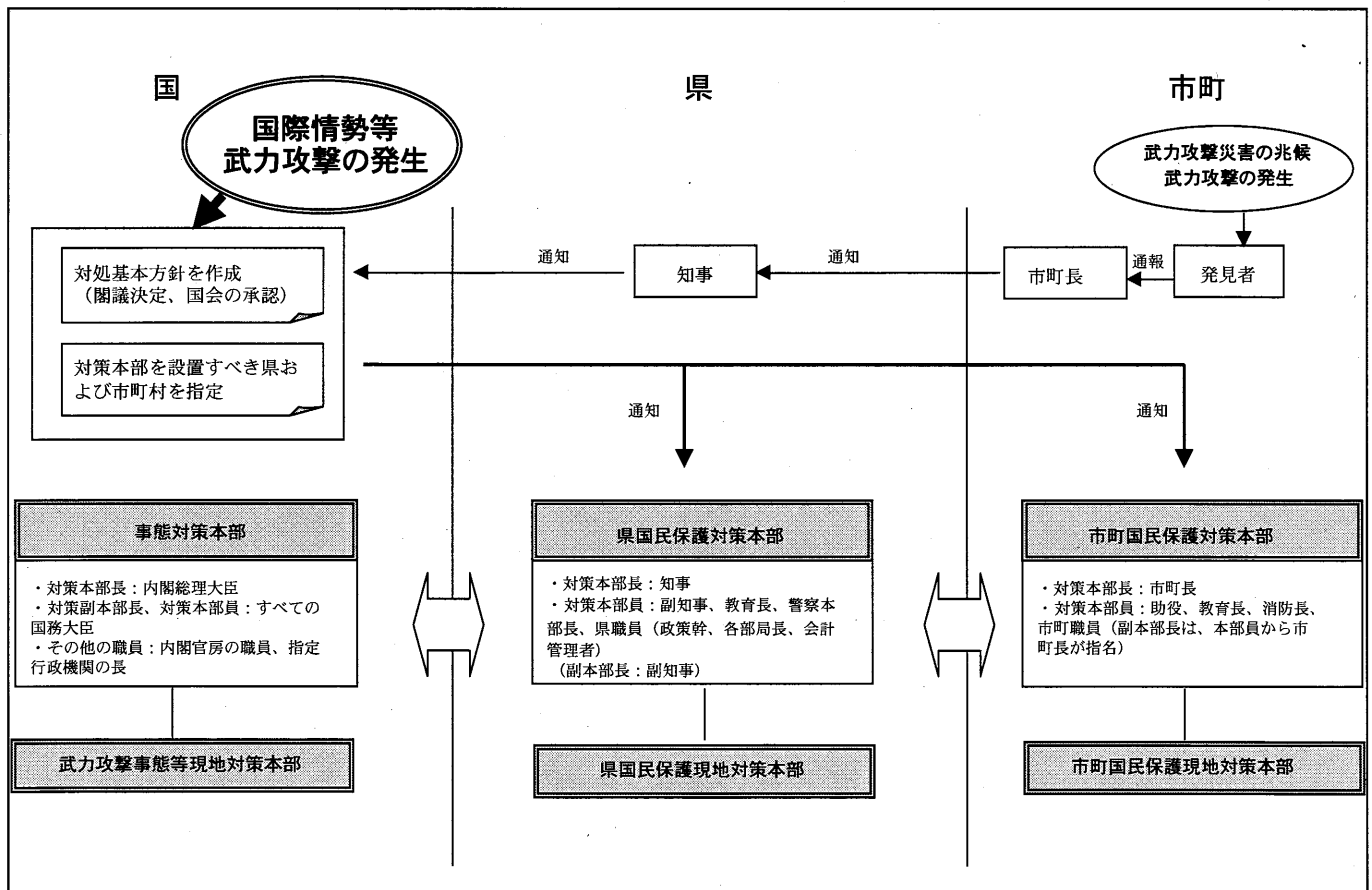
(1) 設置

都道府県対策本部を設置すべき都道府県の指定の通知を受けた場合

なお、当該指定が行われていない場合で、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事は、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

(2) 廃止

都道府県対策本部を設置すべき都道府県の指定の解除の通知を受けた場合



2 設置場所

県対策本部は、原則として県庁10階総合防災センターに設置する。

県庁舎が被災し、県庁内に設置できない場合は、各合同庁舎、各土木事務所等の中から

ら被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

3 組織、事務分掌等

(1) 県対策本部の**本部長**（以下「**県対策本部長**」という。）は、対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 県対策本部の**副本部長**は、副知事をもって充て、**県対策本部長**に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 県対策本部の**本部員**は、教育長、政策幹、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線・地域鉄道対策監、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。

また、県対策本部には、県対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、安全環境部長をもって充てる。

(4) 県対策本部に次の部を置き、部の長は、同表に掲げる者をもって充てる。

また、各部に次のとおり班を置き、その主な事務分掌は『福井県国民保護対策本部等運営要綱』で定める。

部 名	部 長 名	班 名
総 務 部	総 務 部 長	連絡班、秘書班、広報班、財政班、救援隊受入班、設備班、人事厚生班、指導班、ボランティア班、特命班
総 合 政 策 部	総合政策部長	渉外連絡班、情報収集班、交通対策班、情報システム班
安 全 環 境 部	安全環境部長	連絡班、生活班、防災班、公害班、廃棄物対策班、放射能対策班
健 康 福 祉 部	健康福祉部長	連絡班、救助班、要配慮者支援班、医務班、公衆衛生班
産 業 労 働 部	産業労働部長	連絡班、産業復旧班、商業・サービス業班、工業班、輸送・労務班、特命班、公営企業班
観 光 営 業 部	観光営業部長	連絡班、観光・国際班、特命班
農 林 水 産 部	農林水産部長	連絡班、調達班、農業技術班、農畜産班、水産班、林務班、耕地班
土 木 部	土 木 部 長	連絡班、調達班、道路班、河川班、砂防班、港湾空港班、計画班、建築班
会 計 部	会 計 管 理 者	会計班、特命班
教 育 部	教 育 長	連絡班、社会教育班、学校教育班、高校教育班、義務教育班、体育班、文化財班
警 察 部	警 察 本 部 長	広報班、装備班、受援班、給養班、医療班、訟務留置班、情報管理班、生活安全班、地域安全班、保安特命班、捜査班、検視班、鑑識班、交通対策班、交通指導班、交通規制班、情報班、総括・実施班、警衛警護班、特命班、通信班

第3章第1節第2

(5) 県対策本部に、**県対策本部長**、副本部長、本部員および報道主管者で構成する福井県国民保護対策本部会議（以下「**県対策本部会議**」という。）を置く。

(6) **県対策本部長**は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ**県対策本部会議**を招集する。**県対策本部会議**における協議・報告事項は、次のとおりとする。

ア 国の指示に関する事項

イ 県対策本部の国民保護措置の実施に関する事項（総合調整に関する事項を含む。）

ウ 県対策本部内の各部および市町国民保護対策本部（以下「**市町対策本部**」という。）相互の調整に関する事項

エ 市町の被災状況および国民保護措置の実施状況

オ 「指定公共機関等」との連携推進に関する事項（協力応援に関する事項を含む。）

カ 国、他都道府県および関係機関に対する応援要請に関する事項

キ その他国民保護措置に関する重要な事項

県対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国対策本部、市町対策本部および関係市町等との情報の共有を図る。

(7) 県対策本部に、報道主管者を長とし、報道主管者が指定する各部の班員で構成する武力攻撃災害情報センターを置き、県民等への情報提供について一元的に対応する。

(8) 県対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、次の者を事務局員とする。

ア 防災班長…危機対策・防災課長

イ 防災班員…危機対策・防災課員

ウ 指定班員…防災班長が事務局長と協議して指定した各部の班員

エ 各部連絡員…事務局長が各部ごとに2名ずつ指名した職員

(9) 県対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（第1「福井県国民保護対策連絡室の設置 3（3）イに定める「各部連絡責任者」をいう。以下同じ。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、県対策本部が決定する国民保護に関し必要な事項の調整を行う。

各部連絡責任者会議は、事務局長が招集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

(10) 現地対策本部の設置

ア **県対策本部長**は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置し、「武力攻撃災害」の応急対策を実施する。

イ 現地対策本部は、「武力攻撃災害」の状況に応じて原則として県合同庁舎または土木事務所等に設置する。

ウ 現地対策本部長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから**県対策本部長**が任命する。

エ 現地対策本部に次のとおり班を置き、その主な事務分掌は『福井県国民保護対策本部等運営要綱』等で定める。

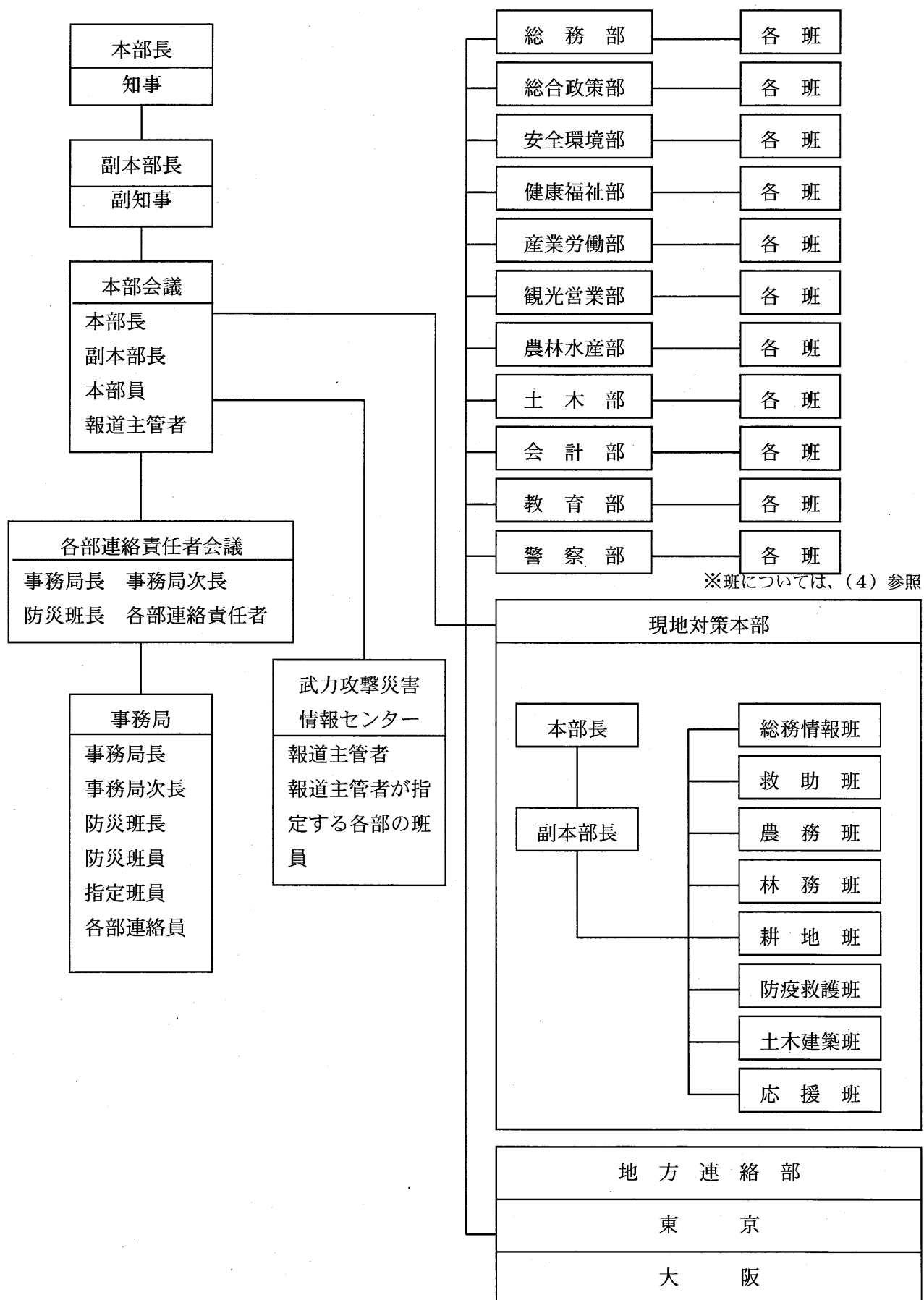
オ 現地対策本部が設置されたときは、当該区域を管轄する県出先機関は、その指揮下に入る。

(11) 地方連絡部

対策本部と総務省消防庁ほか中央省庁等との間で、国民の保護のための措置に関する連絡、情報の交換等を行うため、東京事務所および大阪事務所に、それぞれ地方連絡部を置く。地方連絡部長は、各事務所長をもって充てる。

(12) 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。

第3章第1節第2



4 県対策本部を設置した場合における関係機関への通知

県対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を通知または報告する。

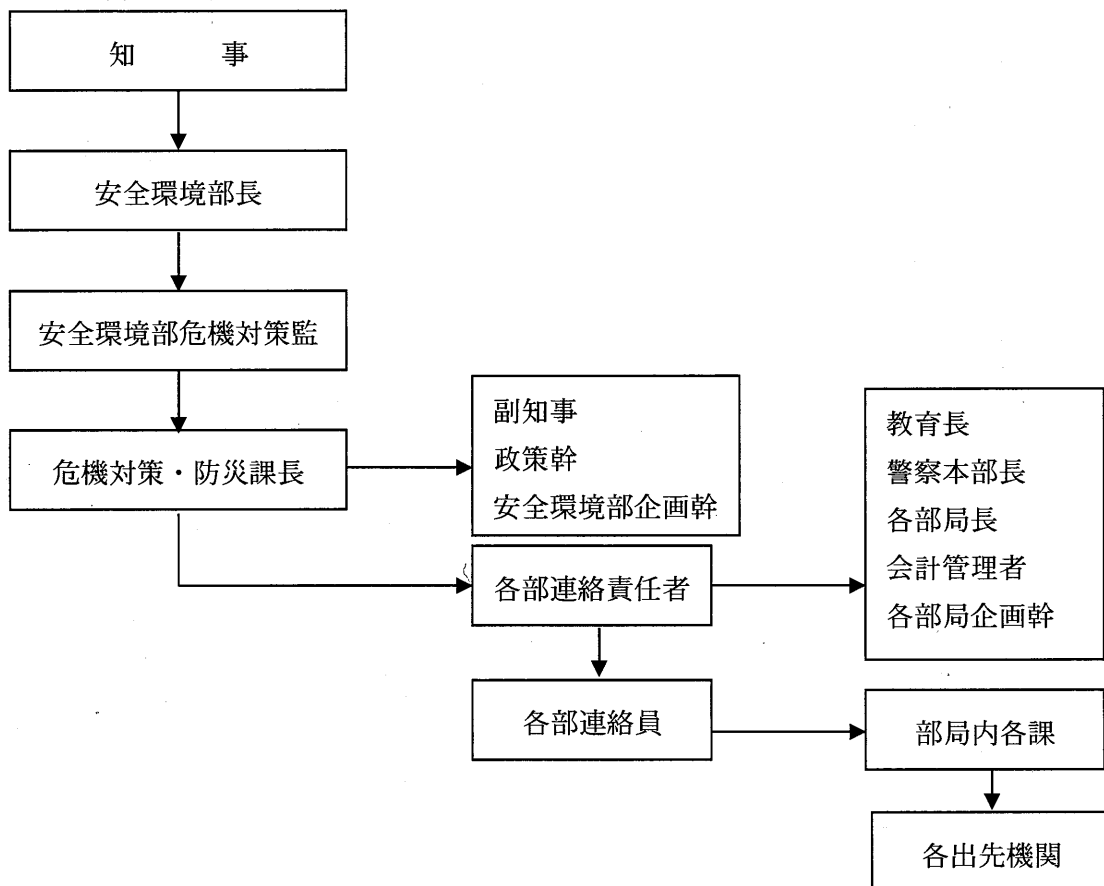
- (1) 県議会事務局
- (2) 市町および消防本部
- (3) 関係「指定公共機関」および「指定地方公共機関」
- (4) 防災関係機関（第八管区海上保安本部敦賀海上保安部、陸上自衛隊等）
- (5) 内閣官房および総務省消防庁
- (6) 石川県、岐阜県、滋賀県および京都府

5 県対策本部設置の公表

県対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞および県のホームページ等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関に掲示するものとする。

6 県対策本部設置の伝達

県対策本部の設置に係る伝達系統は次のとおりとする。



7 職員の参集

(1) 全職員の参集

県対策本部の設置の伝達があったときは、全職員は直ちに参集するものとする。

第3章第1節第2

(2) 参集場所

原則として本部員、報道主管者、防災班長、各部連絡責任者、各部連絡員、防災班員および指定班員については総合防災センターとし、その他の職員については各所属とする。ただし、平時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については、交通機関等が途絶し緊急の参集が困難な場合にあつては、本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部の職員については最寄りの健康福祉センター）に参集する。

また、道路、橋梁等の断絶により、上記の参集も困難な場合には、最寄りの出先機関に参集するか、または市町役場に出向く。

(3) 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中に重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

(4) 参集状況等の報告

各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事厚生班へ報告する。

8 国、市町村その他の機関の対策本部等との協力

国、市町村その他の機関の対策本部または現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整し、協力する。

9 国の現地対策本部との合同会議

国との情報の共有および国民保護措置を効果的に実施する体制を確立するために、国の職員の県対策本部会議への出席を要請するほか、国が現地対策本部を設置している場合には、県対策本部との合同会議の開催を要請する。

10 市町の対策本部への県職員の派遣

県は、市町の対策本部が設置されたときは、職員を派遣し、情報収集・伝達に当たらせるとともに、県、市町の連携の取れた国民保護措置を実施する。

11 防災関係機関の対策本部会議への出席

県は、関係市町その他防災関係機関に対し、当該機関に属する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。この場合、関係市町その他防災関係機関との調整は、原則として県対策本部会議に出席している職員を通じて行う。

12 国民保護措置の実施のための自衛隊との連携

県は、防衛省と調整の上、必要性につき合意した場合には、避難の指示で示す避難経路の設定や自衛隊への避難住民の誘導の要請などの確かつ迅速に行うため、防衛省職員の県対策本部への常駐を求め、県と陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊との間の直通の通信回線を構築するなどにより、自衛隊との密接な連携に努める。

13 国対策本部長による総合調整等

知事は、国対策本部長による総合調整が行われた場合および内閣総理大臣による国民保護措置の指示が行われた場合は、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

また、内閣総理大臣が、事態に照らし緊急を要すると認め、自らまたは関係大臣を指揮して知事がなすべき国民保護措置を講じた場合は、可能な限り当該措置の実施に協力する。

14 情報の分析整理

県は、国、市町および関係機関からの情報の分析および整理を行い、これらの各機関との間の情報の統一化および共有化を図る。

15 現地調整所の活用

県は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、市町と連携して、現地調整所を設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3 市町の配備体制（法27①）

市町は、市町の『国民の保護に関する計画』の定めるところにより、市町対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その内容を、県をはじめとする関係機関に通報するものとする。

第4 指定地方公共機関の配備体制

「指定地方公共機関」は、その『国民の保護に関する業務計画』に基づき、国民保護措置を実施するため、職員の配備体制を整えるものとし、その内容を、県をはじめとする関係機関に通報するものとする。

第5 市町国民保護計画で定める事項（法34②Ⅳ関係）

市町の『国民の保護に関する計画』では、この節で規定した市町の配備体制のほか、迅速に市町国民保護対策本部を設置するため、対策本部員および職員への連絡方法、参集方法、事務分掌等について定めるものとする。

第6 指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画等で定める事項（法34②Ⅳ関係）

「指定地方公共機関」の『国民の保護に関する業務計画』等では、この節で規定した「指定地方公共機関」の配備体制のほか、従業員への連絡方法、参集方法、事務分掌等について定めるものとする。

第3章第2節第1、第2

第2節 広域応援の要請

大規模な「武力攻撃災害」の発生時において、県は、自衛隊および「緊急消防援助隊」等の協力を求め、応急活動実施に円滑化を期する。

第1 他の都道府県知事等に対する応援の要求（法12関係）

1 応援の要求

- (1) 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に応援を求める。
- (2) 県は、他の都道府県に対し応援を求めた場合および求めに応じ応援を実施する場合には、その内容について消防庁を通じて国対策本部に連絡を行う。

2 派遣の要請手続

県は、他の都道府県に応援を求めるときは、「武力攻撃災害」の状況および応援を求める理由、応援を求める期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話その他の通信で行う。

第2 自衛隊の部隊等の派遣の要請（法15、令3関係）

1 派遣の要請

- (1) 知事は、県内における国民保護措置（治安の維持に係るものを除く。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請する。
- (2) 市町長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求めるものとする。
- (3) 市町長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨および国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、防衛大臣に連絡するものとする。

この場合、防衛大臣はその内容を国対策本部長に報告し、それを受けた国対策本部長は緊急に必要があると認めるときは、防衛大臣に国民保護等派遣を求めることとされている。

2 派遣の要請手続

知事は、派遣の要請を行うときは、「武力攻撃災害」の状況および派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。また、市町長が派

遣の要請を行う場合も同様に、文書により行うものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話その他の通信で行う。

第3 警察災害派遣隊等の援助の要求（警察法60関係）

県公安委員会は、県内の警戒警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、必要な事項を示して、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

第4 緊急消防援助隊の応援要請（法119関係）

1 出動等の要請

(1) 市町長は、当該市町の消防力および福井県広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」の応援等のための必要な措置を講ずることを要請するよう、知事に求めることができることとされている。

(2) 知事は、市町長から「緊急消防援助隊」の応援要請を求められた場合または災害の状況等から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに消防庁長官に「緊急消防援助隊」の出動を要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡する。

2 受入体制の整備

県は、被災地である市町や県内消防機関と連携し、被災地において「緊急消防援助隊」が迅速かつ的確に活動できるよう連絡調整や後方支援を行う。

第5 職員の派遣の要請およびあっせん（法151、152、令37関係）

1 職員の派遣の要請

知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、次の機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、市町長が職員の派遣を要請するときは、知事を経由して行うものとする。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

(1) 「指定行政機関」

(2) 「指定地方行政機関」

(3) 特定指定公共機関（「指定公共機関」である特定独立行政法人）

なお、市町長が県の職員の派遣を要請した場合は、知事は、その所掌事務または業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

第3章第2節第5

2 職員の派遣の要請手続

職員の派遣要請は、派遣を要請する理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

3 職員の派遣のあっせん

知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、国に対し、職員の派遣のあっせんを求める。

また、市町長が職員の派遣のあっせんを求めるときは、**知事**を経由して国に対し行うものとする。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は直接求めることができる。

4 職員の派遣のあっせんの手続

職員のあっせんを求めるときは、派遣のあっせんを求める理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により行う。

第3節 情報の通知および伝達

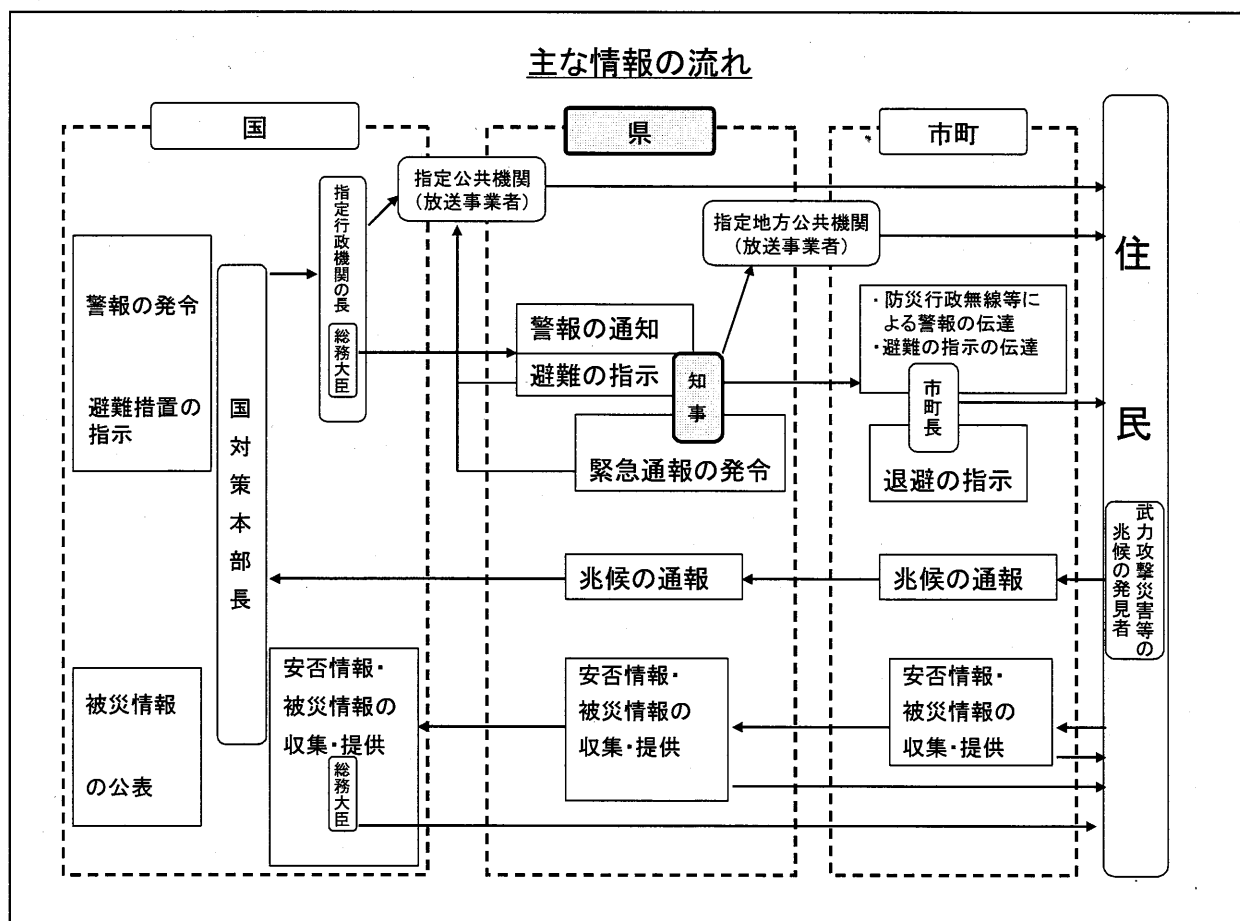
「武力攻撃事態等」に関する県、市町および関係機関の情報の収集、伝達および通信については、法ではその根拠条文が、避難、救援、「武力攻撃災害」への対処等の各分野に分散している。「武力攻撃事態等」において各機関が国民保護措置を実施する際には、自然災害時以上に、警報の発令や避難の指示などの情報の伝達が、的確かつ迅速に行われることが重要となる。このため、これらの情報の通知、伝達の全体の流れが明確に分かるよう、この節で一括してそれらの内容、方法、系統等を示す。

第1 情報の流れ

「武力攻撃事態等」における情報は、大きく分けて二つの流れがある。一つは、住民に対して伝達すべき指示等であり、もう一つは住民から収集する安否情報等である。

主な情報の流れは、次に掲げる表のとおりであり、それぞれの情報の内容、伝達先等については、この節において個別に規定する。

なお、県および市町は、これらの国民保護措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、住民に迅速に提供するよう努める。



第3章第3節第2

第2 警報の通知および伝達（法46～48関係）

国対策本部長は、ゲリラ、特殊部隊または弾道ミサイルによる攻撃等の「武力攻撃事態等」が発生し、国民の生命、身体または財産を保護するため緊急の必要があると認めるときには、警報を発令し、総務大臣を経由して**知事**に通知することとされている。

1 警報の内容

知事に対し総務大臣が通知する警報の内容は、次のとおりである。

- (1) 「武力攻撃事態等」の現状および予測
- (2) 「武力攻撃」が迫り、または現に「武力攻撃」が発生したと認められる地域（ただし、通知されない場合がある。）
- (3) その他住民および公私の団体に対し、周知させるべき事項

2 知事による警報の通知および伝達

- (1) **知事**は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファックスシステム等により速やかに警報の内容を次の者に通知する。

ア 市町長

イ 県の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等）

ウ 県の出先機関

エ 「指定地方公共機関」

オ 市町消防本部

カ その他の関係機関

- (2) **知事**は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、(1)に掲げる者に通知するほか、国、市町と協力して警報の内容を学校、病院、駅その他多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努める。

3 市町長による警報の通知および伝達

- (1) 市町長は、**知事**から警報の通知を受けたときは、サイレン、防災行政無線、消防団や自主防災組織による伝達等あらかじめ定める方法により速やかに、次の者に通知の内容を伝達し、または通知するものとする。

ア 住民

イ 関係のある公私の団体

ウ 市町の他の執行機関

- (2) 当該市町が「武力攻撃」が迫り、または現に「武力攻撃」が発生したと認められる地域に含まれる場合は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、「武力攻撃事態等」において警報が発令された事実等を周知するものとする。
- (3) 当該市町が「武力攻撃」が迫り、または現に「武力攻撃」が発生したと認められる

地域に含まれない場合は、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。

(4) 市町長は、その職員ならびに消防長および消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するよう努める。

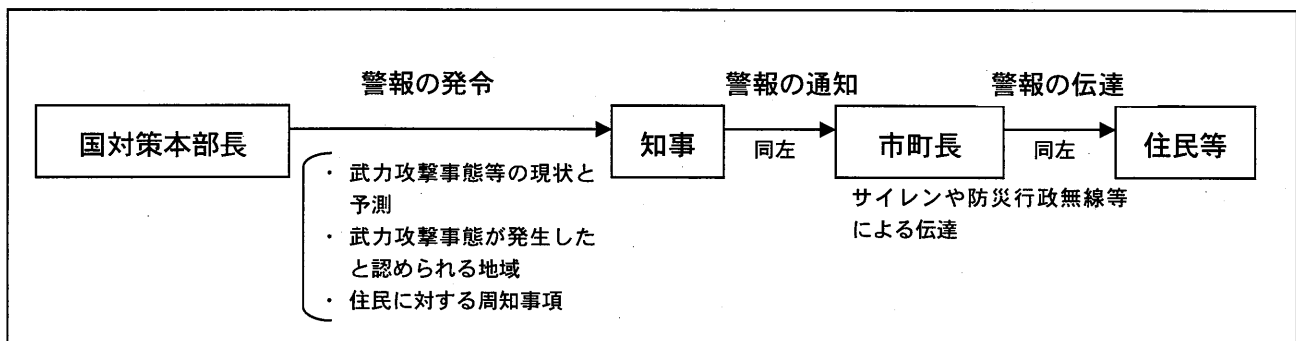
(5) 警報の解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しないこととする。

4 県警察本部による警報の伝達

県警察本部は、市町と協力し、警報の内容の伝達が住民に対する的確かつ迅速に行われるように努める。

5 指定公共機関等による警報の伝達

「指定公共機関等」は、関連する施設の管理者に、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるように努める。



6 緊急対処事態における警報の通知および伝達

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害またはその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知および伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知および伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者および当該地域をその業務の範囲とする「指定地方公共機関」に対し通知および伝達を行う。

このほかについては、武力攻撃事態等における警報の通知および伝達に準じて、これを行う。

第3 避難の指示（法54、55、57関係）【第4章第1節「住民の避難」関係】

国対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めたときには、避難元および避難先の関係都道府県に避難措置を指示し、総務大臣を経由して知事に通知することとされている。

また、避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに避難措置の指示を解除すること

第3章第3節第3

とされている。

1 避難措置の指示の内容

知事に対し総務大臣が通知する避難措置の指示においては、次の事項が示される。

ア 「要避難地域」

イ 「避難先地域」

ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

2 知事による避難の指示

- (1) 知事は、総務大臣から避難措置の指示を受けたときは、防災行政無線、一斉ファックスシステム等により「要避難地域」を管轄する市町長を経由して、当該「要避難地域」の住民に対し、直ちに、次の内容を示して避難すべき旨を指示する。

この場合において、知事は、地理的条件、交通事情等を勘案し、「要避難地域」に近接する地域の住民も避難させることが必要であると認めるときは、「関係隣接要避難地域」の住民に対し、同様に避難の指示を行う。

ア 「要避難地域等」

イ 「避難先地域」…避難措置の指示の内容

ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要…避難措置の指示の内容

エ 主要な避難の経路

オ 避難のための交通手段

カ その他避難の方法

- (2) 知事は、避難の指示の内容を次の者に通知する。

ア (1)の市町長以外の市町長

イ 県の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等）

ウ 県の出先機関

エ 関係「指定公共機関」および「指定地方公共機関」

オ 市町消防本部

カ 防災関係機関（第八管区海上保安本部敦賀海上保安部、陸上自衛隊等）

キ 「避難先地域」（県内に限る。）の避難施設の管理者

- (3) 知事は、避難の指示の内容を国対策本部長に報告する。

3 要避難地域を管轄する市町長による避難の指示の伝達

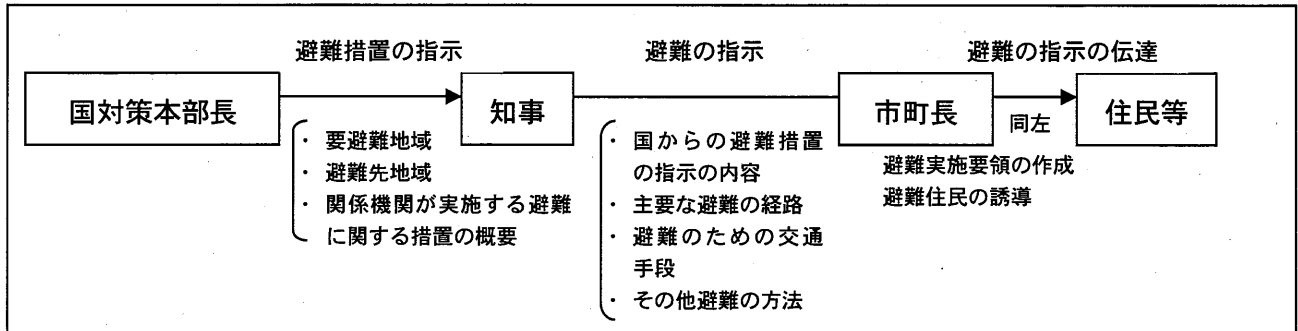
「要避難地域」を管轄する市町長は、知事から避難の指示の連絡を受けたときは、警報の伝達に準じ、防災行政無線等あらかじめ定める方法により速やかに、避難の指示の内容を「要避難地域」の住民に伝達するものとする。

4 県警察本部による避難の指示の伝達

県警察本部は、市町と協力し、避難の指示の内容の伝達が住民に対する確かつ迅速に行われるように努める。

5 指定公共機関等による避難の指示の伝達

「指定公共機関等」は、関連する施設の管理者に、避難の指示の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるように努める。



6 避難の指示の解除

(1) 知事は、総務大臣から要避難地域の全部または一部について避難措置の指示を解除した旨の通知を受けたときは、当該要避難地域の全部または一部について避難の指示を解除する。

(2) 知事は、避難の指示の解除について次の者に通知する。

- ア 市町長
- イ 県の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等）
- ウ 県の出先機関
- エ 関係「指定公共機関」および「指定地方公共機関」
- オ 市町消防本部
- カ 防災関係機関（第八管区海上保安本部敦賀海上保安部、陸上自衛隊等）
- キ 「避難先地域」（県内に限る。）の避難施設の管理者

(3) 知事は、避難の指示の解除について国対策本部長に報告する。

第4 退避の指示（法112関係）【第5章第1節第6「退避の指示」関係】

1 退避の指示

知事は、「武力攻撃災害」が発生し、または発生するおそれがある場合（例：武力攻撃により可燃性のガスに引火し、爆発が起こる可能性がある場合）において、住民の生命、身体または財産を保護し、または当該「武力攻撃災害」の拡大を防止するため緊急に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに必要と認める地域の住民に対し、一時的に退避をすべき旨の指示を行う。

第3章第3節第4、第5

2 退避の指示の内容

- (1) 要退避地域
- (2) 退避先（退避先を指示する場合に限る。）

3 知事の措置

知事は、防災行政無線等あらかじめ定める方法により速やかに「要退避地域」の住民に伝達するとともに、その内容を次の者に通知する。

- (1) 「要退避地域」を管轄する市町長
- (2) 県の他の執行機関
- (3) 県の出先機関
- (4) 関係「指定公共機関」および「指定地方公共機関」
- (5) 「要退避地域」を管轄する消防本部

4 市町長の措置

- (1) 市町長は、住民の生命、身体および財産を保護し、または「武力攻撃災害」の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、防災行政無線等あらかじめ定める方法により速やかに、「要退避地域」の住民に退避の指示を行うものとする。

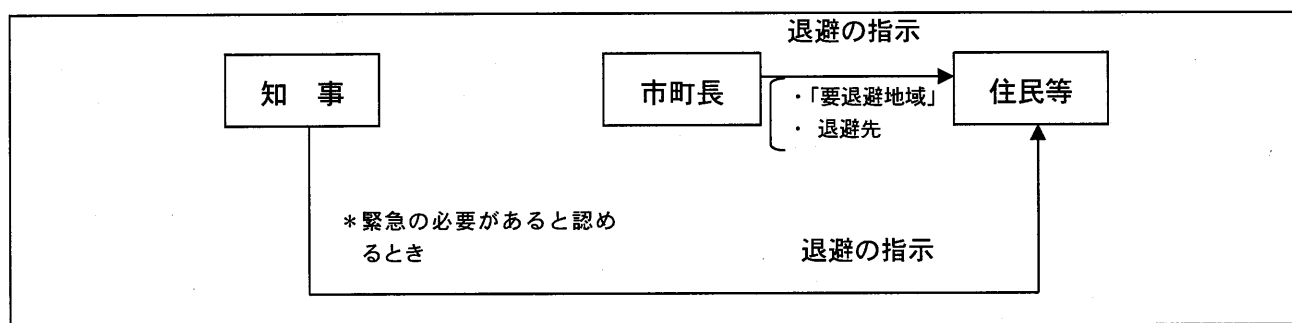
なお、状況により現場で口頭による指示を行う場合もあるものとする。

- (2) 市町長は、退避の指示の内容を次の者に通知するものとする。

ア 知事

イ 「要退避地域」を管轄する警察署

ウ その他関係機関



第5 発見者の通報義務等（法98関係）

1 発見者の責務

「武力攻撃災害」の兆候を発見した者は、遅滞なく次のいずれかに通報することとされている。

- (1) 市町長
- (2) 消防吏員

- (3) 警察官
- (4) 海上保安官

2 市町長の責務

市町長が発見者および「消防吏員等」から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通知するものとする。

3 消防吏員等の責務

「消防吏員等」は、通報を受けたときは、その旨を速やかに市町長に通報する。市町長に通報することができない場合は、速やかに知事に通報するものとする。

4 知事の責務

知事は、通知または通報を受けた場合において、必要があると認めるときは、次の者に通知する。

- (1) 消防庁
- (2) 県警察本部
- (3) 関係市町長および消防本部
- (4) 自衛隊
- (5) その他関係機関

第6 緊急通報の発令（法99、100関係）

1 武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令

知事は、「武力攻撃災害」が発生し、またはまさに発生しようとしている場合（例：武力攻撃により火災が発生している場合、ダムの破壊等の危険が急迫している場合など）において、住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令する。

2 緊急通報の内容

- (1) 「武力攻撃災害」の現状および予測
- (2) その他住民および公私の団体に対し周知させるべき事項

3 関係機関への通知等

- (1) 知事は、緊急通報を発令した場合には、次の者に通知する。

ア 市町長

イ 県の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等）

第3章第3節第6、第7

ウ 県の出先機関

エ 関係「指定公共機関」および「指定地方公共機関」

オ 消防本部

カ 防災関係機関（第八管区海上保安本部敦賀海上保安部、陸上自衛隊等）

（2）知事は、緊急通報の内容を国対策本部長に報告する。

4 市町長による緊急通報の伝達または通知

市町長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じ、サイレン、防災行政無線等あらかじめ定める方法により速やかに、次の者に通知の内容を伝達し、または通知するものとする。

（1）住民

（2）関係のある公私の団体

（3）市町の他の執行機関

5 県警察本部による緊急通報の伝達

県警察本部は、市町と協力し、緊急通報の内容の伝達が住民に対する確かつ迅速に行われるように努める。

6 指定公共機関等による緊急通報の伝達

「指定公共機関等」は、関連する施設の管理者に、緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるように努める。

第7 放送事業者による警報等の放送（法7②、50、57、101関係）

1 警報の放送

放送事業者である「指定公共機関等」は、警報の通知を受けたときは、それぞれその『国民の保護に関する業務計画』で定めるところにより、速やかにその内容を放送することとされている。

2 避難の指示の放送

放送事業者である「指定公共機関等」は、避難の指示の通知を受けたときは、それぞれその『国民の保護に関する業務計画』で定めるところにより、速やかにその内容について、正確かつ簡潔に放送することとされている。

3 緊急通報の放送

放送事業者である「指定公共機関等」は、緊急通報の通知を受けたときは、それぞれその『国民の保護に関する業務計画』で定めるところにより、速やかにその内容を放送

することとされている。

4 言論その他表現の自由への配慮

県は、放送事業者である「指定公共機関等」が実施する国民保護措置について、言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。

第8 安否情報の収集等（法94～96、令23～25関係）

1 市町長の責務

- (1) 「要避難地域」の市町長は、避難の指示を伝達したときは、避難施設または収容施設に向かう避難住民およびこれらの施設に滞在する避難住民について、個人情報の保護に十分留意して、氏名、住所等の情報を収集し整理するよう努める。
- (2) 「要避難地域」の市町長は、避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、居所、当該避難住民の連絡先等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (3) 避難住民を受け入れた市町長は、当該市町の区域内に所在する避難施設および収容施設に滞在する避難住民について、「要避難地域」の市町長と協力して、当該避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。
- (4) (1) から (3) までに規定するもののほか、市町長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（(1) および (2) に規定する避難住民を除く。）について、当該事実に係る避難住民に関する情報を収集し、整理するよう努める。
 - ア 当該市町の住民が避難住民となったこと。
 - イ 当該市町の区域内に避難住民が滞在していること。
- (5) 市町長は、当該市町の区域内で「武力攻撃災害」により死亡した住民（当該市町の住民以外の者で当該市町の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、氏名、住所、死亡の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (6) 市町長は、当該市町の区域内で「武力攻撃災害」により負傷した住民（当該市町の住民以外の者で当該市町の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、氏名、住所、負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (7) 市町長は、当該市町の区域外において当該市町の住民が「武力攻撃災害」により死亡し、または負傷した事実を知ったときは、当該住民について、氏名、住所、死亡または負傷の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。
- (8) 安否情報の収集は、市町が保有する資料の調査、避難住民を誘導する者による調査または県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会などにより行うものとする。
- (9) 市町長は、収集し、整理した安否情報を知事に報告するものとする。
- (10) 市町長は、安否情報について照会があった場合は、個人情報の保護に留意しつつ、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、武力攻撃災害により死亡し、または

第3章第3節第8、第9

負傷した住民に該当するか否か等について、速やかに回答するものとする。

- (11) 市町長は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力するものとする。

2 知事の責務

- (1) 知事は、市町長から報告を受けた安否情報を整理し、必要に応じて自ら安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これらの安否情報を速やかに総務大臣に報告する。
- (2) 知事は、安否情報について照会があった場合は、個人情報の保護に留意しつつ、速やかに回答する。
- (3) 知事は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力する。

3 関係機関の協力

安否情報を保有する関係機関は、市町長および知事が行う安否情報の収集に対し、自主的な判断に基づき、協力することとされている。

4 日本赤十字社の措置

日本赤十字社は、総務大臣、知事および市町長が保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集し、整理することとされている。

第9 被災情報の収集および報告（法126～127関係）

1 武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集

(1) 被災状況の調査

被災状況の調査は、次の区分により実施し、市町長および「指定地方公共機関」は収集した被災情報を知事に報告するものとする。

ア 知事 …各部の管理する施設および設備

イ 市町長…市町民の生命および財産に関する事項ならびに市町の管理する施設および設備

ウ 「指定地方公共機関」…各機関の管理する施設および設備

(2) 知事が行う被災情報の収集

知事は、市町長（被災市町長および隣接市町長）から次に掲げる情報を収集する。

ア 災害発生情報（日時、場所、地域および原因）

イ 被害概況

ウ 応急対策の概況（市町対策本部の設置状況等）

エ 知事に対する要請事項

オ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(3) 関係機関の協力

知事は、市町長および「指定地方公共機関」と、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力する。

2 被災情報報告

知事は、自ら収集し、または報告を受けた被災情報を、速やかに総務大臣に報告する。

第10 要配慮者に対する配慮（法9関係）

1 要配慮者に対する情報伝達設備等の充実

市町は、情報の伝達において、「要配慮者」への対応を優先するとともに、情報を迅速かつ的確に伝達するために、障害種別や生活環境の状況等に応じて、同報系無線の戸別受信機の整備や、ファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用に努める。

2 情報伝達体制の整備

(1) 地域ぐるみの支援による情報の伝達

県は、「要配慮者」が、「武力攻撃事態等」において、自らの安否を連絡するため、近隣の住民や福祉施設等とのつながりを保つことや、民生委員および「要配慮者」の近隣の住民が、日頃から可能な限り「要配慮者」に関する情報を把握するなど地域ぐるみの体制を整備することを支援する。

(2) 市町長による情報の収集整理等

市町長は、「要配慮者」に関する情報を人権に配慮しながら一元的に収集し、平常時から必要な支援措置を把握するよう努める。

また、市町長は、整理した情報を知事と共有することにより、県、市町および地域住民が一体となった支援措置ができるように努める。

第11 通信手段の確保（法135②、156関係）

1 防災関係機関相互における通信連絡手段の確保

県、市町および関係機関は、「武力攻撃災害」の発生時には、国民保護措置の円滑な推進および住民に対する適切な情報提供のため、情報通信の手段および経路の多様化を図る必要があることから、それぞれの防災行政無線の整備、多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等に努める。

(1) 県および市町の防災行政無線の整備

県の防災行政無線については、地上無線回線および衛星無線回線に加え、有線回線による多重化の整備を行い、県と市町との情報通信経路を確保する。

市町の防災行政無線については、住民への情報伝達手段を確保するため、同報系無

線の整備を促進する。

(2) 多様な媒体の活用

情報通信の手段および経路の多様化を図るため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、農協等の有線放送、さらには、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体など多様な媒体の活用を進めるとともに、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう的確に運用・管理・整備を行う。

2 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

県、市町および関係機関は、「武力攻撃事態等」において、国民保護措置を円滑に遂行し、住民に対して適切に情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、コミュニティ放送、FM文字多重放送、携帯端末による電子メール等新たな媒体の活用に努める。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送および県が構築した災害情報インターネット通信システムの活用に努める。

さらに、県内で設置されているCATVの活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化に努める。

3 武力攻撃事態等の通信連絡

県、市町および関係機関が行う「武力攻撃事態等」に関する情報の伝達、被害状況の収集報告その他安全の確保のため必要な措置の要請等は、原則として有線通信（加入電話）または無線通信により速やかに行う。

4 通信の統制

「武力攻撃事態等」においては、加入電話および無線通信とものつながりにくくなることが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

5 各種通信設備の利用

(1) 電気通信設備の優先利用

県は、国民保護措置に関する情報伝達において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。

また、各機関は、緊急の度合いに応じ、非常扱い通話（電報）および緊急扱い通話（電報）として利用する。これらの通話（電報）は、102（115）番通話により行う。この場合においては、非常扱い電話（電報）または緊急扱い電話（電報）であ

る旨を申し出る。

(2) 有線電気通信設備または無線設備

県は、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる次の者が設置する有線電気通信設備または無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1 警察事務を行う者 | 5 海上保安事務を行う者 | 9 電気事務を行う者 |
| 2 消防事務を行う者 | 6 気象業務を行う者 | 10 鉱業を行う者 |
| 3 水防事務を行う者 | 7 鉄道事務を行う者 | 11 自衛隊 |
| 4 航空保安事務を行う者 | 8 軌道事務を行う者 | |

(3) 電波法に基づく非常通信の利用

県は、「武力攻撃事態等」または「武力攻撃事態等」となるおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条の2ならびに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

そのためには、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関は、福井県非常通信協議会が実施する無線設備の総点検、通信訓練を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。

ア 非常通報の内容

非常通信における通報の内容は、人命の救助に関するもの、天災の予警報など非常通信運用細則第7条による。

(参考) 非常通信運用細則第7条に規定する非常通報の内容

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予警報（主要河川の水位も含む。）および天災その他の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令およびその他の指令
- 5 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 13 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

第3章第3節第11、第12、第13

イ 非常通報の発信

非常通報は、無線局を有する（無線局の免許を受けた）機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

6 通信設備の利用ができない場合の連絡手段

県は、1から5までによる各種通信施設が利用できないときは、次の方法により情報の収集および救援活動等を行う。

(1) 使送

(2) 孤立地区の空中偵察に対する合図

赤旗（病人あり）

青旗（食糧不足）

第12 マニュアルによる運用

情報伝達に関して、この節で定めるもの以外の事項については、別途作成する『情報伝達マニュアル』に基づいて運用する。

第13 市町国民保護計画で定める事項

市町の『国民の保護に関する計画』では、この節で規定した警報の通知および伝達、避難の指示、退避の指示、安否情報の収集等、被災情報の収集および報告等のほか、『避難実施要領』の通知および伝達、通信連絡設備の整備等について定めるものとする。

第4節 住民に対する協力要請

「武力攻撃事態等」においては、住民の自発的意思の下に、住民と行政とが一体となって地域ぐるみで避難住民の誘導、救援、消火、保健衛生の確保等の活動を行うことが期待される。なお、住民に対する協力の要請に当たっては、特に、協力をする者の安全の確保に十分に配慮することが必要である。この計画では、この節で一括して法で規定されている住民に対する協力要請に関する事項について示す。

第1 住民に対する協力要請（法4①②関係）

1 自発的な意思による協力

住民は、法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めることとされている。

ただし、この協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるから、要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

2 安全配慮義務

協力を要請する者は、要請を受けて第2から第5までにより協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

3 協力要請

協力を要請する者は、要請を受けて協力をする者に対し、その者が行う協力の内容、実施場所および期間をあらかじめ示した上で、その者の了解を得ることが必要である。

また、協力をする者に対しては、国民保護措置に係る職務を行う者等の標章が印刷された腕章等および身分証明書を交付し、第5章第5節第3の損害補償の対象となることを通知する。

第2 避難住民の誘導への協力（法70関係）

1 住民への協力要請

避難住民を誘導する市町の職員、「警察官等」その他避難住民を誘導する者または避難住民の誘導を補助する者は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができることとされている。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができることとされている。

2 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難住民の整理、「要配慮者」の介助等の実施に必要な援助

とする。

第3 救援への協力（法80関係）

1 住民への協力要請

知事または県の職員は、必要があると認めるときは、救援を必要とする「避難住民等」およびその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

2 協力要請内容

協力を要請できる内容は、避難所における情報の伝達、救援措置の食品、生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助とする。

なお、知事が市町長に救援に関する事務を委託したときは、市町長または市町の職員が当該協力を要請することができることとされている。

第4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力（法115関係）

1 住民への協力要請

知事もしくは県の職員、市町長もしくは消防吏員その他の市町の職員または「警察官等」は、県または市町の区域に係る「武力攻撃災害」が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の「武力攻撃災害」への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、県内または市町内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができることとされている。

2 協力要請内容

協力を要請できる内容は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助または「武力攻撃災害」の対処のための措置の実施に必要な援助とする。

第5 保健衛生の確保への協力（法123関係）

1 住民への協力要請

知事もしくは県の職員または市町長もしくは市町の職員は、「武力攻撃災害」の発生により県または市町の区域内における住民の健康の保持または環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、県内または市町内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができることとされている。

2 協力要請内容

協力を要請できる内容は、集団健康診断の補助、防疫作業の補助等の実施に必要な援助とする。

第3章第5節第1、第2、第3

第5節 ボランティアの受入体制の整備

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧活動におけるボランティア活動は、自発的な意思による活動であることに十分配慮して、安全が確保された場所に限定して行うとともに、受入体制を整備し、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援を行う。

第1 ボランティアの活動内容

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧時において、想定されるボランティア活動は、次のとおりである。

- 1 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送や整理、「避難住民等」の生活援助、炊き出しなどの食事サービス、「要配慮者」への支援活動等
- 2 被災地の「武力攻撃」終了後における被災住宅の後片付け等
- 3 専門的知識や技能を使った介護等の活動

第2 ボランティアの受入体制（法4③関係）

1 県の支援

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認める団体に対し、災害ボランティアの活動拠点となる福井県災害ボランティア本部（以下「災害ボランティア本部」という。）の設置要請を行うとともに、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、災害ボランティア活動の支援を行う。

また、対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 市町の支援

市町は、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行うものとする。

また、当該ニーズに応じて災害ボランティア本部にボランティアの要請を行うとともに、市町ボランティアセンターの設置および活動の支援を行うものとする。

第3 ボランティアの活動体制および活動拠点

県は、市町と連携し、第2で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援

を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

第6節 安全のための赤十字標章等の交付

知事は、「武力攻撃事態等」において、医療関係者等および国民保護措置に係る職務を行う者等の保護のため、赤十字標章等および特殊標章等を交付し、または使用させる。

第1 医療関係者等に対する赤十字標章等（法157関係）

1 医療機関等に対する交付等

知事は、次の医療機関等に、法第157条第1項の身分証明書を交付および使用させる。

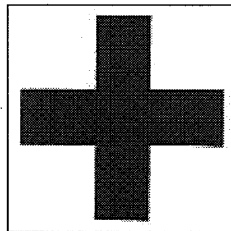
- (1) 「避難住民等」の救援を行う医療機関または医療関係者
- (2) 「避難住民等」の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者
- (3) (1) および(2)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者

2 赤十字標章等の使用

知事は、1に掲げる医療機関等またはこれらの者が行う医療に関する場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別するため、赤十字標章、法第157条第1項の特殊信号（以下「特殊信号」という。）を使用させる。

〔赤十字標章〕

【白地に赤十字】



3 その他医療機関

1に掲げる医療機関等以外の医療機関等は、あらかじめ、それぞれ次に定める者の許可を得て赤十字標章、特殊信号および身分証明書を使用することができることとされている。

- (1) 医療機関である「指定公共機関」…当該「指定公共機関」を所管する「指定行政機関」の長
- (2) 医療機関である「指定地方公共機関」…知事
- (3) 県内で医療を行うその他の医療機関または医療関係者…知事

第2 国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章（法158関係）

1 国民保護措置に係る職務を行う職員等に対する交付等

次の（1）から（5）に掲げる者は、「武力攻撃事態等」において、それぞれ（1）から（5）に掲げる職員等に対し、法第158条第1項の身分証明書を交付し、または使用させることができることとされている。

（1）知事

- ア 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（2）県警察本部長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- イ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（3）市町長

- ア 国民保護措置に係る職務を行う市町の職員
- イ 市町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 市町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（4）消防長

- ア 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

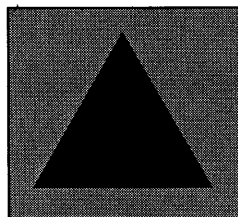
（5）水防管理者

- ア 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長および水防団員
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 特殊標章の使用

1の（1）から（5）までに掲げる者は、その職員等またはこれらの者が国民保護措置に係る職務を行う場所等を識別するため、法第158条第1項の特殊標章を使用させることができることとされている。

〔特殊標章〕【オレンジ色地に青色の三角形】



第3章第6節第2、第3

3 指定地方公共機関

「指定地方公共機関」は、「武力攻撃事態等」において、知事の許可を受けて、その国民保護措置に係る業務を行う者（当該「指定地方公共機関」の委託を受けた者を含む。）および当該「指定地方公共機関」が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に身分証明書を交付および使用させることができることとされている。また、これらの者またはこれらの者が国民保護措置に係る業務を行う場所等に特殊標章を使用することができることとされている。

第3 マニュアルによる運用

この節で定める標章等の交付については、別途作成する『証明書等の交付手続マニュアル』に基づいて運用する。

第4章 避難および救援

「武力攻撃事態等」において、国民の生命、身体および財産を保護するため、県は、住民に対し避難の指示を速やかに伝達し、運送事業者に対する運送要請、交通規制等の方法を利用して、的確な避難誘導を行う。

また、「避難先地域」および被災地における避難住民および被災者に対して収容施設の供与、食品の給与等の救援活動や医療活動を実施する。

第1節 住民の避難

「武力攻撃事態等」において警報が発令された後、さらに住民の避難が必要であると認められるときは、国対策本部長から知事に対して、避難措置の指示が行われる。

知事は、市町長を通じて、住民に対し避難の指示を行い、市町長は、『避難実施要領』に従い、住民を的確かつ迅速に避難誘導させることで、人的被害の最小化を図る。

第1 避難の類型と対処

住民の避難は、「武力攻撃事態等」の態様や事態の推移、時間的余裕、さらには被害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市町内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施する。

実際には、具体的に発生した、または発生するおそれのある「武力攻撃事態等」の実態に応じて、最も的確かつ確実な方法により行うこととなるが、基本的には次の表に基づき実施する。

なお、「武力攻撃原子力災害」が発生した場合および発生するおそれがある場合における避難については、第6章第4節第4において、別途定める。

	類型	避難および退避の態様
武力 攻 撃 事 態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃	・ 広域的な避難 (県内避難または県外避難)
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 主要な公共施設の占拠または破壊 ・ 原子力発電所の中央制御室の占拠または冷却機能の破壊	・ 屋内へ避難（退避） ・ 事態の推移や被害の状況に応じて、他の安全な地域へ避難 (原子力発電所に係る事項は第6章第4節第4参照)
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭 ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭 ・ 化学剤弾頭	
	航空機による攻撃	

第4章第1節第1、第2

	類型	避難および退避の態様
緊急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・ 原子力事業所等の破壊 ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊	・ 危険地域からの避難（退避） （市町内避難または県内避難） （原子力発電所に係る事項は第6章第4節第4参照）
	多数の人が集合する施設および大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	・ 危険地域からの避難（退避） （市町内避難）
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	・ 危険地域からの避難（退避） （市町内避難） （風向や二次感染の防止等を考慮）
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 危険地域からの避難（退避） （市町内避難）

* 退避については、〔参考〕退避について（P84）および第5章第1節第6「退避の指示」を参照

第2 避難の指示と避難の方法

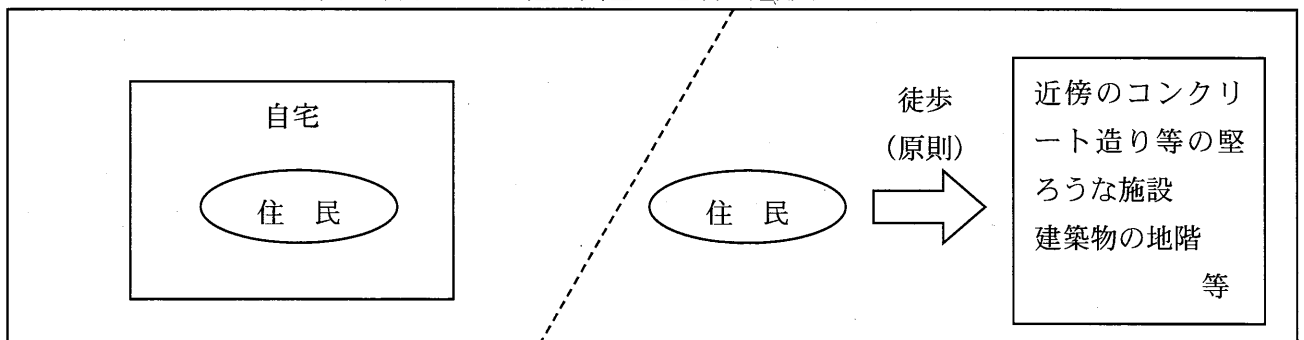
知事は、総務大臣を経由して国対策本部長からの避難措置の指示を受けたときは、「要避難地域」を管轄する市町長に対して、住民に避難の指示を伝達するよう通知する。（第3章第3節第3「避難の指示」参照）

1 避難の方法

（1）屋内避難

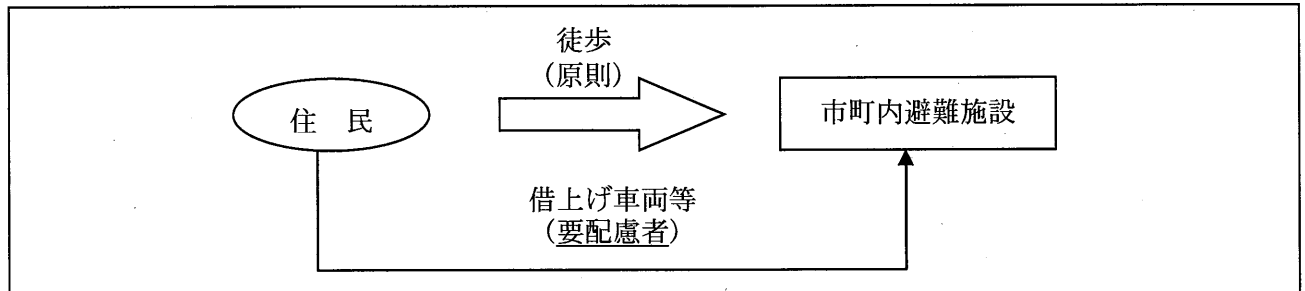
- ・ 避難場所 自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等
- ・ 避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。

その後、事態の推移、被害の状況等によっては、（2）から（4）に掲げる方法により他の安全な地域に避難する。



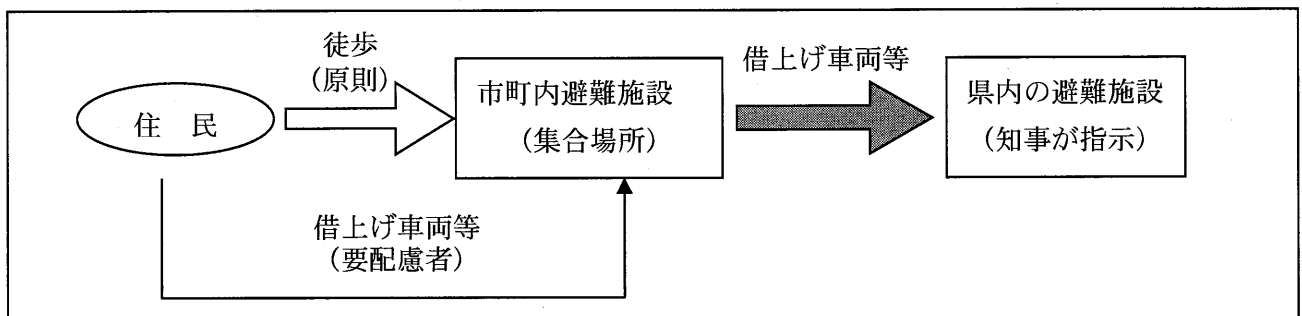
(2) 市町内避難…当該市町内の避難施設への避難

- ・避難場所 市町内避難施設
- ・避難方法 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である「要配慮者」の避難に限り、バス等の借上げ車両および公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）を補完的に使用する。



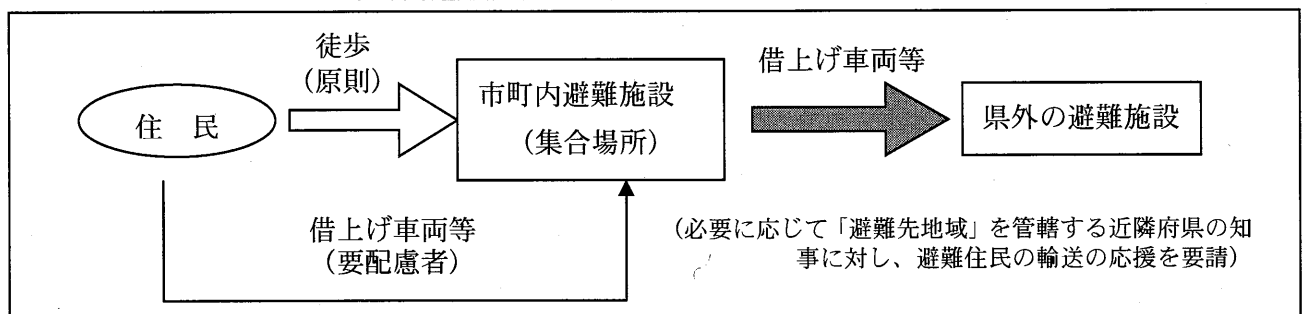
(3) 県内避難…当該市町の他の地域または県内の他の市町へ避難

- ・避難場所 市町内避難施設から知事が指示する県内の避難施設
- ・避難方法 市町内避難施設への避難は(2)と同様
市町内避難施設から知事が指示する県内の避難施設までは、借上げ車両等



(4) 県外避難…県外の市町へ避難

- ・避難場所 市町内避難施設から県外の避難施設
- ・避難方法 市町内避難施設への避難は(2)と同様
市町内避難施設から県外の避難施設へは、借上げ車両等



2 避難の指示の単位

- (1) 避難の指示に当たっては、市町ごとにあらかじめ定める避難地区の名称を用いる。
- (2) 避難する地域が当該市町の全部の地区である場合は、市町名のみを用いる。
- (3) 避難する地域が県内全域である場合は、「福井県全域」を用いる。

3 指定公共機関等からの車両借上げ

知事は、避難誘導の実施に当たり、運送事業者である「指定公共機関等」の車両の借上げが必要となる場合は、輸送条件を示して、「指定公共機関等」に要請する。(第3節「避難住民等の輸送」参照)

4 自家用車等の使用

県は、避難の実施に当たり、公用車およびバス等の「指定公共機関等」の輸送手段を補完するため、「要配慮者」の避難に限り、所有者等の協力を得て、自家用車等を使用する。

その自家用車等については、県は、市町と連携し、「要配慮者」の実態を考慮し、その輸送に適した車両等の把握に努める。

〔参考〕 退避について

住民の避難については、国対策本部長から避難措置の指示を受け、知事が住民に対し避難の指示を行うが、予測不可能な「武力攻撃災害」が突然発生することもあり得る。

このような場合には、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、または武力攻撃災害の拡大を防止するため、市町長が「武力攻撃災害」の及ばない地域に、一時的に退避することを指示できることとされている。なお、緊急の必要がある場合は、知事も退避の指示を出すことができる。(第5章第1節第6「退避の指示」参照)

5 避難に当たって配慮すべき事項

(1) 「武力攻撃事態」の類型に応じた避難のあり方

ア 地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃の場合

県は、大規模かつ広域的住民避難が行われることから混乱発生の防止に努め、警察による交通規制を適宜実施するとともに、早期に広範な地域の住民を避難させるための輸送力の確保を図る。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

武力攻撃がまさに行われている場合には、住民を屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確認された後、他の安全な地域への避難を行う。

知事は、「武力攻撃災害」の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措

置を講ずる。また、市町長は、同様の場合において速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

国対策本部長は、当初は屋内避難を指示するものとし、弾道ミサイル着弾後に被害状況を把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を行うこととされている。

避難措置の指示を受けた県は、屋内避難をさせる際には、できるだけ、近傍のコンクリート造り等堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

エ 航空機による攻撃の場合

弾道ミサイルの場合と同様、着弾後に被害状況を把握した上で、弾頭の種類に応じた避難を行うことになり、攻撃当初における屋内避難に当たっては、県は、できるだけ近傍のコンクリート造り等堅ろうな施設または建築物の地階等に避難させる。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

オ NBC攻撃の場合

避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ、マスク等を着用させる。

(ア) 核攻撃の場合

熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射性降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場所またはそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場所またはそのおそれがある場所から直ちに離れ、屋内の外気からの密閉性の高い部屋または汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

第3 避難の誘導の措置（法61～64、66関係）

1 避難実施要領の作成

市町長は、知事から避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに『避難実施要領』を定め、住民などに伝達するものとする。

（1）『避難実施要領』に定める事項

- ア 避難の経路、避難の手段、避難の手順その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難誘導責任者および避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難の誘導に関する事項

（2）（1）で定める『避難実施要領』の内容の伝達および通知先

- ア 住民および関係のある公私の団体
- イ 消防長、警察署長、「海上保安部長等」、自衛隊地方協力本部の長その他関係機関

（3）『避難実施要領』作成の際の主な留意事項

- ア 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- イ 避難先の住所および施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ウ 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所および場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。
- エ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- オ 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- カ 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間および避難経路等、避難誘導について可能な限り具体的に記載する。
- キ 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町、消防職員の配置および担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 要配慮者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法について記載する。
- ケ 要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療等を提供するための支援内容について記載する。
- サ 緊急連絡先を記述する。

2 避難住民の誘導

市町長は、その職員、消防長等を指揮して避難誘導を行うものとする。なお、避難誘導に当たっては「要配慮者」を優先することとし、自主防災組織、自治会等と連携し、迅速かつ安全な避難住民の誘導に努める。

また、誘導は自治会単位または家族単位となるよう配慮する。ただし、大規模な事業所で、事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での誘導も実施する。

3 警察官等による避難住民の誘導の要請

市町長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、次の者に「警察官等」による避難住民の誘導を行うよう要請することができることとされている。

- (1) 当該市町の区域を管轄する警察署長 …警察官
- (2) 「海上保安部長等」 …海上保安官
- (3) 国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長に限る。） …自衛官

4 情報の提供

市町長は、「警察官等」が避難の誘導を実施しているときは、「警察署長等」に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができることとされている。

5 必要な措置の要請

市町長は、「警察官等」が避難の誘導を実施している場合において、避難住民の生命または身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、「警察署長等」に避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請することができることとされている。

第4章第1節第3

〔参考〕 避難の実施体制（法52、54、61～64、66、67関係）

事項 区分	実施責任者	内 容	実 施 の 基 準
の避難措置指示	国対策本部長	・「要避難地域」 ・「避難先地域」 ・関係機関が講ずべき措置の概要	・住民の避難が必要であると認めるとき
避難の指示	知 事	・「要避難地域等」 ・「避難先地域」 ・関係機関が講ずべき措置の概要 ・主要な避難経路 ・避難のための交通手段 ・その他の避難の方法	・国対策本部長が避難措置の指示をしたとき ・知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき
避難住民の誘導	市町長	・上記避難の指示の伝達 ・避難実施要領の策定（避難の経路、手段、手順）（避難住民の誘導の実施方法）（関係職員の配置）（その他避難、誘導に必要な事項） ・避難実施要領の内容の伝達・通知	・知事が住民に対し避難の指示をしたとき
	市町の職員・消防団員	・避難住民の誘導 ・警告、指示	・市町長が避難誘導を実施するとき ・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
	消防吏員	・避難住民の誘導 ・警告、指示	・市町長が避難誘導を実施するとき ・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
		・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去	・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官または海上保安官がその場にいるとき
	警察官・海上保安官	・避難住民の誘導 ・警告、指示 ・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去	・市町長の要請があったとき ・知事の要請があったとき
		・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去	・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官または海上保安官がその場にいるとき
	自衛官	・避難住民の誘導 ・警告、指示	・市町長の要請があったとき ・知事の要請があったとき ・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき
		・立入禁止、退去の措置 ・道路上の車両等の除去	・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官または海上保安官がその場にいるとき
	県の職員	・避難住民の誘導	・市町長の要請があったとき ・市町長に避難住民の誘導の指示を行っても所要の避難住民の誘導が当該市町長により行われない場合
		・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき

第4 避難住民の受入れ（法54⑥）

1 避難住民の受け入れ

「避難先地域」を管轄する市町長は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

2 避難施設の開設

知事は、避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難施設を選定し、避難施設の管理者に対して通知して、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときは天幕等を設置し、仮避難施設として開設する。

なお、避難先を管轄する市町長は、避難施設の開設状況について速やかに知事に情報提供するものとする。

3 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持および人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努める。

第5 要配慮者に対する配慮（法9、65関係）

1 市町の措置

市町は、「要配慮者」が円滑に避難できるよう、「要配慮者」に配慮した『避難実施要領』を作成するよう努める。

2 地域住民の協力

「要配慮者」が避難を行う場合は、その地域の住民は、避難誘導について、地域ぐるみで協力し、支援するよう努める。

3 病院、福祉施設等の措置

病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、または利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。

4 県の措置

県は、「要避難地域」内の病院その他の施設の被災状況、被災者の発生状況等について、随時、それらの情報を把握するとともに、「避難先地域」の市町に情報の提供を行い、避難住民の受入れが円滑に行われるよう努める。

第4章第1節第6、第7

第6 知事の指示等（法63②、67②③④関係）

1 避難誘導の指示

知事は、所要の避難住民の誘導が関係市町長により行われない場合において、住民の生命、身体または財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該市町長に対し、所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示する。

知事は、指示を行ってもなお所要の避難住民の誘導が当該市町長により行われないときは、当該市町長に通知した上で、県職員を指揮し、避難住民の誘導を行う。

2 警察官等による避難住民の誘導の要請

知事は、次の場合には県警察本部長、第八管区海上保安本部長または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長）に対し、「警察官等」による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。

(1) 避難誘導を行う市町長から求めがあったとき

(2) 避難誘導を行う市町長の求めを待ついとまがないと認めるとき

3 避難誘導の補助

知事は、当該市町長から要請があったときは、県の職員を指揮し、避難住民の誘導の補助をさせる。

第7 的確な避難の実施

1 市町長の措置

市町長は、避難先地域において当該市町の住民の受入れが完了するまで、避難住民の誘導を行うものとする。

その際、避難に遅れた者への対応について、次のとおり実施することに努める。

(1) 消防吏員および消防団員による救助隊を編成し、搜索および救出に当たる。

(2) 自ら編成する救助隊による搜索および救出が困難なときは、当該市町の区域を管轄する警察署長に連絡し、合同してこれらの活動に当たる。

(3) 市町自体の能力では搜索および救出が困難であり、かつ、これらの活動に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、知事に応援を要請する。

2 知事の措置

知事は、市町長から搜索および救出について応援の要請があったときは、隣接市町、県警察本部、自衛隊その他防災関係機関の協力を要請する。

3 県警察本部の措置

県警察本部は、次の活動を実施する。

- (1) 要救出者および死傷者の有無の確認ならびにその速やかな救出
- (2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送
- (3) 行方不明者がある場合には、その速やかな搜索
- (4) 迅速かつ円滑な救出活動に必要な交通整理、交通規制等

第8 都道府県の区域を越える住民の避難（法58、67④関係）

1 他の都道府県への避難

- (1) 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
 - ア 避難住民数
 - イ 避難住民を受け入れるべき地域（以下「受入地域」という。）
 - ウ 避難先施設
 - エ 輸送手段の応援
 - オ その他必要な事項
- (2) 知事は、(1)の場合、県の職員を指揮し、避難住民の誘導の補助をさせる。
- (3) 避難の指示を解除した場合は、速やかにその旨を「避難先地域」を管轄する都道府県知事に通知する。
- (4) 知事は、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行う。

2 他の都道府県からの避難

- (1) 知事は、避難住民を受け入れないことについて止むを得ない事情がある場合を除き、他の都道府県からの避難住民を受け入れる。
- (2) 知事は、受入地域を決定し、次の者に通知する。
 - ア 「要避難地域」を管轄する都道府県知事
 - イ 市町長（受入地域を管轄する市町長を含む）
 - ウ 県の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等）
 - エ 県の出先機関
 - オ 関係「指定公共機関」および「指定地方公共機関」
 - カ 消防本部
 - キ 防災関係機関（第八管区海上保安本部敦賀海上保安部、陸上自衛隊等）
 - ク 避難住民を受け入れる施設の管理者
- (3) 要避難地域を管轄する都道府県知事から避難の指示を解除した旨の通知を受けた場合は、(2)に掲げる者にその旨を通知する。

第9 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、県および市町は、関係機関および施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

第10 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主の分からない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努めるものとする。

第11 避難の指示の解除（法55、69関係）

1 知事の措置

知事は、国対策本部長が「要避難地域」の全部または一部について避難措置の指示を解除した場合は、当該地域の全部または一部について避難の指示を解除する。

また、知事は、自ら必要があると認め、避難の指示を行った場合において、当該避難の指示に係る「要避難地域等」の全部または一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該地域の全部または一部について避難の指示を解除する。

2 市町長の措置

市町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講じるものとする。

第12 マニュアルによる運用

避難の指示や避難住民の誘導等の避難に関する事項については、この節で定めるほか、別途作成する『避難マニュアル』に基づいて運用する。

第13 市町国民保護計画で定める事項（法34②関係）

市町の『国民の保護に関する計画』では、この節で規定した避難の類型と対処、避難の方法、避難の誘導の措置、避難住民の受入れ等に関する事項のほか、避難の指示の伝達方法、誘導の手順、当該市町住民に対する事前周知について定めるものとする。

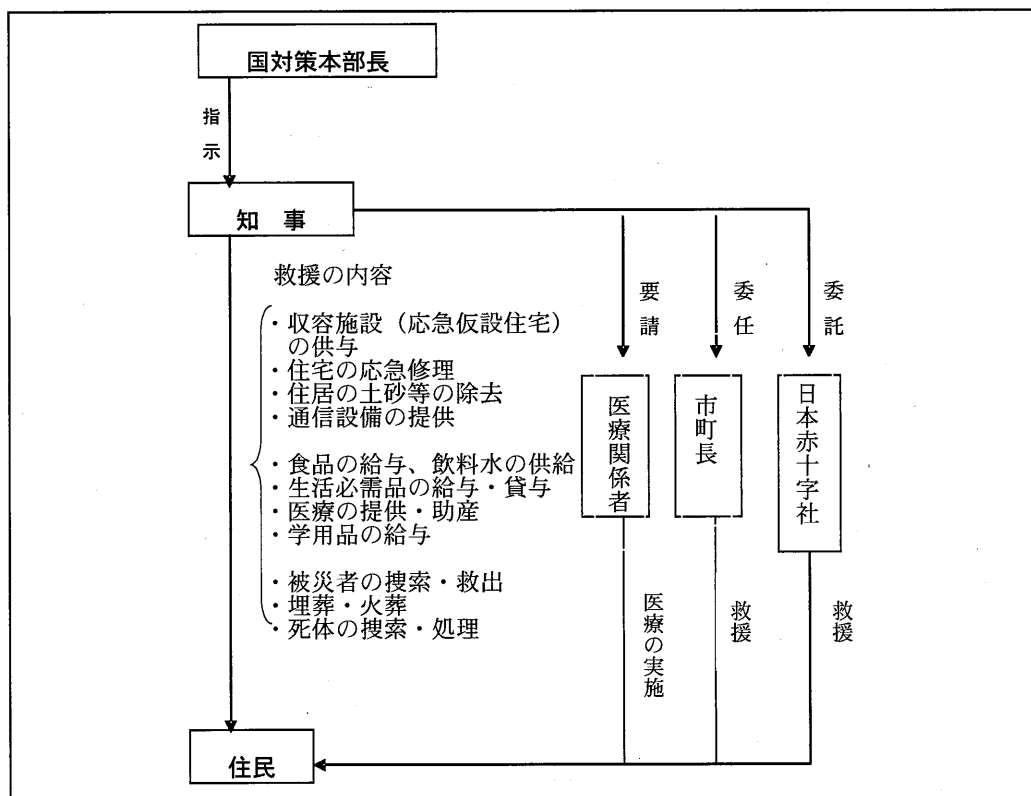
第2節 避難住民等の救援および医療措置

「武力攻撃事態等」に際し住民の避難が行われた場合および「武力攻撃災害」により被災した場合、住居のそう失、食品その他の生活必需品の欠乏、疾病等によって、住民は長期間にわたり、多大な苦難を強いられることが想定される。

県は、市町および関係機関と連携し、国からの支援を受けながら、避難先地域や被災地において、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援活動および医療活動を実施し、被害の最小化を図る。

第1 救援の指示（法74関係）

国対策本部長は、避難措置の指示をしたとき、または「武力攻撃災害」による被災者が発生し救援が必要であると認めるときは、避難先地域または被災者が発生した地域の都道府県知事に対して、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援に関する措置を講ずるべきことを指示することとされている。



第2 救援の実施体制（法75、76、81、82、令11関係）

1 救援の実施

知事は、国対策本部長から救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し救援を行う。

第4章第2節第2、第3

なお、**知事**は、緊急に救援を行う必要があると認めるときは、国対策本部長の救援指示を待たずに自ら救援を実施する。

2 市町長への委任

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、知事の権限に関する救援事務の一部を市町長に委任する。

この場合において、**知事**は、委任する市町長に対して、当該市町長が行う救援事務の内容および当該事務を行う期間を通知するとともに、直ちにその旨を公示する。

3 他都道府県の応援

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定等に基づき他都道府県に応援を求める。

4 救援の実施に必要な物資等の確保

知事は、救援の実施に必要な物資の確保または土地等の使用に当たっては、あらかじめ所有者等に対し物資の売渡しの要請を行い、または土地等の使用に係る同意を得る。

なお、被災等により当該物資または家屋等が使用不能となっている場合ならびに当該物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合等、正当な理由がないにもかかわらず当該所有者が応じない場合には、同意を得ないで物資の収用または土地等の使用ができる。

第3 救援の実施内容（法75、令9関係）

知事は、市町長と連携協力し、法および「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号）に基づき、次のとおり救援を実施する。

なお、救援の措置は、**知事**が必要と認めるときは、金銭を支給して実施することができる。

1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

（1）避難所

ア 収容する者は、避難住民または「武力攻撃災害」により被害を受け、または受けるおそれのある者とする。

イ 原則として学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋または天幕を設置する。

ウ 収容する期間が長期にわたる場合または長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。また、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

（2）応急仮設住宅

収容する者は、避難の指示が解除された後または「武力攻撃」により新たに被害を

受けるおそれが無くなった後、「武力攻撃災害」により住宅が全壊、全焼、または流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、応急仮設住宅を設置する。

2 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後または「武力攻撃」により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、「武力攻撃災害」により住宅が半壊し、または半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

3 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石等の除去

避難の指示が解除された後または「武力攻撃」により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

4 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難または「武力攻撃災害」により、通信手段を失った者に対し、電話、ファックスまたはインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である「指定公共機関等」の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

5 炊き出しその他の方法による食品の給与および飲料水の供給

(1) 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難所に収容された者、「武力攻撃災害」により住宅に被害を受けて炊事のできない者および避難の指示に基づきまたは住宅に被害を受け、避難する必要のある者に対し、炊き出し等を行う。

(2) 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難または「武力攻撃災害」により飲料水を得ることができない者に対し、その供給を行う。

6 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

避難の指示に基づく避難または「武力攻撃災害」により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、またはき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

7 医療の提供および助産

第4章第2節第3

(1) 医療（施術者が行う施術を含む）の提供

ア 避難の指示に基づく避難または「武力攻撃災害」により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。

イ 医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所または施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師もしくはきゅう師または柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師(以下これらの者を「施術者」という。)による施術のための施設をいう。)において行うことができる。

(2) 助産

避難の指示に基づく避難または「武力攻撃災害」のため助産を受けることができない者に対して行う。

8 学用品の給与

避難の指示に基づく避難または「武力攻撃災害」により、学用品を喪失し、または、き損したため、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学児童部を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部生徒を含む。)および高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程および通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程および通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。)に対し、教科書等学用品の給与を行う。

9 被災者の搜索および救出

(1) 搜索および救出

避難の指示が解除された後または「武力攻撃」により新たに被害を受けるおそれなくなった後、「武力攻撃災害」のため生命および身体が危険な状態にある者または生死が不明の状態にある者の搜索および救出を実施する。

(2) 安全の確保

搜索および救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、警察や消防機関等が行う搜索および救出と十分な連携を図る。

10 埋葬および火葬

遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、県警察本部は、県および市町と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

11 死体の搜索および処理

(1) 死体の搜索

避難の指示が解除された後または「武力攻撃」により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、「武力攻撃災害」により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し、搜索を行う。

(2) 死体の処理

「武力攻撃災害」の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬等を除く。）を行う。

第4 医療の実施（法75、85関係）

1 医療の提供

知事は、大規模な「武力攻撃災害」により、多数の傷病者が発生している場合および既存の病院等が破壊され「避難住民等」に十分な医療が提供できない場合に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し派遣する（第3「救援の実施内容」7参照）。

2 医療関係者に対する知事の要請

知事は、大規模な「武力攻撃災害」が発生した場合において、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者（以下「医療関係者」（*）という。）に対し、医療を行う場所および期間その他必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

*医療関係者…医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

3 医療関係者に対する知事の指示

知事は、医療関係者が正当な理由がなく医療の実施に係る要請に応じない場合で、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、2の医療関係者に対し医療を行うべきことを指示することができる。

この場合においては、医療を行う場所、期間その他必要な事項を書面で示す。

4 安全の確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請または指示するときは、その安全の確保に十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

5 医療機関への協力依頼等

県は、県立病院において、医療活動を実施するとともに、県内の医療機関に対して、医療活動の協力を依頼する。また、必要に応じ、国および医療関連の「指定公共機関」

第4章第2節第4、第5

に対して、被災地および「避難先地域」以外の地域における医療施設での広域的な後方医療活動を依頼する。

6 実施に当たっての留意事項

(1) 核攻撃の場合および「武力攻撃原子力災害」の場合

県は、被ばく患者の診療については、自らの公的医療機関において行うとともに、内閣総理大臣より被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合には、その指示を得て、これと協力して行う。

また、国の協力要請に応じて医療関係者等で構成する救護班を編成し、被ばく患者の診療を実施する（第6章第4節第6参照）。

(2) 生物剤（細菌、ウイルス、細菌性毒素）による攻撃の場合

県は、明らかに異常な感染症の患者の発生を認めた場合には、必要に応じて、国に対する専門家の派遣要請や感染症指定医療機関への入院措置等、当該感染症に対する治療およびまん延防止のため適切な措置を講ずる。

また、県は、国の協力要請があった場合は医療関係者等で構成する救護班を編成し、医療活動を行う。

(3) 化学剤（サリン等毒性の高い化学物質）による攻撃の場合

県は、国の協力要請があった場合は医療関係者等で構成する救護班を編成し、医療活動を行う。

第5 日本赤十字社への救援の委託（法7、77関係）

1 知事が実施する救援の日本赤十字社への委託

知事は、救援またはその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

2 委託の手続き

知事は、収容施設における医療または助産の実施その他必要な措置について、あらかじめ日本赤十字社と協定等を締結する。

3 自主性の尊重

県は、日本赤十字社が実施する、県が行う救援に対する協力や、救援に関し県以外の団体または個人がする協力についての連絡調整等の国民保護措置については、その自主性を尊重する。

第6 要配慮者に対する配慮（法9関係）

1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

県は、現状の施設状況を把握した上必要と認める場合は、避難施設の管理者に対して、「要配慮者」の利用を考慮した施設のバリアフリー化に努めるよう要請する。

また、仮設住宅を設置する場合は、福祉仮設住宅の設置に努める。

2 収容施設（応急仮設住宅を含む）の設備や機器の設置

避難施設の管理者は、設備や機器の設置に際しては、「要配慮者」に配慮する。

また、「要配慮者」にも災害情報が正確に伝達されるよう、次に掲げる事項に配慮する。

- (1) ラジオまたはテレビ（文字対応機器）の設置
- (2) 新聞記事の配布
- (3) 災害情報および生活関連情報の文字による提供

3 収容施設（応急仮設住宅を含む）における配慮

収容施設では、「要配慮者」の人権を尊重し、介護等が受けられる場所をあらかじめ確保するとともに、食品、飲料水、生活必需品等は、健康状態等に応じて確実に配布されるようにする。

また、集団生活に適応できない「要配慮者」に対しては、避難所を別にするなどの配慮を行う。

4 支援ニーズの把握等

収容施設（応急仮設住宅を含む）には、「要配慮者」の生活支援に配慮し、これを専門に行う介護等のボランティアを配置するなど適切な運営体制を講ずる。

また、避難所内での巡回相談または相談窓口の設置等により収容施設内における「要配慮者」の支援ニーズを的確に把握する。

第7 健康への配慮

1 健康相談の実施

県は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、市町と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施する。

2 心の健康相談の実施

県は、「武力攻撃災害」の被害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第4章第2節第8、第9

第8 マニュアルによる運用

救援および医療に関して、この節で定めるもの以外の事項については、別途作成する『救援マニュアル』に基づいて運用する。

第9 市町国民保護計画で定める事項（法34②関係）

市町の『国民の保護に関する計画』では、市町が行う救援の実施に関して必要な事項、県が行う救援の補助に関して必要な事項等について定めるものとする。

第3節 避難住民等の運送

県は、「武力攻撃事態等」において、自ら避難住民の運送や緊急物資の運送を行うほか、運送事業者である「指定公共機関等」に対し、これらの運送を求め、的確かつ迅速な運送を図ることにより、被害の最小化を図る。

第1 輸送力の確保

1 県の対応

- (1) 県は、避難住民を運送するため、動員できる車両および船舶（以下「車両等」という。）をあらかじめ把握する。
- (2) 知事は、市町長から要請があったときまたは自ら必要と認めるときは、県有の車両等および要員を市町に派遣する。
- (3) 知事は、県有の車両等のみで対応できない場合、「第2 指定公共機関等に対する避難住民等の運送の要請」の規定により運送事業者である「指定公共機関等」に協力を要請する。
- (4) 知事は、交通が途絶している地域における避難住民等および緊急物資の運送を行うため、県有ヘリコプターの活用を図る。また、必要に応じて、自衛隊または第八管区海上保安本部に対し、航空機または船舶の派遣要請を行う。

2 市町の対応

- (1) 市町長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 市町長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請するものとする。

3 中部運輸局（福井運輸支局）への要請

- (1) 県は、中部運輸局に対し、緊急輸送確保のため運送事業者が所有する車両等について数量、要員等をあらかじめ把握することや、県内事業所の所有する車両等の調達またはあっせんを行うことを要請する。
- (2) 県は、中部運輸局に対し、「武力攻撃事態等」において、避難住民および緊急物資の運送が確実に行えるよう、必要に応じ係員を県対策本部に派遣し、支援を行うことを要請する。

第2 指定公共機関等に対する避難住民等の運送の要請（法71～73、79関係）

1 避難住民の運送

知事は、避難住民の誘導のため必要がある場合は、輸送人員、輸送区間等を示して、

第4章第3節第2、第3

運送事業者である「指定公共機関等」に避難住民の運送を要請する。

2 緊急物資の運送

知事は、緊急物資を運送するため必要がある場合は、輸送量、輸送区間、「緊急物資」の種類等を示して運送事業者である「指定公共機関等」に運送を要請する。

3 知事の指示等

知事は、「指定公共機関」が正当な理由なく運送の要請に応じない場合は、国対策本部長に通知し、運送の指示を行うことを要請する。

また、「指定地方公共機関」が正当な理由なく運送の要請に応じない場合で、住民の生命、身体または財産を保護するため特に必要があると認めるときは、その実施を指示することができる。

4 安全の確保

知事は、運送事業者に運送を行うよう要請または指示するときは、当該運送事業者に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供する等、その業務に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送計画の作成

県は、輸送路、輸送手段および交通機能を確保するため、交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた『緊急輸送計画』を作成する。なお、『緊急輸送計画』の作成に当たっては、要員、機材および燃料の確保状況、交通施設の被害状況または復旧状況、輸送必要物資の量ならびに輸送手段の相互補完を勘案する。

2 住民避難における安全面の配慮

住民避難における輸送手段は、住民の安全面を最大限配慮する。その選択の際には、天候の影響なども考慮し、陸上輸送、航空輸送、海上輸送の中から効果的な手段を組み合わせ、的確かつ迅速な輸送を図る。

3 輸送体制

(1) 陸上輸送

ア 道路輸送

(ア) 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等『緊急輸送計画』作成に必要な情報を把握する。

(イ) 県は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

(ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルート確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

イ 鉄道輸送

鉄道によって運送する場合は、鉄道事業者である「指定公共機関等」と協議して行う。

(2) 航空輸送

緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への運送は航空機によるものとし、県は、県有ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁等の航空機の派遣要請を行う。

(3) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合または重量かつ大量な緊急物資の運搬など海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部、中部運輸局福井運輸支局および北陸地方整備局敦賀港湾事務所の協力のもとに、海上輸送を実施する。

(4) 自転車、オートバイ等による運送

緊急物資の運送に当たり、上記(1)から(3)までによる運送が不可能な場合または自転車、オートバイ等による運送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による運送を行う。

4 燃料の確保

県は、緊急輸送を行うための車両等の燃料の確保を行う。

第4 マニュアルによる運用

運送についてこの節で定めるもの以外の事項については、別途作成する『運送マニュアル』により運用する。

第5 市町国民保護計画で定める事項(法34②Ⅳ関係)

この節で規定した輸送力の確保に関する事項のほか、市町の『国民の保護に関する計画』では、市町において動員できる車両等および要員の配置の方針、知事への要請手続について定めるものとする。

第4節 交通の確保

「武力攻撃事態等」において、県および関係機関は、住民の避難、「緊急物資」の運送その他の国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、交通支障箇所の通報連絡、応急復旧、交通規制等を実施する。

第1 実施責任者

- 1 道路および鉄軌道の交通支障箇所の通報連絡および応急復旧は、それぞれの管理者が行うものとする。
- 2 交通規制に関する措置は、県公安委員会、警察署長および警察官が行う。
なお、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるときは、道路管理者が通行の禁止または制限を行うものとする。
- 3 道路交通情報の収集および提供については、県および県警察本部において行う。

第2 交通支障箇所の通報連絡

道路および鉄軌道管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、必要に応じ、関係機関に通報連絡するものとする。

なお、道路の支障箇所に係る関係機関相互の連絡先は、次のとおりとする。

・県の施設の場合（県土木事務所長）

〔連絡先〕 関係警察署長、当該地域の市町長、福井河川国道事務所長、中日本高速道路(株)保全・サービスセンター長および西日本高速道路(株)管理事務所長（関連する道路に限る。）

・市町の施設の場合（市町長）

〔連絡先〕 県対策本部長（ただし、県対策本部設置前にあつては県関係課長）、
県土木事務所長、関係警察署長

・国の施設の場合（福井河川国道事務所長）

〔連絡先〕 県対策本部長（ただし、県対策本部設置前にあつては県関係課長）、
県土木事務所長、関係警察署長、中日本高速道路(株)保全・サービスセンター長および西日本高速道路(株)管理事務所長

・中日本高速道路(株)および西日本高速道路(株)の施設の場合（中日本高速道路(株)保全・サービスセンター長および西日本高速道路(株)管理事務所長）

〔連絡先〕 県対策本部長（ただし、県対策本部設置前にあつては県関係課長）、
県土木事務所長、福井河川国道事務所長

第3 交通規制に関する措置（法155、令39関係）

1 交通規制の実施および緊急交通路の指定

県公安委員会、警察署長および警察官は、「武力攻撃事態等」において、緊急の必要があると認めるときは、避難に必要な車両および物資輸送等の緊急通行車両の通行を確保するため、同委員会が定める交通規制計画に基づき、交通規制を実施することができる。

また、中部管区警察局等の調整のもとに、隣接各府県または近接各府県の相互協力による交通規制を実施することができる。

なお、交通規制を行うに際して、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に実施する。

2 通行禁止区域等における自衛官および消防吏員の措置等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第3項の規定を準用し、当該区域等の車両その他の物件の移動等必要な措置を行うことができることとされている。

また、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第4項の規定を準用し、同様の措置を行うことができることとされている。

なお、自衛官および消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知することとされている。

3 交通規制情報の連絡および周知

(1) 関係機関への連絡等

ア 県公安委員会が交通規制を行う場合は、道路管理者および関係都道府県の公安委員会に通知する。

イ 警察署長が交通規制を行う場合は、道路管理者に通知するとともに、県公安委員会に報告する。

(2) 住民への周知

県公安委員会および警察署長は、交通規制を行う場合、住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するとともに、日本道路交通情報センターによる広報および交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報する。

また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知する。

4 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国

第4章第4節第3、第4、第5

民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして施行令で定める車両とする。

(2) 緊急通行車両標章および証明書の交付

知事または県公安委員会は、(1)のうち緊急自動車以外の車両の使用人等の申出により、当該車両が国民保護措置に従事する関係機関の必要な車両であることを確認し、標章および証明書を交付する。

この場合、県が所有する車両および県が調達した緊急通行車両については知事が、市町等公共的団体およびその他の者が所有する車両については公安委員会が、その交付を行う。

5 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、区間を定めた通行の禁止、または制限について関係警察署長に意見を聴くものとする。

ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

第4 交通情報の収集と広報活動

1 収集

国民保護措置に係る道路交通情報については、県および県警察本部がそれぞれ収集することとし、その情報については、相互に連絡する。

公共交通機関（鉄軌道およびバス）の運行状況の情報については、県が各地方鉄道事業者およびバス事業者との間で連絡し、収集する。

2 広報

県および県警察本部は、収集し、または連絡を受けた情報に基づき、交通規制や迂回路などの状況、通行禁止や制限、またはこれらの解除の見通し、公共交通機関の運行状況等について広報する。

第5 マニュアルによる運用

緊急通行車両の標章および証明書の交付手続については、別途作成する『証明書等の交付手続マニュアル』に基づいて運用する。

第5節 特定物資等の確保

県は、「武力攻撃事態等」における救援の実施に必要な物資等の売渡しの要請や、「武力攻撃災害」に対処するため土地の一時使用等の手続きを行い、迅速かつ的確な避難救援活動を実施する。

第1 特定物資の売渡しの要請等（法81①～④、令12関係）

1 特定物資の所有者に対する要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管または輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、売渡しを要請することができる。この場合において、知事は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

また、知事は特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管または輸送を業とする者に対して、保管を命ずることができる。

2 特定物資

特定物資の種類は次のとおりである。

医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料その他救援の実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

3 「指定行政機関」の長または「指定地方行政機関」の長に対する要請等

知事は、必要がある場合、「指定行政機関」の長または「指定地方行政機関」の長に対し、1で定める特定物資の売渡しの要請等を知事に代わって行うことを要請する。

第2 収容施設の供与等のための土地等の使用（法82関係）

知事は、「避難住民等」に収容施設を供与し、または「避難住民等」に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋または物資（以下この節において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者および占有者の同意を得て、当該土地等を使用できる。

この場合において、知事は、土地等の所有者および占有者が正当な理由がないのに同意しないとき、またはその所在が不明であるため、同意を求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第4章第5節第3、第4、第5

第3 退避先としての土地建物等の一時使用等（法113③関係）

知事は、「武力攻撃災害」が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、退避の指示を行うなどの措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用することができる。

また、「武力攻撃災害」を受けた現場の工作物または物件で、消火活動の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。

この場合において、除去した物件等は、保管しなければならない。

第4 公用令書の交付（法83、令13～16関係）

1 公用令書による収用等の手続き

第1および第2に基づき、特定物資を確保し、または土地等を使用する処分については、知事は、公用令書を交付して行わなければならない。

2 公用令書を交付すべき相手方、事後交付の手続き等については、施行令に基づき実施する。

第5 立入検査等（法84、109関係）

知事は、特定物資を収用し、もしくは特定物資の保管を命じ、または土地等を使用するため必要があるときは、その職員に土地もしくは家屋または特定物資を保管させる場所、特定物資もしくは物資の所在する場所に立ち入り、土地、家屋または特定物資もしくは物資の状況を検査させることができる。

また、知事は、特定物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、またはその職員に特定物資を保管させてある場所に立ち入り、特定物資の保管の状況を検査させることができる。

職員が立入検査を行う場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知する。また当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第5章 武力攻撃災害への対処等

県は、国、市町と協力して「武力攻撃災害」による被害が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施する。

また、知事は、県内における「武力攻撃災害」が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該「武力攻撃災害」を防除し、および軽減することが困難であると認めるときは、国において必要な措置を講じるよう要請する。

武力攻撃災害が沈静化した後は、防疫対策および廃棄物対策を実施するほか、生活関連物資等の価格の安定、生活基盤の確保のための支援等により生活の安定を図る。

また、国民保護措置に伴い発生した、損失、損害等は、当該措置の実施責任者が補償、補てん等の措置を実施する。

第1節 応急措置等

県は、市町および関係機関と連携し、「武力攻撃災害」を防除し、および軽減するため、「武力攻撃災害」への対処に関し、「生活関連等施設」の安全確保または警戒区域の設定等、必要な応急措置を実施し、被害の最小化を図る。

なお、本県においては、15基の原子力発電所が集中立地しているなど、原子力施設に対する武力攻撃への対処を図ることが、県民の安全を確保する上でも最重要課題であるため、別途、第6章「原子力発電所の武力攻撃災害への対処」を設け、わかりやすく記載することとし、この節に掲げる応急措置等について、原子力発電所に係るものは第6章で定める。

第1 生活関連等施設の安全確保（法102、令27関係）

1 警備の強化等の要請

知事は、次の「生活関連等施設」について、その安全を確保しなければ、住民の生活に著しい支障を及ぼし、または周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあり、特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて当該施設の管理者に対し、警備の強化等の安全確保についての留意点に基づく必要な措置を講ずるよう要請する。

なお、要請に当たっては、当該管理者等の安全の確保に十分配慮する。

種 別	対 象
(1) 発電所、変電所	電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万kW以上のものに限る。）または変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）
(2) ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダーおよびガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）
(3) 水道施設	水道法第3条第2項の水道事業または同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水もしくは浄水のための施設または配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの

第5章第1節第1

(4) 電気通信事業用の交換設備	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数に3万に満たないものおよび同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数に3万に満たないものを除く。）
(5) 放送局の無線設備	放送法第2条第23号の基幹放送事業者（放送大学学園法第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。）を行うものに限る。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備
(6) 港湾施設	港湾法第52条第1項第1号の国土交通省令で定める係留施設または同項第2号の国土交通省令で定める水域施設もしくは係留施設
(7) 空港施設	空港法第4条第1項各号に掲げる空港および同法第5条第1項に規定する地方管理空港（以下「空港等」という。）の同法第6条第1項の滑走路等および空港等の敷地内の旅客ターミナル施設ならびに空港等における航空機の離陸または着陸の安全を確保するために必要な航空法第2条第5項の航空保安施設
(8) ダム	河川管理施設等構造令第2章の規定の適用を受けるダム
(9) 危険物質等の取扱所	法第103条第1項の危険物質等の取扱所

2 安全への配慮の要請

知事は、1に掲げる「生活関連等施設」以外の施設について、特に安全の確保が必要と認めるときは、それぞれの管理者において、できる限り安全への配慮をするよう要請する。

3 知事および市町長が管理する施設の警備の強化等

知事は、「武力攻撃災害」の発生またはその拡大を防止するため、その管理に係る「生活関連等施設」の警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じる。また、市町長は、同様にその管理に係る「生活関連等施設」の警備の強化その他安全の確保に関し必要な措置を講じるものとする。

4 県警察本部、消防機関等に対する支援の求め

知事、市町長および「生活関連等施設」の管理者は、県警察本部、消防機関その他の行政機関に対し、その管理に係る「生活関連等施設」の安全の確保のために必要な支援を求めることができることとされている。

5 立入制限区域

- (1) 県公安委員会または「海上保安部長等」は、「武力攻撃災害」の発生またはその拡大を防止するため、**知事**からの要請があったとき、または事態に照らして特に必要があると認めるときは、「生活関連等施設」の敷地およびその周辺区域で安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することとされている。

- (2) 県公安委員会および「海上保安部長等」は、立入制限区域を指定したときは、速やかにその旨を「生活関連等施設」の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示することとされている。
- (3) 警察官または海上保安官は、立入制限区域が指定されたときは、特に「生活関連等施設」の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該立入制限区域からの退去を命ずることができることとされている。

第2 危険物質等に係る災害への対処（法103、令28、29関係）

1 危険物質等に係る災害防止のための措置

知事は、引火または空気中への飛散等により、人の生命、身体または財産に対する危険が生ずるおそれがある次の危険物質等に係る「武力攻撃災害」の発生を防止するため必要であると認めるときは、次の2から4までに定める措置を講じる。

種 別	対 象
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
(4) 高圧ガス	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質およびこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素および同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
(8) 毒薬、劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬および同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
(9) 事業用電気工作物内の高圧ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
(10) 生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者および同法第18条第2項の廃棄義務者ならびに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条および第27条において準用する場合を含む。）または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

第5章第1節第2

2 危険物質等取扱所の警備の強化

知事は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等取扱所の警備の強化を求めることができる。

3 措置の要請

知事は、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次表の左欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める措置を講ずべきことを命ずる。

物質の種類	区分	措置の種類		
		A	B	C
1（1）の危険物	イ 知事 移送取扱所（福井県内にのみ設置されるもの。ただし、ロに掲げるものを除く。）において、貯蔵し、または取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
	ロ 市町長 市町の区域に設置される製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または一の市町の区域のみに設置される移送取扱所において、貯蔵し、または取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
1（2）の毒物および劇物	知事 毒物および劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（知事が当該登録の権限を有する場合）および同法第3条の2第1項の特定毒物研究者または左欄に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
1（3）の火薬類	知事 ・製造業者、販売業者または消費者に対して、製造施設または火薬庫の全部もしくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 ・製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費または廃棄を一時禁止し、または制限すること。 ・火薬庫の所有者または占有者に対して、火薬類の所在場所の変更またはその廃棄を命ずること。 ・火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条		

1(4)の 高圧ガス	知事 ・ 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所もしくは第二種貯蔵所の所有者もしくは占有者、販売業者もしくは特定高圧ガス消費者または液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者もしくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部または一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 ・ 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所または第二種貯蔵所の所有者または占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費または廃棄を一時禁止し、または制限すること。 ・ 高圧ガスまたはこれを充てんした容器の所有者または占有者に対し、その廃棄または所在場所の変更を命ずること。	高圧ガス保安法 第39条			
1(8)の 劇薬	知事 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による知事の処分を受けている者が所持するもの		○	○	○
備考 1 ○は、国民保護法施行令第29条に基づく措置である。 2 この表の右欄に定める措置には、指定行政機関および地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まない。 3 火薬類に係る措置について、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。）その他による運搬または火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることができる措置である。					

【措置の種類】

- A 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限
- B 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時停止または制限
- C 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄

4 報告の求め

知事は、3の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況について報告を求める。

5 市町長の措置

市町長は、1から4に掲げる知事の措置と同様の措置を講じるものとする。

第3 石油コンビナート等に係る災害への対処（法104関係）

武力攻撃に伴って発生した福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に関

第5章第1節第3

しては、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定を適用して対処する。このため、運用は『福井県石油コンビナート等防災計画』の定めによる。

なお、当該計画で定める災害応急措置等に関連して、法104条により読み替えた石油コンビナート等災害防止法の関係条文は次のとおりである。

（異常現象の通報義務）

第23条 特定事業所においてその事業の実施を総括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その旨を消防署又は市町長の指定する場所に通報しなければならない。

- 2 消防署長又は市町長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、当該市町の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を都道府県知事、石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第24条 特定事業者は、その特定事業所において前条第1項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

- 2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

（災害応急措置の概要等の報告）

第26条 特定地方行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の長、都道府県知事、市町長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第4 放射性物質等による汚染の拡大の防止（法107～110、令31、32関係）

1 協力の要請

知事は、「武力攻撃」に伴って、放射性物質、放射線、サリン等（*1）もしくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、毒素（*2）または危険物質等による汚染（以下「汚染」という。）が生じ、内閣総理大臣から協力の要請をされた場合において、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町長、関係消防組合の管理者もしくは長または県警察本部長に対し、必要な協力を要請する。

*1 サリン等 ……サリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等

*2 生物剤、毒素…細菌兵器（生物兵器）および毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条に規定する生物剤、毒素

2 措置の内容

知事は、内閣総理大臣の要請があった場合において、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。また、関係市町長、関係消防組合の管理者もしくは長または県警察本部長は、**知事**が要請した場合において、特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行った上で同様の措置を講ずるものとする。

- (1) 汚染され、または汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、もしくは禁止し、または当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- (2) 汚染され、または汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用もしくは給水を制限し、もしくは禁止すべきことを命ずること。
- (3) 汚染され、または汚染された疑いのある死体の移動を制限し、または禁止すること
- (4) 汚染され、または汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- (5) 汚染され、または汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該建物を封鎖すること。
- (6) 汚染され、または汚染された疑いがある場所の交通を制限し、または遮断すること。

3 名あて人に対する通知

知事は、2（1）から（4）の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、当該措置を講ずる旨、理由、内容等を通知しなければならない。また、関係市町長、関係消防組合の管理者もしくは長または県警察本部長は、2（1）から（4）の措置を講ずるときは、同様に通知するものとする。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、当該措置の後相当の期間内に、当該措置の名あて人に通知をすれば足りる。

第5章第1節第4、第5

4 措置の内容等の掲示

知事は、2（5）または（6）の措置を講ずるときは、適当な場所に当該措置を講ずる旨、理由、内容等を掲示しなければならない。また、関係市町長、関係消防組合の管理者もしくは長または県警察本部長は、2（5）または（6）の措置を講ずるときは、同様に掲示するものとする。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要があるときは、現場における指示をもって、当該事項の掲示に代えることができる。

5 措置に必要な土地等への立ち入り

知事は、2の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物または船舶もしくは航空機（以下この節において「土地等」という。）に立ち入らせることができる。また、関係市町長、関係消防組合の管理者もしくは長または県警察本部長は、2の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、同様に立ち入らせることができることとされている。

なお、その職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者または所有者に通知しなければならない。

他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 安全の確保

知事は、1の規定により、関係市町長、関係消防組合の管理者もしくは長または県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、その職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう防護服の着用やワクチンの接種など必要な措置を講じなければならない。

第5 災害拡大の防止措置（法111関係）

1 市町長による指示

市町長は、「武力攻撃災害」が発生するおそれがあるときは、「武力攻撃災害」が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、「武力攻撃災害」の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示できることとされている。

2 知事による指示

知事は、「武力攻撃災害」の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら、1の規定による指示をすることができる。

この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町長に通知する。

3 指示の要請

知事は、警察署長または「海上保安部長等」に対して、1の規定による指示の要請をすることができる。また、市町長は、同様に1の規定による指示の要請ができることとされている。

第6 退避の指示（法112関係）【第3章第3節第4「退避の指示」】

1 退避の指示

- (1) **知事**は、「武力攻撃災害」が発生し、または発生するおそれがある場合において、「武力攻撃災害」から、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、または「武力攻撃災害」の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避（屋内への退避を含む。）すべき旨を指示する。この場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示する。

また、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

知事が退避の指示をする例：

国に「武力攻撃」が発生したという情報が伝わる前に、実際に「武力攻撃」が始まり、住民の安全確保を図る上で、国からの避難措置の指示を待たずに、一刻も早く危険な地域から避難させることが必要となる場合

- (2) **知事**は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町長に通知する。
- (3) 市町長は、(1)の場合において、「武力攻撃災害」から、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、または「武力攻撃災害」の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）をすべき旨を指示することができることとされている。この場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができることとされている。
- また、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示することとされている。
- (4) 市町長は、退避の指示をしたときおよび退避の必要がなくなったときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。
- (5) 警察官または海上保安官は、市町長もしくは**知事**による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、またはこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。
- (6) 知事（県職員を含む。）、市町長（市町職員を含む。）、警察官および海上保安官が、退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が、退避の指示をすることができることとされている。

2 マニュアルによる運用

退避の指示に関して、この項目で定めるもの以外の事項については、別途作成する『避難マニュアル』に基づいて運用する。

第7 警戒区域の設定（法114関係）

1 知事による設定

知事は、「武力攻撃災害」が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域を設定し、「武力攻撃災害」への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、警戒区域への立入りを制限、もしくは禁止し、または当該警戒区域からの退去を命ずる。

また、当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

〔例：「武力攻撃災害」により、大規模な山林火災が発生し、市町の枠組みを越えて警戒区域を設定しなければならないような場合〕

2 市町長による設定

市町長は、「武力攻撃災害」が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、「武力攻撃災害」への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、警戒区域への立入りを制限、もしくは禁止し、または当該警戒区域からの退去を命ずることができることとされている。

〔例：ミサイル攻撃により発生した火災が人家に迫っている場合や、不発弾が落ちていつ爆破するか分からないという場合〕

3 警察官または海上保安官による設定

知事は、警察官または海上保安官に対して、警戒区域を設定することを要請することができる。また、市町長は、同様に警戒区域の設定の要請ができることとされている。

なお、警察官または海上保安官は、市町長もしくは知事による警戒区域の設定の措置を待ついとまがないと認めるときは、警戒区域を設定することができることとされている。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

4 自衛官による設定

出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、市町長（市町職員を含む。）、知事（県職員を含む。）、警察官および海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定できることとされている。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

第8 武力攻撃事態が発生した場合等の知事等の指示（法117関係）

1 知事の指示

知事は、「武力攻撃災害」が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長もしくは消防長または水防管理者（水防法第2条第2項の水防管理者をいう。）に対し、「武力攻撃災害」を防御するために必要な措置を行うよう指示する。

2 消防庁長官の指示

消防庁長官は、人命の救助等のため特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときは、市町長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を行うよう指示することができることとされている。

この場合、知事は、消防庁長官からその旨を通知される。

第9 消防に関する消防庁長官等の指示（法118、119関係）

1 消防庁長官の指示

消防庁長官は、「武力攻撃災害」を防御するための消防に関する措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、知事に対し、当該措置について指示することができることとされている。

また、知事は、消防庁長官から指示を受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡および市町間の連絡調整を図るほか、市町長もしくは消防長または水防管理者に対して指示を行う。

2 消防の応援等の要請

知事は、消防庁長官に対して、「武力攻撃災害」が発生した市町（武力攻撃がまさに発生しようとしている市町を含む。以下「被災市町」という。）の消防の応援または支援（以下「消防の応援等」という。）を要請することができる。

また、消防庁長官は、知事から要請があり必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該被災市町の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示することができることとされている。

3 知事の指示

知事は、消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第10 消防等に関する安全の確保（法120関係）

知事は、第8および第9の規定による指示をするときは、これらに規定する措置を講ずるため出動する職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。また、消防庁長官は、第8および第9の規定による指示をするときは、同様に職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとされている。

第11 武力攻撃災害による文化財の保護措置（法125関係）

1 重要文化財等に関する命令または勧告の告知等

県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令または勧告を行う場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令または勧告を告知する。

また、当該命令または勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

2 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、文化財保護法に定める手続に従って、国宝等（国宝または特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部または一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。

この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行および当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 文化財滅失等の届出

文化財について、「武力攻撃災害」による滅失、き損その他の被害が発生した場合には、所有者または管理責任者は速やかに文化財保護法および福井県文化財保護条例（昭和34年条例第39号）の規定に基づき、文化庁長官および県教育委員会へ届出をしなければならない。

4 被害状況等の収集および対処

県教育委員会は3の届出を受けた場合には、係員を現地に派遣するなどして被害状況等の情報を収集し適切な処置を講ずるとともに、国指定物件については、直ちに文化庁長官に届出を送付する。

第2節 防疫対策

県は、市町と連携し、「武力攻撃災害」に伴う、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等に起因する感染症の発生およびまん延を防止するため、防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

第1 県の措置

県は、市町および関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症の発生の状況、動向および原因の早期把握に努めるとともに、次のような防疫対策を実施する。

1 予防教育および広報活動

県は、パンフレット等を利用して、「避難住民等」に対する予防教育および広報活動を行う。

2 検病調査および健康診断

県は、検病調査班を編成し、検病調査を実施する。

調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条の規定による健康診断の勧告または措置を実施する。

3 臨時予防接種

知事は、厚生労働大臣が定める疾病のまん延を予防するため緊急の必要があると認めるときは、対象者および期日または期間を指定して、臨時予防接種を実施する。

4 市町に対する指導および指示等

県は、被災市町に対し実情に即応した防疫指導を行う。特に、市町の被害が進んで当該市町限りでは調査が不可能な場合は、職員を派遣して実情を調査し、防疫計画の実施方法および基準を示し指導に当たる。

なお、知事が、感染症予防上必要と認めて、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族または昆虫等の駆除等の指示をした場合、指示を受けた市町は、被災の規模、態様に応じ、その範囲および期間を定めて速やかに行う。

第2 市町の措置

市町は、被災地およびその周辺の防疫を実施するものとする。この場合において、当該市町の被害が甚大で当該市町限りでは実施不可能である場合、県に応援を求めるものとする。

1 情報の収集および防疫活動の体制整備

市町は、県健康福祉センター等関係機関との連携をとり、被災地の状況を把握すると

第5章第2節第2、第3、第4

ともに、被災の規模および態様に応じて、迅速な防疫活動ができる防疫活動の体制を整備し、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動を行うものとする。

2 感染症予防対策の実施

感染症の発生およびまん延を未然に防止するため、避難施設または衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族または昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施するものとする。

第3 家畜防疫

県は、次により家畜の防疫措置を実施する。

1 被害状況の調査、報告等

畜舎の倒壊、半壊、流失、浸水、家畜の死亡状況等の早期把握に努め、県獣医師会、県農業共済組合および関係市町へ通報する。

2 衛生班の編成による防疫の実施

必要に応じ県獣医師会、県農業共済組合および関係市町の協力を得て、衛生班を編成し、巡回指導による調査、検査、消毒、診療等を実施する。

第4 市町国民保護計画で定める事項（法34②Ⅳ関係）

市町の『国民の保護に関する計画』では、この節で規定した市町の措置に関する事項のほか、実施体制、災害発生時の対策（防疫方法等）、防疫に必要な薬剤・器材等の確保、応援の要請被害状況等報告および記録の整備等について定めるものとする。

第3節 廃棄物対策

「武力攻撃災害」の発生時において、大量に発生するごみおよびし尿の収集、運搬、処分等廃棄物処理を適切に実施、指導する等、環境衛生の万全を期する。

第1 廃棄物処理（法124③関係）

1 実施責任者

市町長は、被災地におけるごみおよびし尿の収集、運搬、処分等廃棄物処理を実施するものとする。この場合において、当該市町限りで実施できないときは、県や他の市町からの応援を得て実施するものとする。

2 県の措置

（1）市町に対する指導

県は、ごみおよびし尿の処理に関する被災地の実態の早期把握に努め、環境衛生指導員を被災地に派遣し、これらの処理が迅速かつ衛生的に行われるよう市町を指導する。

また、県は、災害時における廃棄物処理の広域応援体制を円滑に確立するために、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考にしつつ、各市町の処理施設、保有資機材等の状況を把握する等廃棄物処理体制を整備する。

（2）市町への応援体制の整備

県は、3（2）より被災市町から要請があったときは、ごみおよびし尿の処理に必要な人員、器材等の派遣または調達を関係団体等に対し要請する。

3 市町の措置

（1）処理体制

市町は、被災地のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとるものとする。

なお、市町長は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、許可を受けていない者に、特例基準（*）で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせることができることとされている。

この場合、これらの者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができることとされている。

第5章第3節第1、第2

* 特例基準…環境大臣が定める、廃棄物の収集、運搬および処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準

(2) 応援要請

市町長は、当該市町の処理能力以上のごみ排出量が見込まれ、当該市町村のみでは対応ができない場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、**知事**または近隣市町長へ応援を要請することができるものとする。

第2 市町国民保護計画で定める事項（法34②Ⅳ関係）

市町の『国民の保護に関する計画』では、この節で規定した実施責任者、市町の措置に関する事項のほか、実施体制、ごみおよびし尿処理、清掃班の編成（ごみ・し尿別）、清掃方法、死亡獣畜処理等について定めるものとする。

第4節 生活の安定に関する措置

「武力攻撃事態等」において、県は、市町および関係機関と連携し、生活関連物資等の安定的な供給および住民の生活基盤等の確保を図る。

第1 生活関連物資等の確保

県および市町は、「武力攻撃事態等」において、関係業界団体等と連携を図り、次の表に掲げる生活関連物資等の安定的供給に努める。

生活関連物資等		
区分	内 容	
生活 必需 物資	飲料 水	飲料水、清涼飲料水
	食 品	パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品
	生活必需品	寝具、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、食器、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
	救急医療品	救急医薬品
災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス	
災害復旧用器材	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり	
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの	
事業用資材	石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの	

第2 物資の需給状況および価格動向の把握

県は、市町および関係機関と連携し、平常時から生活関連物資等の価格および需給状況の監視調査を行うとともに、被災地の避難住民等の生活相談を通じて、その動向を把握し、必要な指導を行う。

第3 生活関連物資等の価格の安定（法129関係）

1 生活関連物資等の供給および価格の安定

知事は、生活関連物資等が不足、または高騰し、もしくは、そのおそれがある場合は、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者、または関係団体に対して当該物資を円滑に供給し、適正な価格で販売するよう協力を求める。

2 知事による要請

知事は、福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例（昭和55年条例第1号）

第5章第4節第3

に定めるところにより、生活関連物資等を供給する事業者が買占めまたは売惜しみにより当該物資を多量に保有していると認める場合、または著しく不当な価格で供給していると認めるときは、当該事業者に対し、当該物資の売渡し、または価格の引下げを要請する。

3 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

知事は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入または販売する事業者（小売業者を除く）および県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (1) 特定物資について、その価格の動向および需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- (2) 特定物資の生産、輸入または販売の事業者が買占めまたは売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- (3) 売渡し指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- (4) 売渡し命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定およびその結果通知（買占め等防止法第4条第4項および第5項）
- (5) 売渡しの指示および命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査および質問（買占め等防止法第5条第1項および第2項）

4 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

知事は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）および県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (1) 指定物資について、その定められた標準価格または販売価格の表示の指示および指示に従わない者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項および第3項）
- (2) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示および正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- (3) (1)、(2)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する者に対する経理状況報告、事業場への立入、検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

5 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に係る措置

知事は、国が物価統制令第4条および第7条ならびに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資および役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- (2) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けることおよび統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況もしくは帳簿書類等の検査を実施する。
（物価統制令第30条第1項）

第4 住民の生活基盤の確保（法134～137、139関係）

ライフライン事業者、公共的施設の管理者、病院その他の医療機関、運送事業者等の「指定公共機関等」は、『国民保護に関する業務計画』で定めるところにより、それぞれの業務を運営するために必要な措置を講じ、住民の生活基盤を確保するよう努める。

この場合において、当該事業者のみで実施が困難な場合は、他の同業者の応援を要請するなど迅速な業務の実施に努める。

また、「武力攻撃災害」により、施設、設備等に重大な支障が生じた場合は、速やかに、支障の状況、復旧の時期等を含め、関係機関への情報連絡と住民への広報活動に努める。

第5 応急復旧に関する支援（法139、140関係）

1 応急復旧

知事は、その管理に係る施設および設備について「武力攻撃災害」による被害が発生したときは、応急復旧のため必要な措置を講ずる。また、市町および「指定公共機関等」は、同様の被害が発生したとき、応急復旧のため必要な措置を講ずることとされている。

2 国に対する支援要請

知事は、1の応急復旧を行うに当たり、高度な技術を要したり、また、物資資材が不足し、十分な措置を講ずることが困難な場合には、国に支援を求めることができる。また、「指定公共機関」は、同様の場合において国に支援を求めることができることとされている。

3 知事に対する支援要請

市町または「指定地方公共機関」が、それぞれが管理する施設等について応急復旧の措置を行うとき、2と同様の事由がある場合には、知事に対し支援を求めることができることとされている。

第5節 補償および費用負担

県は、「武力攻撃事態等」において、国民の権利利益の救済のため、国民保護措置に関し損失または損害が発生した場合の補償等を迅速に行うとともに、国民保護措置等に要した費用を負担する。

第1 収用等の処分に伴う損失補償（法159①関係）

県は、次に掲げる処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- (1) 知事が行う特定物資の収用および保管命令
- (2) 知事が行う土地、家屋または物資の使用
- (3) 知事が行う土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用

また、市町は、次に掲げる処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

- (1) 市町長が行う土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用

第2 実費弁償（法159②関係）

県は、医療の実施の要請に応じて、または医療の実施の指示に従って医療を行う医療関係者に対して、医療の提供に係る実費を弁償しなければならない。

第3 損害補償（法160関係）

1 国民保護措置の協力者に対する損害補償

県は、次に掲げる協力要請を受けて国民保護措置の実施に必要な協力をした者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。また、市町は、次に掲げる市町の協力要請を受けて国民保護措置の実施に必要な協力をした者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、同様の補償をするものとする。

- (1) 避難住民の誘導または復帰への協力要請
- (2) 救援への協力要請
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- (4) 保健衛生の確保への協力要請

2 医療関係者に対する損害補償

県は、知事の要請に応じて、または指示に従って医療を行う医療関係者が、そのため

に死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第4 指定公共機関等に対する損失補てん（法161関係）

1 国に対する損失補てんの請求

県は、国が次に掲げる総合調整または指示をした場合において、その総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、その損失の補てんを請求する。ただし、県の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

- (1) 国対策本部長が県または「指定公共機関」に対して行う総合調整
- (2) 内閣総理大臣が知事に対して行う避難の指示または避難の指示の解除をすべきことの指示
- (3) 内閣総理大臣が知事に対して行う都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置を講ずべきことの指示
- (4) 内閣総理大臣が知事に対して行う避難住民の誘導に関する措置を講ずべきことの指示
- (5) 内閣総理大臣が知事に対して行う救援を行うべきことの指示

2 市町等への損失補てん

県は、市町または「指定公共機関等」に対し、次に掲げる総合調整または指示をした場合において、その総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって市町または「指定公共機関等」が損失を受けたときは、その損失を補てんしなければならない。

ただし、市町または「指定公共機関等」の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

- (1) 県対策本部長が市町または「指定公共機関等」に対して行う総合調整
- (2) 知事が市町長に対して行う避難の誘導または避難住民の復帰のための措置を行うべきことの指示
- (3) 知事が「指定地方公共機関」（運送事業者）に対して行う避難住民の運送を行うべきことの指示
- (4) 知事が「指定地方公共機関」（運送事業者）に対して行う「緊急物資」の運送を行うべきことの指示

第5 費用の負担（法164、165、168関係）

1 費用の負担

国民保護措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有するものが支弁する。

第5章第5節第5、第6

2 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

知事は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。また、市町は、同様の場合において応援に要した費用を支弁するものとする。

3 国の負担

避難、救援および「武力攻撃災害」への対処の措置に通常要する費用ならびに本節に規定する補償等に要する費用で、県または市町が支弁したものは、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

- (1) 県および市町の職員の給料および扶養手当その他政令で定める手当
- (2) 県および市町の管理および行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用
(国民保護措置の実施により増加し、または新たに必要になったものを除く。)
- (3) 県および市町が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

4 共同訓練に係る費用の負担

国との共同訓練に係る費用は、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

- (1) 県および市町の職員の給料および手当
- (2) 県および市町の管理および行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用
(訓練の実施により増加し、または新たに必要となったものを除く。)
- (3) 県および市町が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

第6 マニュアルによる運用

補償および費用負担に関して、この節に定める以外の事項については、別途作成する『補償マニュアル』に基づいて運用する。

第6章 原子力発電所の武力攻撃災害への対処

本県には、若狭湾に面した敦賀市から高浜町までの約60kmの海岸に、加圧水型軽水炉12基、沸騰水型軽水炉1基、新型転換炉ふげん（現在廃止措置中）、高速増殖原型炉もんじゅと、様々な種類の原子力発電所が15基集中して立地している。

このような地域特性および現在の国際情勢を考慮するならば、ゲリラもしくは特殊部隊による破壊工作または弾道ミサイル攻撃等の原子力発電所を目標にした「武力攻撃」の可能性を無視することはできない。

原子力発電所に対して「武力攻撃」が発生した場合、周辺地域において、（１）武器の使用等に伴う建造物等の破壊、火災などの物理的な被害とともに、（２）放射性物質または放射線の放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、他の「武力攻撃災害」と比較して特殊な被害想定とそれに基づく対処が必要となる。このため、法においても、「武力攻撃原子力災害への対処（第105条）」および「原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止（第106条）」について個別に規定が設けられている。

以上のことから、本県においては、住民の生命、身体および財産を保護する上で極めて重大な事態である「武力攻撃原子力災害」に対して特別な注意が必要であり、この計画において、原子力発電所の「武力攻撃災害」に対する平常時の備えから「事後対策」まで一連の措置について、法の規定する事項およびこれを補足するため本県が独自に規定する事項をこの章において独立して定め、原子力発電所に対する「武力攻撃」に対し、的確な国民保護措置の実施に対応する。

第1節 基本方針

第1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

県は、平常時から、原子力発電所を目標にした破壊工作、弾道ミサイル攻撃、テロ等の「武力攻撃」を想定し、国、市町、「原子力事業者」その他防災関係機関と相互に連携しながら防護に備える。

原子力発電所に対して「武力攻撃」が発生したときは、県は、国、市町、「原子力事業者」その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集および伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

県は、国からの情報に基づき「武力攻撃事態」の推移を的確に見極めつつ、市町、「原子力事業者」その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための住民避難等の「応急対策」および「事後対策」を的確かつ迅速に実施することにより、住民の生命、身体および財産の保護に最大限の努力をする。

また、「原子力事業者」は、原子力発電所に対し「武力攻撃」が発生したまたはそのおそれがあるときは、国からの命令または事態の緊急性もしくは県からの要請等を考慮し自らの判断により原子炉の運転を停止し、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

第2 この章に定める事項

1 章の構成

この章は、次に掲げる事項により構成する。

- (1) 法第105条に規定する「武力攻撃原子力災害」への対処に係る次に掲げる事項
 - ア 「武力攻撃事態」に伴って、放射性物質または放射線が原子力発電所外へ放出され、または放出されるおそれがある場合の通報等
 - イ 「武力攻撃原子力災害」に係る公示および「応急対策」の実施の指示
 - ウ 法が準用する原災法の規定に基づく「原子力事業者」の応急措置、「応急対策」およびその実施責任、「事後対策」およびその実施責任
- (2) 法第106条に規定する原子炉等に係る「武力攻撃災害」の発生等の防止のため原子炉の運転停止に係る事項
- (3) (1)、(2)のほか、原子力発電所への「武力攻撃」に対する平常時の備えから、「事後対策」に至る一連の措置を明示するため、法が規定する関連事項（警報の伝達、県対策本部の設置等他の「武力攻撃災害」の場合と同じ措置となるものを除く。）および*本県が独自に規定する事項

*本県が独自に規定する事項

この章第2節

- 第2 福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催
- 第3 武力攻撃事態等におけるモニタリング体制の強化
- 第4 武力攻撃事態等における被ばく医療体制の強化
- 第5 安定ヨウ素剤等の備蓄等（キレート剤の備蓄）

同第3節

- 第1 原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等
- 第4 武力攻撃原子力災害対策支援チームの編成
- 第6 3 知事が行う原子炉の運転停止等の要請

同第4節

- 第5 武力攻撃事態等におけるモニタリングの実施（緊急時モニタリング動員配備基準等）
- 第6 武力攻撃事態等における被ばく医療の実施（キレート剤の服用）
- 第8 3 電力供給が復旧されるまでの知事の情報提供等の措置

2 県地域防災計画(原子力編)の準用

原災法に基づき策定した『県地域防災計画（原子力編）』は、「武力攻撃事態等」にあっても一般の原子力災害に対して当然に適用されるが、「武力攻撃原子力災害」に係る上記措置の実施に当たっても、具体的な方法、手順については、原則として同計画の規定を準用し、同様の措置を講ずる。

なお、この計画と『県地域防災計画（原子力編）』に定める事項の関係について、別途巻末に記載する。

3 計画の見直し

今後、国において、「武力攻撃原子力災害」に際しての関係機関との連絡方法、意思決定方法、現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルが策定され、また、国原子力災害対策マニュアルの見直し、初期動作等を定めた関係省庁マニュアルが整備された場合、これに併せてこの計画も修正を行う場合がある。

第2節 武力攻撃原子力災害に対する備え

「武力攻撃原子力災害」の発生を未然に防止し、「武力攻撃原子力災害」の発生時には国民保護措置を円滑に実施することにより、被害の軽減を図ることができるよう、適切な措置を講ずる。

第1 原子力事業者の武力攻撃事態等への備え（法36関係）

知事は、「原子力事業者」に対し、原子力発電所の安全を確保するため、関係法令に基づき障壁の設置等不審者の侵入を阻止するための措置を実施するほか、施設の巡視および監視等、警戒態勢に関し十分な対策を講ずるよう要請する。

また、「指定公共機関」となっている「原子力事業者」は、「武力攻撃原子力災害」への対処のために必要な事項について、『国民保護業務計画』および各要領で定めることにより、「武力攻撃原子力災害」が発生した場合、原子力発電所長等の「原子力防災管理者」、防災組織等が的確かつ迅速に所要の措置を講ずることができる体制を整備することとされている。

第2 福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催

県、市町、原子力保安検査官事務所、「原子力事業者」、自衛隊その他防災関係機関は、「武力攻撃原子力災害」の発生時には、的確かつ迅速な情報伝達を行い、一体となって国民保護措置を実施することが必要であるため、平常時から、福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会を定期的に開催することにより、「武力攻撃事態等」に備えた関係機関相互の連携体制の整備に努める。

第3 武力攻撃事態等におけるモニタリング体制の強化

県は、「武力攻撃事態等」において放射性物質または放射線が放出され、またはそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質または放射線に関するデータの迅速な収集および提供を行うことができるよう、『県地域防災計画（原子力編）』の定め例により、モニタリング体制の整備を図る。

特に、原子力発電所周辺に設置してある放射線のモニタリングポスト等観測機器は、「武力攻撃」の発生に伴い破損する事態も想定されるため、県は、固定観測機器が使用不能となった場合でもモニタリング体制の維持が可能となるよう、移動可能型環境モニタリング装置の整備その他必要な対策を講ずる。（モニタリングの実施については、第4節第5「武力攻撃事態等におけるモニタリングの実施」参照）

第4 武力攻撃事態等における被ばく医療体制の強化

県は、「武力攻撃原子力災害」の発生により、住民等に被ばく患者が発生した場合は、『県

地域防災計画（原子力編）』の定め例により、県、医療関係者等で構成する緊急時医療本部を設置し、適切な被ばく医療活動を行うことができる体制を整備する。

特に、「武力攻撃原子力災害」の発生時には、短時間に多くの被ばく患者が発生する可能性もあることから、被ばく医療体制を強化するため、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実を図るとともに、国または近隣の府県の医療機関に対し被ばく患者の受入れを要請する場合に備え、平常時から関係機関と密接な連絡を行う。（被ばく医療の実施については、第4節第6「武力攻撃事態等における被ばく医療の実施」参照）

第5 安定ヨウ素剤等の備蓄等

県は、「武力攻撃原子力災害」の発生に備え、*安定ヨウ素剤および内部被ばく患者の放射性物質除去に用いる*キレート剤その他「避難住民等」の救援に必要な物資の備蓄または調達体制の整備に努める。この場合、「避難住民等」の救援に必要な安定ヨウ素剤については、『県地域防災計画（原子力編）』に基づく備蓄と相互に兼ねる。

*安定ヨウ素剤 … 放射性ヨウ素が体内に蓄積されるのを防ぐため、あらかじめ服用する放射能を持たないヨウ素剤

*キレート剤 … 体内に取り込まれたプルトニウムなどに対する除去剤（DTPA）

第6 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施等（法42関係）

「武力攻撃原子力災害」の発生時には、外部からの「武力攻撃」に伴う物理的な被害とともに、放射性物質または放射線の放出に伴う被害が発生することから、住民避難等の「応急対策」の実施に当たっては、過去の被災経験が通用しない極めて特殊な事態の中での活動となることが予想される。

このため、県は、平常時から原子力施設に対する具体的な「武力攻撃」を想定し、原子力発電所施設の破壊工作が進行する事態、「武力攻撃」により原子力発電所との通信が遮断される事態などにおける国民保護措置の実施方法について研究を行い、国、市町、「指定地方公共機関」その他防災関係機関と協力して住民避難等の「応急対策」等の訓練を実施する。

また、「応急対策」の実施に当たって必要となる緊急道路、交通機関、避難施設等について、国と協力しながら整備に努める。

第3節 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等および実施体制の確立

原子力発電所への「武力攻撃」の兆候を発見した場合や「武力攻撃原子力災害」が発生した場合において、関係機関が行うべき情報伝達および国民保護措置の実施体制について定める。

第1 原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等

1 原子力発電所長等が行う通報

原子力発電所は、国民生活に必要不可欠な電力を供給する任務を有するとともに、環境に対して大きな影響を与えるおそれのある核物質を保有していることから、その施設の安全確保には最大限の配慮が求められる。このため、原子力発電所長等は、当該原子力発電所において、従業員等から「武力攻撃」および「武力攻撃災害」の兆候を発見した事実の報告を受けた場合は、直ちに**知事**、原子力事業所所在市町（以下「所在市町」という。）の長、関係消防長、関係警察署長および敦賀海上保安部長に通報するよう努める。

2 知事が行う通知

知事は、1により通報を受けたときは、国（内閣府、原子力規制委員会および消防庁）、原子力防災専門官、関係消防長、県警本部長および敦賀海上保安部長に通知または確認する。

第2 原子力発電所の警備の強化等（法102関係）

知事は、「武力攻撃事態等」において特に必要があると認めるときは、県警察本部および敦賀海上保安部長その他関係機関の意見を聴いて、原子力発電所長等「生活関連等施設」の管理者に対し、警備の強化、防護施設の改善等、必要な措置を講ずるよう要請する。

また、県警察本部、敦賀海上保安部長、関係市町その他関係機関に対し、原子力発電所の警備について、「原子力防災管理者」と連携をとりながら、十分な対策を講ずるよう要請する。

第3 放射性物質等の放出等の通報等（法105条①③⑤⑥関係）

1 原子力防災管理者が行う通報

「原子力防災管理者」は、次に掲げる場合には、直ちに放射性物質または放射線が外部に放出され、または放出されるおそれがあると認める事実（以下「放射性物質等の放出等」という。）を、それぞれに定める機関に通報することとされている。

(1)「武力攻撃事態等」において、「武力攻撃」に伴って、原子力発電所から放射性物質

等の放出等がある場合

ア 内閣総理大臣および原子力規制委員会

イ 知事

ウ 所在市町の長

エ 所在市町に隣接する市町を包括する府県（以下「関係隣接府県」という。）の長

(2) 「武力攻撃事態等」において、「武力攻撃」に伴って、県内において「事業所外運搬」に使用する容器から放射性物質等の放出等がある場合

ア 内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣

イ 知事

ウ 当該事実が発生した場所を管轄する市町長

2 知事が行う通知等

(1) 知事は、1により通報を受けたときは、1の通報先市町以外の市町および関係「指定地方公共機関」に、その旨を通知する。

(2) 知事および所在市町の長（「事業所外運搬」に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生した場所を管轄する市町の長）は、原子力発電所から放射性物質等の放出等があると認めるときは、直ちに内閣総理大臣および原子力規制委員会（「事業所外運搬」に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）に、その旨を通報する。

(3) 知事は、原子力規制委員会または国土交通大臣から放射性物質等の放出等について通知を受けたときは、直ちに所在市町以外の市町および関係「指定地方公共機関」に、その旨を通知する。

第4 武力攻撃原子力災害対策支援チームの編成

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要と認めるときは、国民保護対策連絡室または県対策本部に、原子力発電プラント、放射線、医療、気象、交通、食品流通その他関係分野に係る専門家で構成する武力攻撃原子力災害対策支援チームを編成する。

第5 現地対策本部の設置等（法15、24、28関係）

1 現地対策本部の設置

緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等に国の現地対策本部が設置された場合、県は、必要に応じて、国の現地対策本部に職員を派遣する。なお、関係市町、「指定地方公共機関」および「原子力事業者」も必要に応じて、国の現地対策本部への職員の派遣を検討する。

また、知事は、安全の確保に留意しつつ、オフサイトセンター等に県現地対策本部を設置し、国の現地対策本部および関係市町とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議

第6章第3節第5、第6、第7

会を組織する。武力攻撃原子力災害合同対策協議会は、『県地域防災計画（原子力編）』の定め例により行う。

2 自衛隊の部隊等の派遣要請

知事は、避難住民の誘導および救援、「武力攻撃原子力災害」への対処（被災状況の把握、人命救助活動、放射能汚染への対処等）、応急の復旧（施設等の応急復旧、放射能汚染の除去等）等、現地において国民保護措置を円滑に実施するため必要と認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

第6 原子炉の運転停止等の要請（法97④、106関係）

1 国の命令による停止

「原子力事業者」は、国において、原子炉の運転を停止すべきとの命令が行われた場合、直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

2 原子力事業者自らの判断による停止

「原子力事業者」は、突発的に脅威が発生した場合等特に緊急を要する場合は、事態の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止することとされている。

3 知事が行う原子炉の運転停止等の要請

知事は、「武力攻撃」に伴い、原子力発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、または発生するおそれがある場合で、緊急に必要があると認められるときは、国を通じて、または直接に、「原子力事業者」に対し原子炉の運転停止等適切な措置を講ずることを要請する。

第7 武力攻撃原子力災害の公示の通知（法105⑦⑧関係）

1 国対策本部の公示

国対策本部長は、「武力攻撃」に伴って、原子力発電所から放射性物質等の放出等により人の生命、身体または財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする「武力攻撃原子力災害」の公示を行い、総務大臣は、知事に、その旨を通知することとされている。

(1) 「応急対策実施区域」

(2) 「武力攻撃原子力災害」に係る事態の概要

(3) 「応急対策実施区域」内の住民および公私の団体に対し周知させるべき事項

2 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示があった旨の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉フ

アクセスシステム等により速やかに公示の内容を次の者に通知する。

- (1) 市町長
- (2) 県の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等）
- (3) 県の出先機関
- (4) 「指定地方公共機関」
- (5) 市町消防本部
- (6) その他の関係機関

第4節 応急対策等

「武力攻撃原子力災害」が発生した場合または発生するおそれがある場合において、関係機関が講ずべき、「武力攻撃原子力災害」の発生または拡大を防止するための「応急対策」および災害の復旧を図るための「事後対策」について定める。

第1 放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等（法105⑬関係）

1 原子力防災管理者の応急措置

原子力発電所長等「原子力防災管理者」は、原子力発電所において第3節第2に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、直ちに当該原子力発電所の防災組織に、「武力攻撃原子力災害」の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせることとされている。

2 応急措置等の報告等

- (1) 「原子力事業者」は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、**知事**、所在市町長および関係隣接府県知事（「事業所外運搬」に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、**知事**および当該事実が発生した場所を管轄する市町長）に、1の規定による措置の概要ならびに原子力発電所からの放射性物質等の放出状況および放出の見通し等の情報を報告することとされている。
- (2) **知事**は、(1)の規定による報告を受けた場合には、関係周辺市町長および関係隣接府県その他関係都道府県に、当該報告の内容を通知する。

第2 応急対策として実施する事項（法105⑬⑮関係）

1 応急対策の内容

知事は、関係機関と連携し、国対策本部長が「武力攻撃原子力災害」の公示を行った場合には、次に掲げる「応急対策」を実施しなければならない。

- (1) 公示の内容その他「武力攻撃原子力災害」に関する情報の伝達および住民の避難に関する事項
- (2) 放射線量の測定その他「武力攻撃原子力災害」に関する情報の収集に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 施設および設備の整備および点検ならびに応急の復旧に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該「武力攻撃原子力災害」を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質

による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

- (8) その他「武力攻撃原子力災害」の発生または拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 応急対策の実施

- (1) **知事**は、「武力攻撃原子力災害」の発生または拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町長に対し、所要の「応急対策」の実施を指示する。
- (2) **知事**および市町長は、応急措置、「応急対策」および情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。
- (3) 「原子力事業者」は、**知事**、市町長その他の執行機関が実施する「応急対策」が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずることとされている。
- (4) 1に掲げる「応急対策」の実施に当たって特に留意すべき事項は、この節第3から第8において定める。

第3 武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達（法105⑧関係）

1 知事が行う通知

知事は、「応急対策」実施を決定したときは、速やかに、次に掲げる者に対し、防災行政無線および一斉ファックスシステム等により、その内容を通知する。

- (1) 市町長
- (2) 県の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等）
- (3) 県の出先機関
- (4) 関係「指定公共機関」および「指定地方公共機関」
- (5) 市町消防本部
- (6) その他の関係機関

2 市町長が行う通知

市町長は、1の規定により**知事**から「応急対策」に関する通知があったときは、速やかに、次に掲げる者に、防災行政無線等あらかじめ定める方法により、その内容を通知するものとする。

- (1) 住民
- (2) 関係のある公私の団体
- (3) 市町の他の執行機関

3 県警察本部が行う伝達

県警察本部は、市町と協力し、住民に対する的確かつ迅速な「応急対策」の内容の伝

第6章第4節第3、第4

達に努める。

4 指定公共機関等が行う伝達

「指定公共機関等」は、関連する施設の管理者に対する的確かつ迅速な「応急対策」の内容の伝達に努める。

第4 武力攻撃原子力災害における住民避難等（法105⑬関係）

原子力発電所が「武力攻撃」を受けた場合には、原災法に規定する原子力災害と同様の事態が発生するが、放射性物質または放射線が急激に放出されることも考えられる。

知事は、このような「武力攻撃原子力災害」から住民の生命および身体を保護するため、避難または退避を指示する。

1 避難の指示

知事は、「武力攻撃原子力災害」が発生した場合または発生するおそれがある場合において、国対策本部長から住民避難を実施すべき指示があったときは、主要な避難の経路、避難のための交通手段等、避難指示の内容を住民に伝達するよう、関係市町長に対し通知する。

なお、避難の実施方法については第4章第1節「住民の避難」の規定による。

2 退避の指示

(1) 知事は、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示を行う。

(2) 知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町長に通知する。

(3) 市町長は、原子力施設に対する「武力攻撃」の事実を発見し（例えば、ゲリラ部隊が海岸から上陸しているのを発見した場合など）、一刻も早く住民を避難させることが安全確保の観点から必要と判断されるときは、退避の指示を行うものとする。

(4) 市町長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

○具体的な武力攻撃事態を想定した避難および退避の事例について、別途巻末に記載する。

第5 武力攻撃事態等におけるモニタリングの実施（法105⑬関係）

県は、「武力攻撃事態等」が発生した場合には、緊急時におけるモニタリングの実施については、状況に応じ、『県地域防災計画（原子力編）』の定め例により行い、住民の避難または退避、飲料水、飲食物等の摂取制限、防護対策についての必要な情報を迅速に提供することにより、住民の安全の確保を図る。（第2節第3「武力攻撃事態等におけるモニタリング体

制の強化」参照)

第6 武力攻撃事態等における被ばく医療の実施（法105⑬関係）

住民および原子力発電所の従業者の生命および身体を「武力攻撃原子力災害」から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づく医療措置を行うことが重要であることから、次のとおり武力攻撃事態における被ばく医療体制を確立するとともに、適切な被ばく医療措置を講ずる。（第2節第4「武力攻撃事態等における被ばく医療体制の強化」参照）

1 被ばく医療体制

(1) 緊急時医療連絡室の設置

ア 知事は、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、必要と認めるときは、緊急時医療連絡室をオフサイトセンター等に設置する。

イ 緊急時医療連絡室は、必要に応じて緊急時医療本部に準じた業務を行う。

(2) 緊急時医療本部の設置

知事は、県対策本部を設置したときは、直ちに現地における医療活動を総括するため、オフサイトセンター等に緊急時医療本部を設置する。

(3) 国および各関係医療機関への要請等

ア 知事は、必要と認めるときは、国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣および放射線障害専門病院等への被ばく患者の受入れを要請する。

イ 知事は、関係市町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置する。すべての避難所への救護所の設置が困難な場合は、主要避難所を選定し救護所を設置する。

この場合において、救護所の運営は、関係市町長との緊密な連携のもとに実施する。

ウ 知事は、必要と認めるときは、被ばく患者の搬送について、国に対し要請する。

2 被ばく医療措置

(1) 被ばく患者の搬送先または転院先の判断

多くの被ばく患者の発生により県内の機関だけでは対応できない場合においては、実際に医療に当たる現場の医師は、県対策本部の助言および指示に基づき、適切な搬送先または転院先を判断または転送を実施する。

(2) 外部専門機関への協力要請

知事は、必要に応じ、国に対し専門医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等必要な人員の派遣または現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染および治療のため、被ばく医療に関する外部専門機関の協力を要請する。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、『県地域防災計画（原子力編）』の定め例により行う。

第6章第4節第6、第7、第8、第9

(4) キレート剤の服用

知事は、内部被ばく患者が発生し、治療に当たる医師がキレート剤の服用が必要と判断した場合に、その確保に当たって関係機関に必要な措置を要請する。

(5) 被ばく医療機関における汚染および被ばくの防止

被ばく医療機関においては、被ばく患者の診療に際して、医療関係者の二次汚染および二次被ばくを防止するための措置を講ずる。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染および被ばくを防止するための措置を講ずる。

(6) 被ばく医療の情報の共有化

知事は、被ばく医療機関で得られた情報を、速やかに緊急時医療本部を含む関係機関に伝達するとともに、緊急時医療本部および「原子力事業者」が得た被ばく医療を実践するために必要な情報を、被ばく医療機関に提供する。

第7 避難退域時検査および簡易除染の実施

知事および「原子力事業者」は、避難または一時移転（『県地域防災計画（原子力編）』の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査および簡易除染の実施については、『県地域防災計画（原子力編）』の定め例により行う。

第8 飲食物の摂取制限等（法105⑬関係）

「武力攻撃原子力災害」時には、放射性物質等により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、『県地域防災計画（原子力編）』の定め例により、県は、関係市町、関係機関と連携し、汚染状況を把握するとともに、国の助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施する。

第9 原子力発電所の応急復旧等のための連携（法105⑬関係）

1 応急復旧

「原子力事業者」は、発電施設、変電施設または変電設備、送電線路または配電線路等に被害があった場合は、応急工事の実施に当たり、その業務計画で定めるところにより、可能な範囲で電力事業者間で連携を図り、応急復旧について、資機材、要員等の融通が図られるよう支援体制の構築に努める。

2 電力の安定供給への配慮

「原子力事業者」は、第3節第6の規定に基づき、原子力発電所の原子炉を停止した場合は、代替電力の確保等について、他の電力事業者と相互に緊密に連携し、電力の安定供給のために最大限の努力を行う。

3 電力供給が復旧されるまでの知事の情報提供等の措置

知事は、原子力発電所の運転停止により、電力の供給が停止し、または制限される場合、電力の供給が復旧するまでの間、国および「原子力事業者」と連携し、県民および関係都道府県への情報提供その他県民生活の安定のため必要な措置を講ずる。

第10 事後対策の実施（法105⑬関係）

1 事後対策の内容

知事は、関係機関と連携し、公示が取り消された以後において、次に掲げる「事後対策」を実施しなければならない。

- (1) 「応急対策実施区域」その他所要の区域における放射性物質の濃度もしくは密度または放射線量に関する調査
- (2) 居住者等に対する健康診断および心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- (3) 放射性物質による汚染の有無またはその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための「応急対策実施区域」その他所要の区域における放射性物質の発散の状況に関する広報
- (4) その他「武力攻撃原子力災害」の発生もしくは拡大の防止または「武力攻撃原子力災害」の復旧を図るための措置

2 事後対策の実施

- (1) 知事および市町長は応急措置、「事後対策」および情報の収集の措置を講ずる者の安全の確保に関し十分配慮する。
- (2) 「原子力事業者」は、知事、市町長その他の執行機関が実施する「事後対策」が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずることとされている。

第7章 施設の復旧と生活の安定

県は、「武力攻撃災害」により被災した施設の早期の本格復旧および被災者の生活の安定を図る。

第1節 被災施設および被災地の復旧

県は、「武力攻撃災害」により被災した公共土木施設等の復旧および大規模な被害を受けた被災地の計画的な復興に努める。

第1 実施責任者（法141関係）

県は、市町と連携し、「武力攻撃災害」により被災した公共土木施設、農林水産施設等の早期の本格復旧を図る。

第2 武力攻撃による災害復旧の促進

県および被災した市町は、「武力攻撃災害」が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、復旧に関する資料等の整備等を行うとともに、施設の復旧事業が早期に実施できるよう努める。

第3 計画的復興

県および市町は、大規模な「武力攻撃災害」により、壊滅的な被害を受けた被災地を復興するに当たって、都市構造、産業基盤等の改変を伴う大事業となることから、あらかじめ事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関との調整に努める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得た上で、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施することにより、安全で快適な市街地を形成し、都市機能が充実するよう努める。

第4 財源の確保

県および市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債の措置等を講ずることにより、災害復旧事業の早期実施に努める。

市町において、緊急に、災害復旧資金の需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資により財源の確保を図るものとする。この場合において、県は、福井財務事務所と協力し、適切かつ効果的な措置を講ずる。

第2節 生活の安定

県は、「武力攻撃災害」により被災した住民の生活の再建および安定を図るため、住宅、雇用機会の確保等、適切な支援を行うとともに、流通機能の回復に努める。

第1 住宅の確保

1 住環境の改善

県は、市町と連携し、「武力攻撃」により住宅に被害を受けた者の住環境の改善が早期に図られるよう、必要な支援を行う。

2 住宅の供給

県および市町は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直すことにより、被災者に対する住宅の供給を図る。

第2 被災した児童生徒等に対する教育

県は、市町と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講ずる。

第3 雇用機会の確保

1 雇用の安定

県および市町は、「武力攻撃災害」による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を通じて、速やかにその者の就職のあっせんを行うことにより、雇用の安定に努める。

2 職業訓練の実施

県は、市町と連携し、被災者の就職を支援するため、職業訓練を実施する。

第4 武力攻撃被災者総合相談センターの開設

1 武力攻撃被災者総合相談センターの開設

県および市町は、被災者からの相談、問合せ等に対応するため、既存の相談窓口において対応するほか、被災地に、それぞれの相談窓口を一元化した「武力攻撃被災者総合相談センター」を開設することにより、被災者がワンストップで相談できるように配慮する。

2 訪問相談の実施

「武力攻撃被災者総合相談センター」においては、被災者の便宜を図るため、窓口における相談のほか、被災地域を巡回する訪問相談を実施する。

第5 金融措置

「武力攻撃災害」による被災者に対する地方税その他の公的徴収金について、減免の措置を講ずるほか、生活の再建のための融資対策を行うことにより、被災者の生活の安定を図る。

1 地方税の減免および徴収猶予

(1) 県は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または福井県県税条例の規定のに基づき、減免、期限の延長、徴収猶予等それぞれの事情に応じた適切な措置を講ずる。

(2) 市町は、被災者に対し、市町税の減免、徴収猶予等の措置を講ずることができることとされている。

2 融資対策

県は、被災者の生活再建、被災地における産業の復興等を図るために必要な資金の融資対策を講ずる。

第6 流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の生活の安定を確保し、経済の復興を促進する。

1 商品の確保

(1) 県および市町は、生活必需品その他の商品の在庫量および必要量を把握するとともに、不足があれば国、企業等と協議し、速やかに必要量を確保するよう努める。

(2) 鉄道、道路、港湾等の管理者は、物流の確保を図るため、速やかな施設の復旧に努める。

2 通貨および金融の安定

北陸財務局は、被災地の金融機関に対して、通貨等の円滑な流通を確保するため、必要な指導および援助を行うこととされている。

日本銀行は、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するための必要な措置を講ずることとされている。

3 物価の監視

県は、物価の動向の調査および監視をするとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては勧告、公表等の適切な措置を講ずる。

第7章第2節第6

4 消費者への情報の提供

県は、市町と連携し、消費者の保護を図るため、生活必需品その他の商品の在庫量、適正価格、販売場所等の情報を消費者に提供する。

5 各種市場、取引所等の再開

県は、市町および各関係機関と連携し、各種市場、取引所等がその施設および設備を復旧し、速やかに営業を再開することができるよう指導および支援を行う。

[避難等の事例]

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、一概にどのようなものになるかは言い難いが、避難等の行動手順を具体的に示すため、あくまでひとつの想定される事例として原子力発電所を目標にしたゲリラまたは特殊部隊による攻撃および弾道ミサイルによる攻撃を取り上げ、それぞれの避難指示等の内容について記述する。

○ゲリラまたは特殊部隊による攻撃の場合

武力攻撃の想定

ゲリラまたは特殊部隊による攻撃は、小人数で行動を秘匿し、警戒が手薄な箇所からの侵入、悪天候の利用等あらゆる手段を活用して行われることが想定される。

原子力発電所に対する攻撃としては、原子炉まで到達するには、ある程度の時間を要するので、出動した自衛隊が対処することとなるが、場合によっては、中央制御室の占拠、施設の爆破等を行うことも考えられる。

対処方法

ケース①

ゲリラまたは特殊部隊の侵入が警察等の監視活動により発見され、かつ、潜伏場所が判明しており、直ちに自衛隊による侵害排除が行われることになる場合

→ **知事**は、国からの避難措置の指示に基づき、当該地域の住民に対し、安全の確保を確認した上で、避難指示を行う。

ケース②

ゲリラまたは特殊部隊が警察等の監視活動により、原子力発電所立地周辺地域において侵入の兆候は察知されたが、潜伏場所が特定できない事態であって、状況によっては住民がゲリラと遭遇するおそれがある場合

→ **知事**は、当面は、住民に対し地下施設、堅ろうなコンクリート施設、気密性の高い部屋等へ屋内避難の指示を行う。

その後、事態の推移を確認しながら、国からの避難措置の指示に基づき、当該地域の住民に対し、安全の確保を確認した上で、避難指示を行う。

ケース③

ゲリラまたは特殊部隊の侵入が警察等の監視活動により発見されたが、国からの警報等が無い場合

→ **知事**は、住民に対し警戒をするよう緊急通報を発令するとともに、必要に応じて退避の指示または警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う。

○弾道ミサイルによる攻撃の場合

武力攻撃の想定

弾道ミサイル攻撃は、発射準備の兆候の把握により、事前に予測することができるが、攻撃目標の特定は極めて困難である。

また、攻撃目標が判明した場合でも、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるか、NBC弾頭であるか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相および対応が異なる。

弾道ミサイルは、技術的な理由から、目標となる施設に命中する確率は低いですが、本県にある原子力発電所が目標となった場合、着弾する可能性は否定できない。

対処方法

弾道ミサイル攻撃の目的の一つは、国民に対する恐怖心を惹起させることにある。

知事は、国および関係機関との連携を強化し、通信体制を維持するとともに、弾道ミサイルの発射に関する情報の把握および県民に対し冷静に行動するよう広報に努める。

また、**知事**は、ミサイル攻撃に係る情報を入手した場合、速やかに県民への情報提供を行うとともに、住民に対して、地下施設、堅ろうなコンクリート施設、気密性の高い部屋等へ屋内避難（または屋内退避）の指示を行う。

その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する。

(別 表)

この計画と『県地域防災計画（原子力編）』に定める規定との関係

原子力発電所に係る武力攻撃災害に対しては、『県地域防災計画（原子力編）』の規定を準用し、同様の措置を講ずることを原則とするが、『県地域防災計画（原子力編）』の規定によらず、この計画において新たに定める事項を次のとおり示す。

『県地域防災計画（原子力編）』に規定する項目 P	この計画において独自に定める事項（この計画に定める章節）						
全体に係る事項	・武力攻撃原子力災害に至ったときは、『県地域防災計画（原子力編）』を準用する場合、次のとおり読み替えを行う。 （武力攻撃原子力災害に準用するための主な読み替え） 原子力災害 → 武力攻撃原子力災害 原子力災害医療 → 被ばく医療 国 原子力災害対策本部 → 国対策本部 " 原子力災害現地本部 → 国の現地対策本部 県 災害対策本部 → 県対策本部 " 現地災害対策本部 → 県現地対策本部 市町 災害対策本部 → 市（町）対策本部 " 現地災害対策本部 → 市（町）現地対策本部 原子力災害合同対策協議会 → 武力攻撃原子力災害合同対策協議会						
第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務 または業務 ……23	・各機関が実施すべき事務または業務は「処理すべき事務または業務」（第1章第3節第2）による。						
第2章 原子力災害事前対策	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1391 746 1563">第1節 原子力防災体制の整備 第4 平常時の安全対策 ……31</td><td data-bbox="746 1391 1386 1563"> ・「原子力事業者の武力攻撃事態等への備え」（第6章第2節第1）を定める。 ・「福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催」（第6章第2節第2）を定める。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="252 1563 746 1787">第5 緊急事態応急体制の整備 ……32</td><td data-bbox="746 1563 1386 1787"> ・緊急時における配備体制および動員体制の整備について、「組織および体制の整備」（第2章第1節第1）を定める。 ・現地対策本部および武力攻撃原子力災害合同対策協議会の体制について、「現地対策本部の設置等」（第6章第3節第5-1）を定める。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="252 1787 746 1919">第6節 緊急時モニタリング体制の整備 第4 環境モニタリング資機材等の整備・維持 ……49</td><td data-bbox="746 1787 1386 1919"> ・移動可能型モニタリング装置の整備等について「武力攻撃事態等におけるモニタリング体制の強化」（第6章第2節第3）を定める。 </td></tr> </table>	第1節 原子力防災体制の整備 第4 平常時の安全対策 ……31	・「原子力事業者の武力攻撃事態等への備え」（第6章第2節第1）を定める。 ・「福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催」（第6章第2節第2）を定める。	第5 緊急事態応急体制の整備 ……32	・緊急時における配備体制および動員体制の整備について、「組織および体制の整備」（第2章第1節第1）を定める。 ・現地対策本部および武力攻撃原子力災害合同対策協議会の体制について、「現地対策本部の設置等」（第6章第3節第5-1）を定める。	第6節 緊急時モニタリング体制の整備 第4 環境モニタリング資機材等の整備・維持 ……49	・移動可能型モニタリング装置の整備等について「武力攻撃事態等におけるモニタリング体制の強化」（第6章第2節第3）を定める。
第1節 原子力防災体制の整備 第4 平常時の安全対策 ……31	・「原子力事業者の武力攻撃事態等への備え」（第6章第2節第1）を定める。 ・「福井県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催」（第6章第2節第2）を定める。						
第5 緊急事態応急体制の整備 ……32	・緊急時における配備体制および動員体制の整備について、「組織および体制の整備」（第2章第1節第1）を定める。 ・現地対策本部および武力攻撃原子力災害合同対策協議会の体制について、「現地対策本部の設置等」（第6章第3節第5-1）を定める。						
第6節 緊急時モニタリング体制の整備 第4 環境モニタリング資機材等の整備・維持 ……49	・移動可能型モニタリング装置の整備等について「武力攻撃事態等におけるモニタリング体制の強化」（第6章第2節第3）を定める。						

第7節 原子力災害医療体制の整備 第2 原子力災害医療体制の確立 …51	・武力攻撃原子力災害時には短時間に多くの被ばく患者が発生することから、「武力攻撃事態等における被ばく医療体制の強化」(第6章第2節第4)を定める。
第3 原子力災害医療資機材等の整備 …53	・キレート剤の備蓄について「安定ヨウ素剤等の備蓄等」(第6章第2節第5)を定める。
第9節 原子力防災訓練等の実施 第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価 …59	・「武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施等」(第6章第2節第6)を定める。
第10節 広域的相互応援体制の整備 …60	・「関係機関との連携および応援協定等」(第1章第4節第1)を定める。
第3章 緊急事態応急対策	
第1節 緊急時の通報連絡 第3 警戒事態(第1段階)発生時の通報連絡 …70 第4 災害状況の報告および連絡 …71 第5 施設敷地緊急事態(第2段階)発生時の通報連絡 …72	・「原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等」(第6章第3節第1)を定める。 ・「放射性物質等の放出等の通報等」(第6章第3節第3)を定める。
第6 施設敷地緊急事態(第2段階)発生時の通報後の災害状況の報告および連絡 …73	・「放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等」(第6章第4節第1)を定める。
第2節 緊急時活動体制の確立 …80	・武力攻撃原子力災害時における対策本部への動員配備について、「実施体制の整備」(第3章第1節)を定める。 ・現地対策本部について「現地対策本部の設置」(第6章第3節第5-1)を定める。 ・県対策本部が設置された場合、災害対策本部は設置されない。 ・武力攻撃原子力災害の公示後は原子力緊急事態宣言に係る規定は適用しない。 ・放射性物質の放出等の防止のため、「原子炉の運転停止等の要請」(第6章第3節第6)を定める。 ・「武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達」(第6章第4節第3)を定める。
第3節 緊急時モニタリングの実施 第2 緊急時モニタリング等の実施…97 第5 動員配備の基準 …98	・武力攻撃事態等におけるモニタリングの動員配備の基準、実施体制、実施方法について、「武力攻撃事態等におけるモニタリングの実施」(第6章第4節第5)を定める。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置 …105	・避難の指示および退避の指示については、「武力攻撃原子力災害における住民避難等」（第6章第4節第4）を定める。 ・避難の方法については、「住民の避難」（第4章第1節）を定める。 ・住民避難等の準備については、「住民避難等の準備」（第6章第4節第4-1）を定める。
第8節 原子力災害医療活動 …123	・原子力災害医療体制、原子力災害医療措置については、重要な事項であるので『県地域防災計画（原子力編）』の規定と同様の内容を第6章第4節第6に記載する。 - また、キレート剤の服用について定める。
第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等 …131	・飲食物等の摂取制限等については、重要な事項であるので、『県地域防災計画（原子力編）』の規定と同様の内容を第6章第4節第7に記載する。
第14節 災害救助法の適用 …141	・災害救助法は適用しない。 ・「避難住民の救援および医療措置」（第4章第2節）による。
第15節 広域的応援の対応 …147	・放射線関係その他専門家による「武力攻撃原子力災害対策支援チームの編成」（第6章第3節第4）を定める。
第16節 自衛隊の災害派遣要請等 第4 派遣要請の手続き …150 第8 経費の負担区分 …152	・自衛隊派遣要請の手続について、「自衛隊の部隊等の派遣要請」（第3章第2節第2）を定める。 ・武力攻撃災害時における自衛隊の経費負担については適用しない。
第18節 ボランティア等の受入 …155	・「ボランティアの受入」（第3章第5節）を定める。
第4章 原子力災害中長期対策	
第2節 現地事後対策連絡会議への職員派遣 …157	・「事後対策」（第6章第4節第10）を定める。
第7節 損害賠償請求等 …158	・「補償および費用負担」（第5章第5節）を定める。

